

平成 23 年 1 月調査

裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 23 年 3 月

最高裁判所

目 次

本報告書を読む際の注意	3
I 調査の概要	4
II 調査結果の概要	5
1 裁判員制度の周知状況	5
(a) 裁判員制度の実施について	5
(b) 裁判員制度の内容	6
(c) 裁判員に選ばれる可能性	7
2 裁判員制度の周知媒体	8
3 裁判や司法への関心度	10
4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象	11
(a) 公正中立である	12
(b) 信頼できる	13
(c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある	14
(d) 納得できる裁判（判断）が行われている	15
(e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている	16
(f) 事件の真相が解明されている	17
(g) 裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい	18
(h) 裁判に時間がかかる	19
(i) 国民の関心が高く自分の問題として考えている	20
5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ 4の印象を持つことになった原因	21
6 裁判員制度の実施により期待すること	23
(a) 裁判がより公正中立なものになる	24
(b) 裁判がより信頼できるものになる	25
(c) 裁判所や司法が身近になる	26
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる	27
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる	28
(f) 事件の真相がより解明される	29
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる	30
(h) 裁判が迅速になる	31
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	32

7	現在実施されている裁判員制度の印象	33
(a)	裁判がより公正中立なものになった	34
(b)	裁判がより信頼できるものになった	35
(c)	裁判所や司法が身近になった	36
(d)	裁判の結果（判断）がより納得できるものになった	37
(e)	裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった	38
(f)	事件の真相がより解明されている	39
(g)	裁判の手続や内容がわかりやすくなった	40
(h)	裁判が迅速になった	41
(i)	国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	42
8	裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因	43
9	裁判に参加する場合の心配や支障となるもの	45
10	裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）	47
11	裁判員として刑事裁判に参加したいか	49
12	刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか	50
13	制度開始前・実施への期待・実施後の変化	51
III	調査票（付：単純集計結果）	55
	標本抽出方法	63

〔本報告書を読む際の注意〕

- 1 n は質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。

M. A. : 1 回答者が 2 以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answers の略)。

このとき回答計および M. T. (Multiple Total の略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は 100%を超える。

〔回答票〕 : 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問
- 3 結果数値 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
- 4 統計表等に用いた符号は次のとおりである。

0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの

— : 回答者がいないもの
- 5 職業別の分析で、「その他」は回答数が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。
- 6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているので、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。

I 調 査 の 概 要

- 1 調 査 目 的 裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 2 調 査 項 目 (1) 裁判員制度の周知状況
(2) 裁判員制度の周知媒体
(3) 裁判や司法への関心度
(4) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象
(5) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についての印象を持つことになった原因
(6) 裁判員制度の実施により期待すること
(7) 現在実施されている裁判員制度の印象
(8) 裁判員制度についての印象を持つことになった原因
(9) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの
(10) 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）
(11) 裁判員として刑事裁判に参加したいか
(12) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか
- 3 調 査 対 象 (1) 母 集 団 全国 20 歳以上の者
(2) 回 収 数 2,025 人
(3) 抽出方法 層化 2 段無作為抽出法
- 4 調 査 時 期 平成 23 年 1 月 20 日(木)～ 2 月 6 日(日)
- 5 調 査 方 法 調査員による個別面接聴取
- 6 調 査 実 施 機 関 社団法人 新情報センター
- 7 性・年齢別回収数

	男性	女性	合計
20～29 歳	137(6.8%)	121(6.0%)	258(12.7%)
30～39 歳	180(8.9%)	188(9.3%)	368(18.2%)
40～49 歳	168(8.3%)	151(7.5%)	319(15.8%)
50～59 歳	159(7.9%)	162(8.0%)	321(15.9%)
60～69 歳	174(8.6%)	185(9.1%)	359(17.7%)
70 歳以上	162(8.0%)	238(11.8%)	400(19.8%)
計	980(48.4%)	1,045(51.6%)	2,025(100.0%)

Ⅱ 調査結果の概要

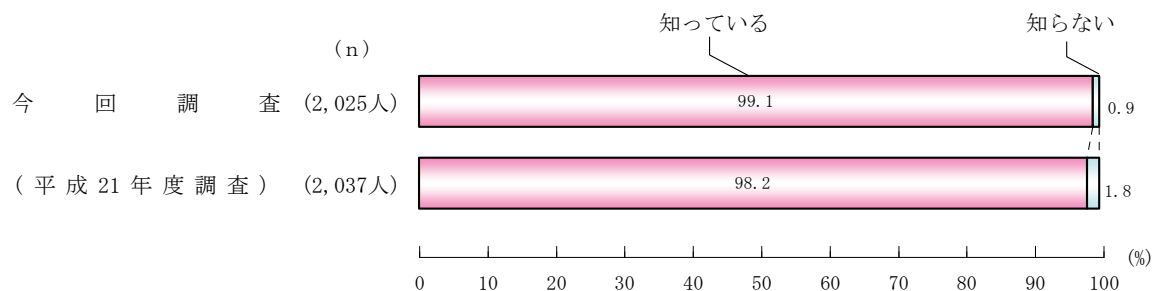
1 裁判員制度の周知状況

(a) 裁判員制度の実施について

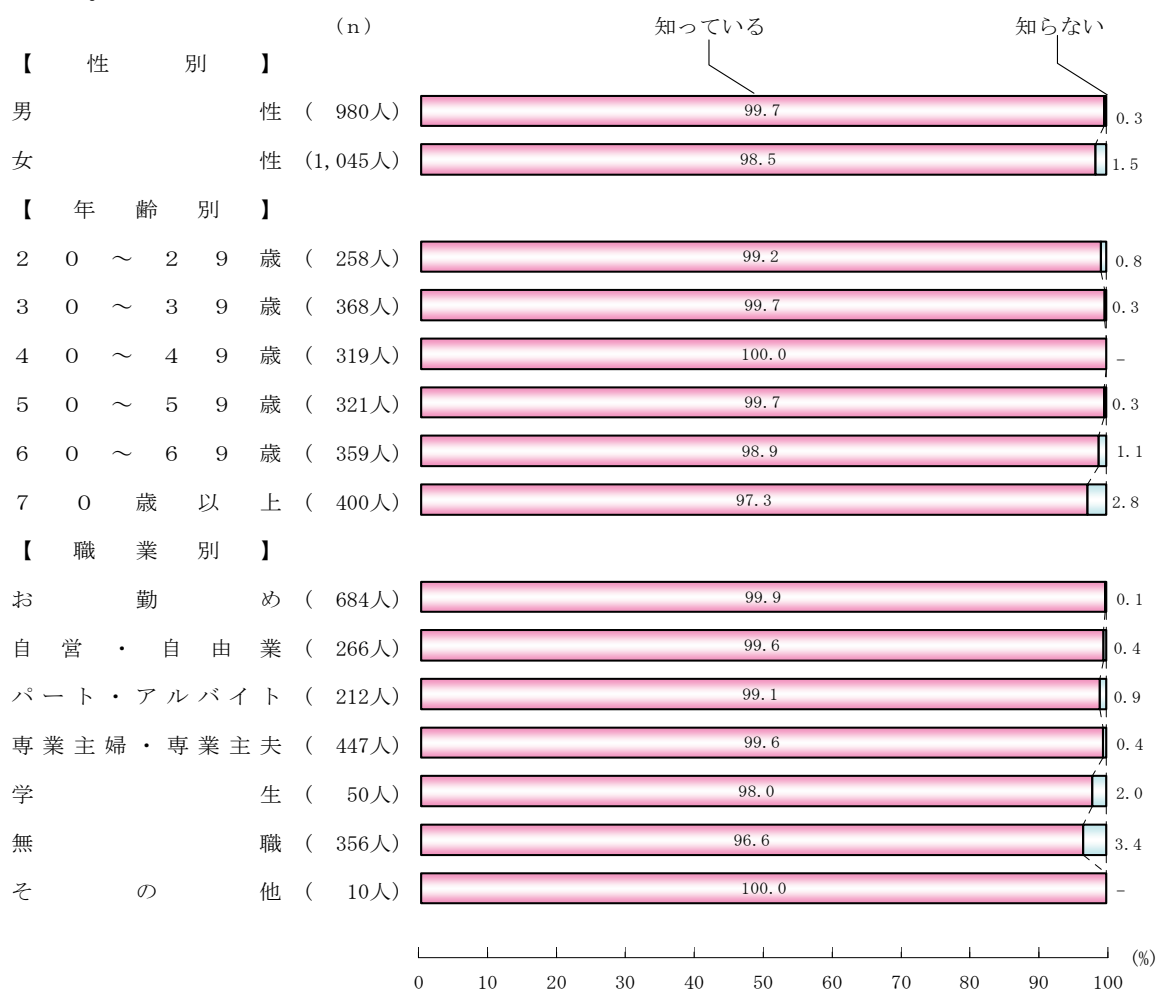
Q1 [回答票1] あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

(a)～(c)の各項目ごとに「知っている」「知らない」のいずれかをお答えください。

(a) 裁判員制度が実施されている



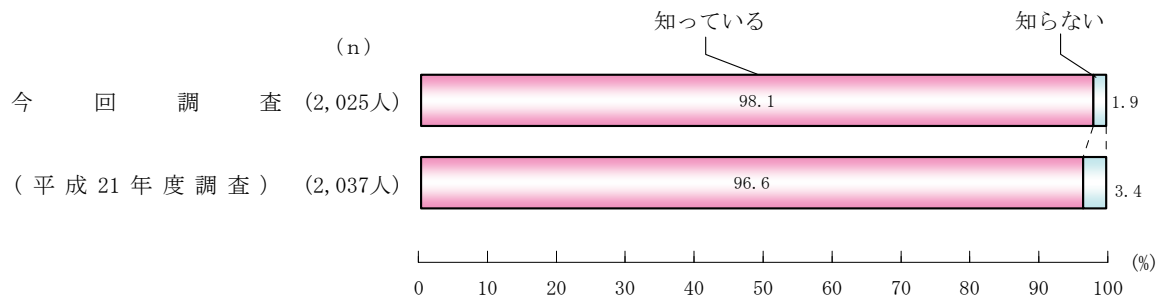
「裁判員制度が実施されている」ことを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が99.1%、「知らない」と答えた者は0.9%であった。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。



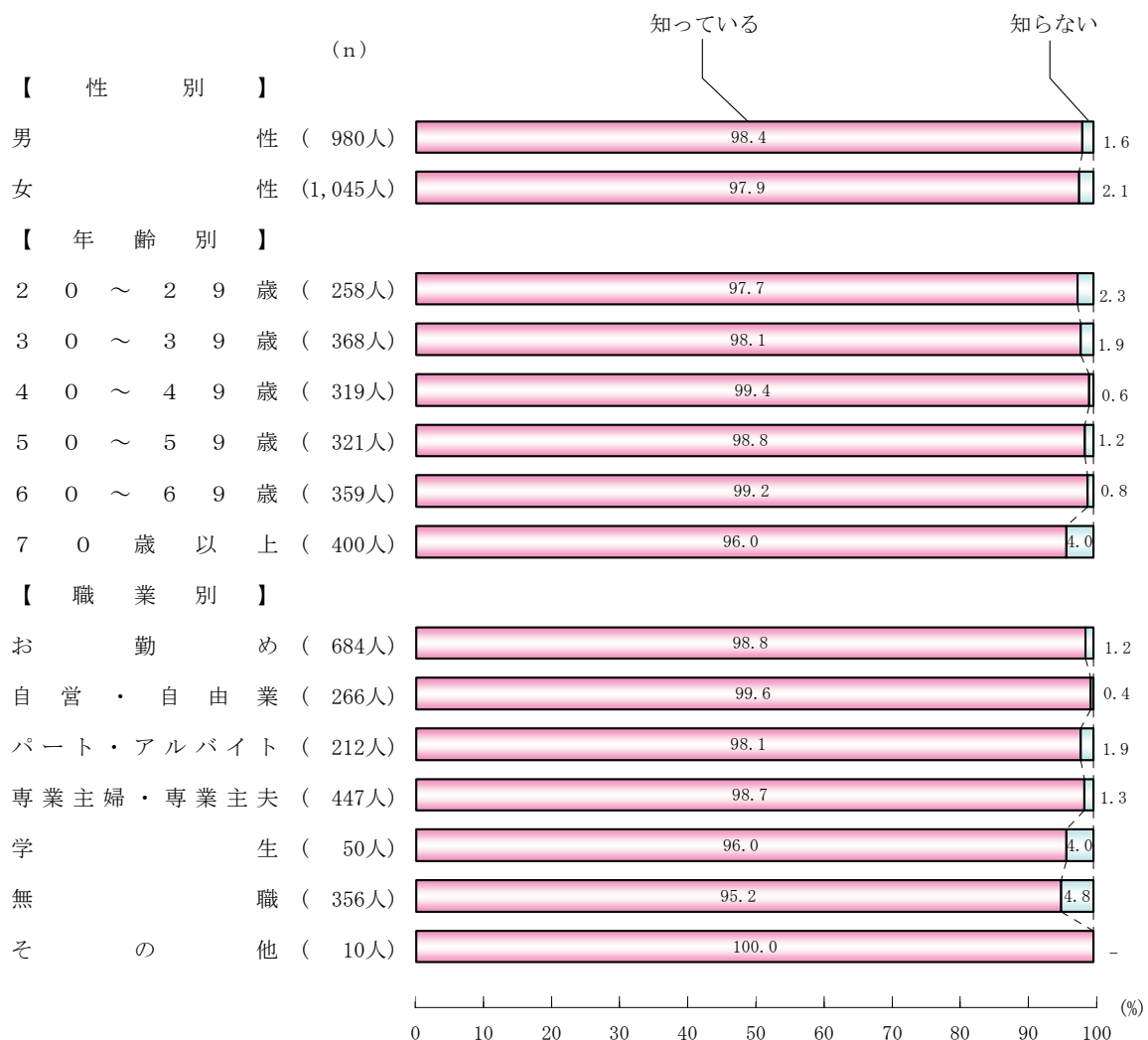
「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、女性より男性で高くなっている。年齢別にみると、70歳以上で低く、職業別にみると、無職で低くなっている。

(b) 裁判員制度の内容

(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である

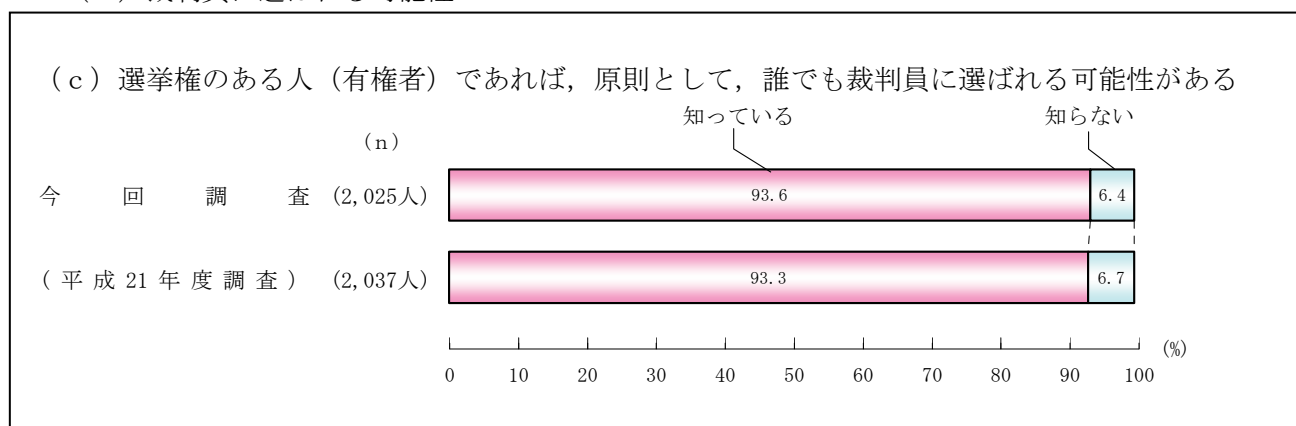


裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを「知っている」と答えた者が98.1%、「知らない」と答えた者は1.9%であった。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

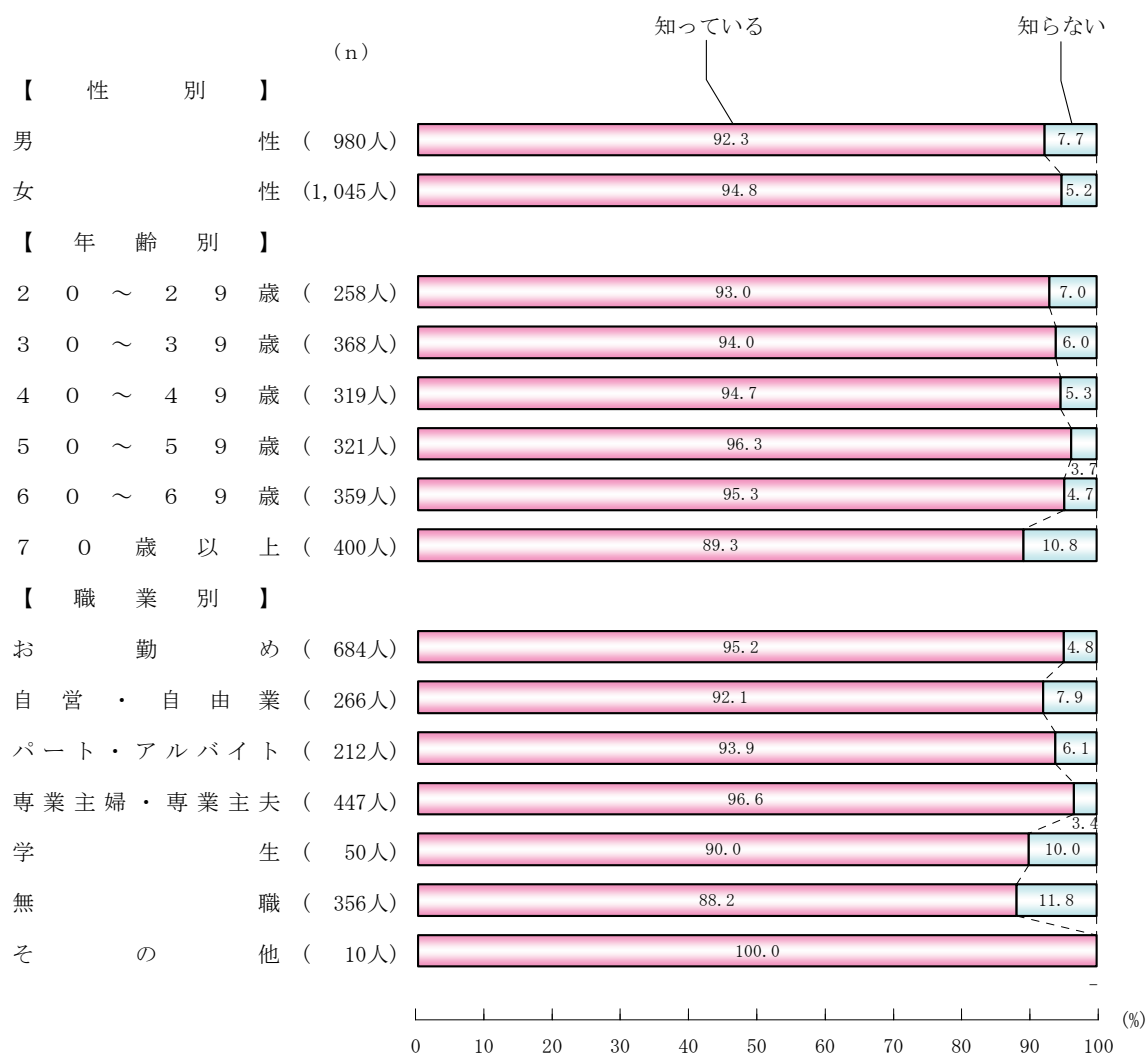


「知っている」と答えた者の割合は、男女別で差はなく、年齢別にみると、70歳以上で低くなっている。職業別にみると、無職が最も低い。

(c) 裁判員に選ばれる可能性



有権者であれば、原則として誰でも選ばれる可能性があることを「知っている」と答えた者が93.6%、「知らない」と答えた者は6.4%であった。周知状況を聞いた3項目((a)～(c))の中では、「知らない」と答えた者の割合が一番高かった。平成21年度調査と比べて、ほとんど変化はみられない。

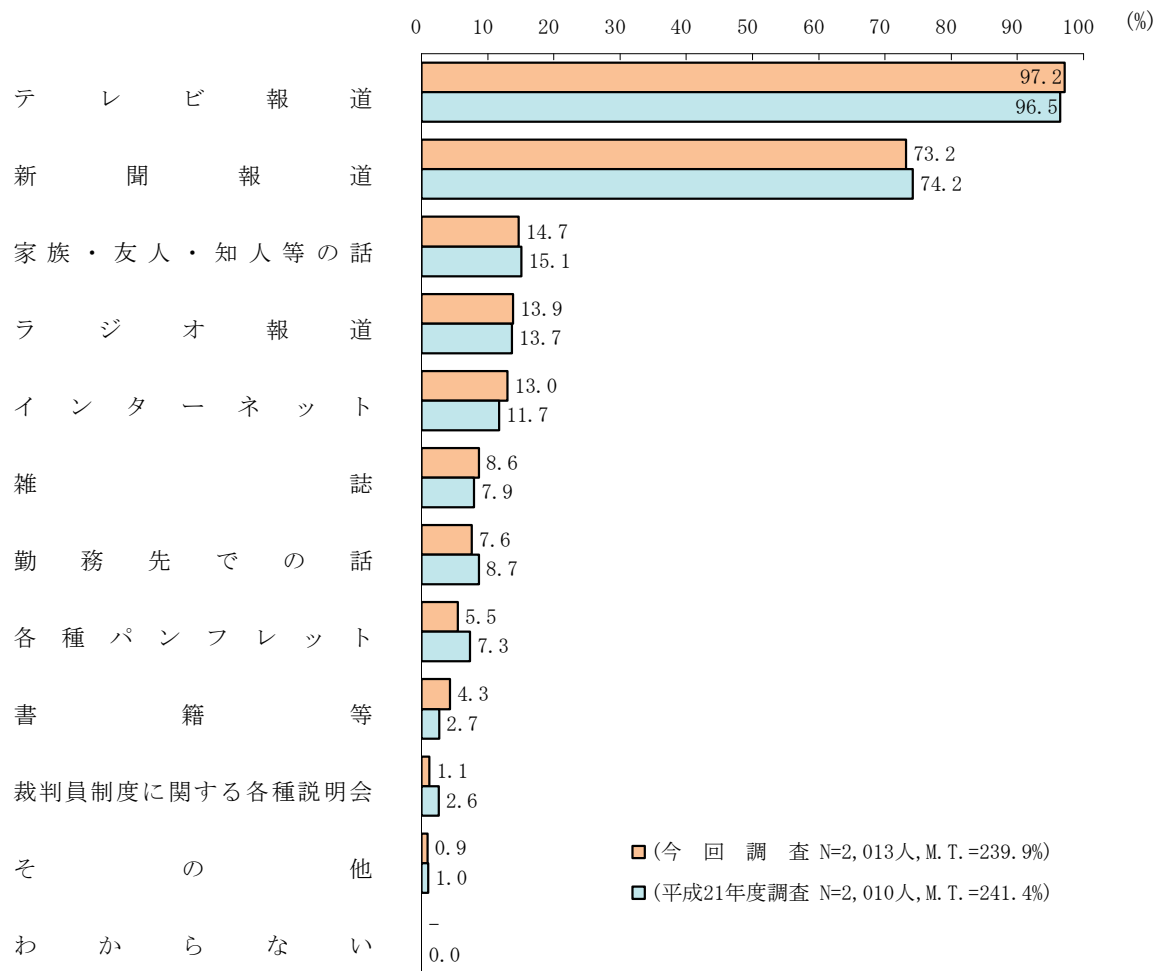


「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、男性より女性で高く、年齢別にみると、70歳以上で低く、職業別にみると、専業主婦・専業主夫とお勤めで高くなっている。

2 裁判員制度の周知媒体

【Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～Q10を聞く】

Q2 〔回答票2〕では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)



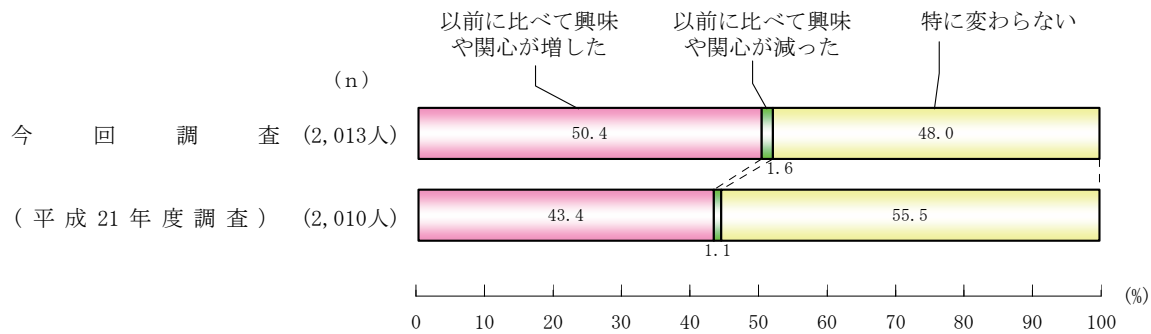
裁判員制度を知っている人に、何から知ったかをたずねたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が最も高く 97.2%、次いで「新聞報道」が 73.2%であった。以下、「家族・友人・知人等の話」(14.7%)、「ラジオ報道」(13.9%)、「インターネット」(13.0%)となっている。平成 21 年度調査と比べて、特に大きな変化はみられない。

	該 当 数 (n)	新 聞 報 道	雑 誌	書 籍 等	テ レ ビ 報 道	ラ ジ オ 報 道	イ ン タ ー ネ ッ ト	各 種 パ ン フ レ ッ ト	家 族 ・ 友 人 ・ 知 人 等 の 話	勤 務 先 で の 話	裁 判 員 制 度 に 関 する 各 種 説 明 会	そ の 他	わ か ら な い	回 答 計
F 1 【性】														
男性	979	77.2	10.5	6.2	96.6	17.4	18.3	5.6	12.8	10.6	1.4	0.7	-	257.4
女性	1034	69.3	6.9	2.4	97.7	10.5	8.0	5.4	16.4	4.6	0.9	1.1	-	223.3
F 2 【年齢】														
20～29歳	257	49.4	8.2	4.7	97.3	6.2	24.9	1.9	21.0	10.1	0.8	3.5	-	228.0
30～39歳	367	62.7	6.5	3.8	96.7	9.0	19.1	3.0	13.9	9.8	0.3	0.5	-	225.3
40～49歳	319	71.2	9.4	3.4	96.2	11.6	15.7	4.4	11.0	9.4	-	0.9	-	233.2
50～59歳	320	82.5	10.9	5.6	96.3	19.4	12.8	10.0	12.8	12.8	1.9	-	-	265.0
60～69歳	358	86.6	10.1	5.6	98.0	22.3	7.3	7.8	15.9	3.9	2.2	0.8	-	260.6
70歳以上	392	80.4	7.1	2.8	98.2	13.0	2.8	5.4	14.5	1.3	1.5	0.3	-	227.3
F 3 【職業】														
お勤め	683	70.0	9.1	5.4	96.6	13.9	20.2	5.6	14.6	18.0	1.6	1.2	-	256.2
自営・自由業	265	79.2	12.1	6.0	96.6	21.1	10.9	6.0	13.6	2.6	0.8	0.4	-	249.4
パート・アルバイト	212	65.1	8.5	4.2	97.2	8.5	9.9	5.7	13.2	6.1	0.5	0.5	-	219.3
専業主婦・専業主夫	445	73.3	6.1	1.3	98.7	11.9	6.3	4.5	16.4	1.1	0.7	0.4	-	220.7
学生	49	55.1	10.2	4.1	93.9	8.2	34.7	2.0	22.4	-	-	8.2	-	238.8
無職	349	82.5	8.0	4.0	97.1	14.3	7.7	6.9	13.2	1.1	1.7	0.6	-	237.2
その他	10	60.0	20.0	20.0	100.0	30.0	20.0	-	10.0	-	-	-	-	260.0

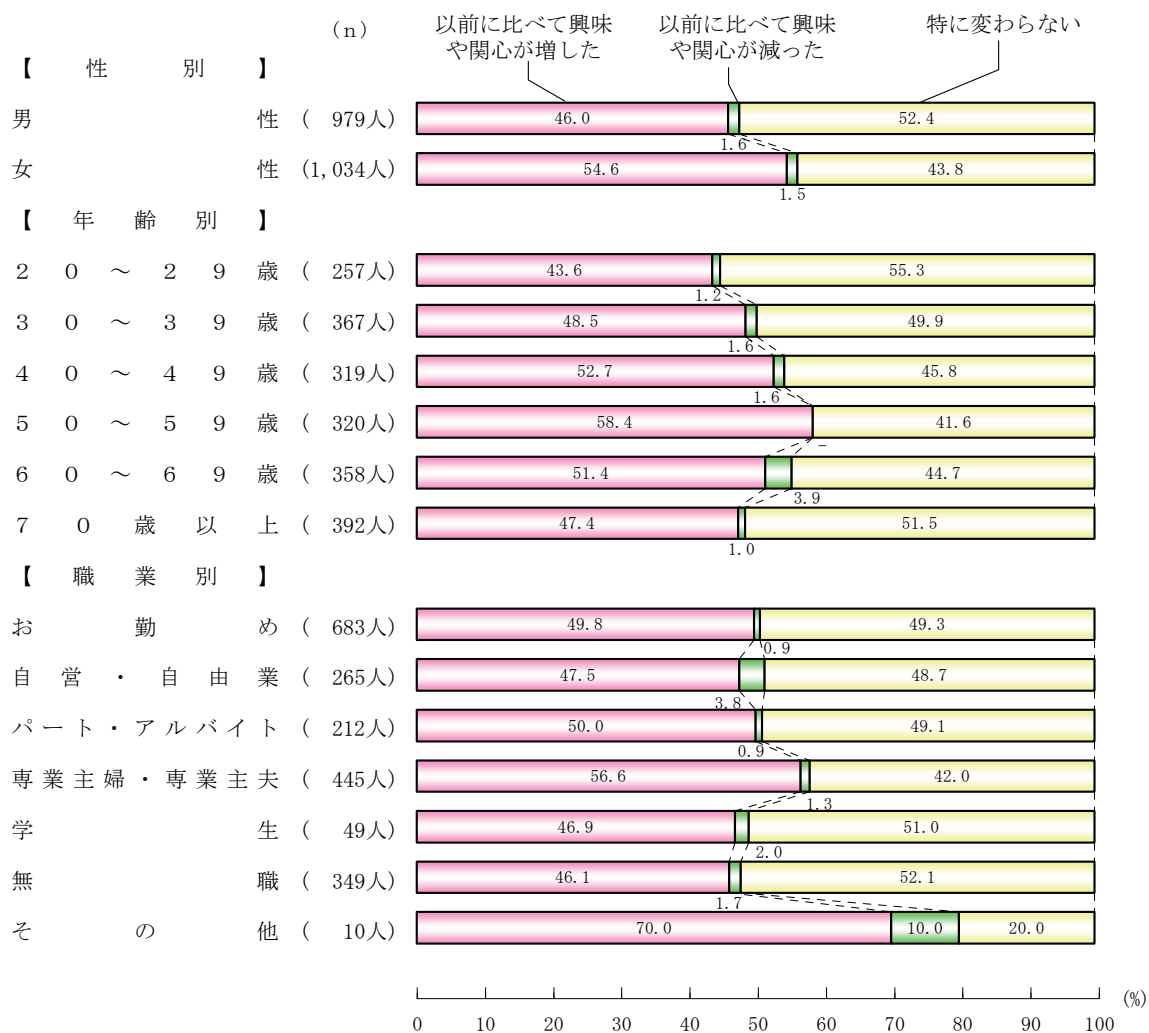
男女別にみると、「新聞報道」、「ラジオ報道」、「インターネット」から知ったと答えた者の割合は、女性より男性で高く、「家族・友人・知人等の話」は男性より女性で高くなっている。年齢別にみると、「新聞報道」は50代以上で高く、「家族・友人・知人等の話」は20代で、「ラジオ報道」は50代・60代で、「インターネット」は30代以下で高くなっている。

3 裁判や司法への関心度

Q3 「回答票3」裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。



裁判員制度が開始されてから、裁判や司法に対する興味や関心が変わったかをたずねたところ、「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合が最も高く 50.4%、「特に変わらない」は 48.0%、「以前に比べて興味や関心が減った」は 1.6%であった。平成 21 年度調査と比べて、「以前に比べて興味や関心が増した」が 7.0%増え、半数を超えた。

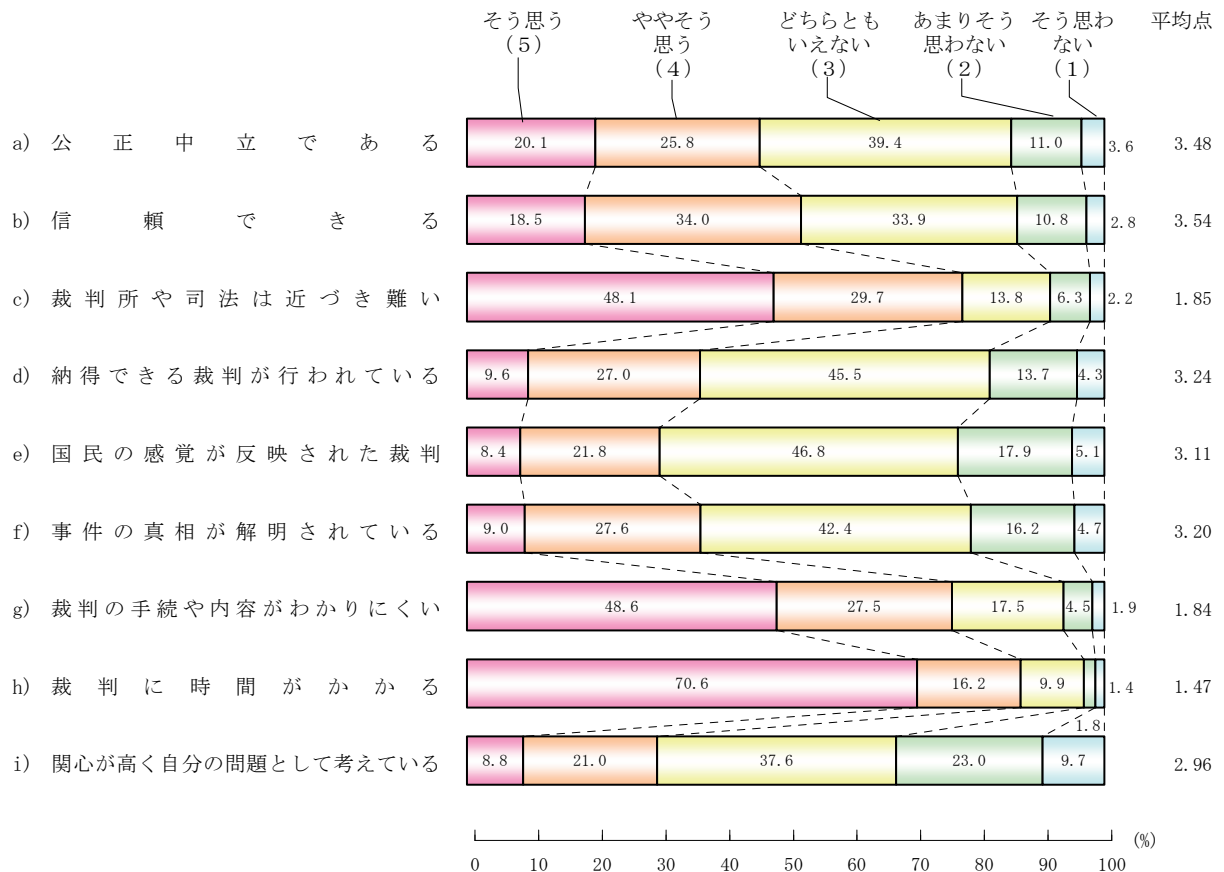


「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は、男女別では、男性より女性で高く、年齢別にみると、50代で高くなっている。職業別では、専業主婦・専業主夫で高くなっている。

4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象

Q 4 「回答票 4」あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の（a）～（i）のそれぞれについて、あてはまるものを 1 つ選んでください。

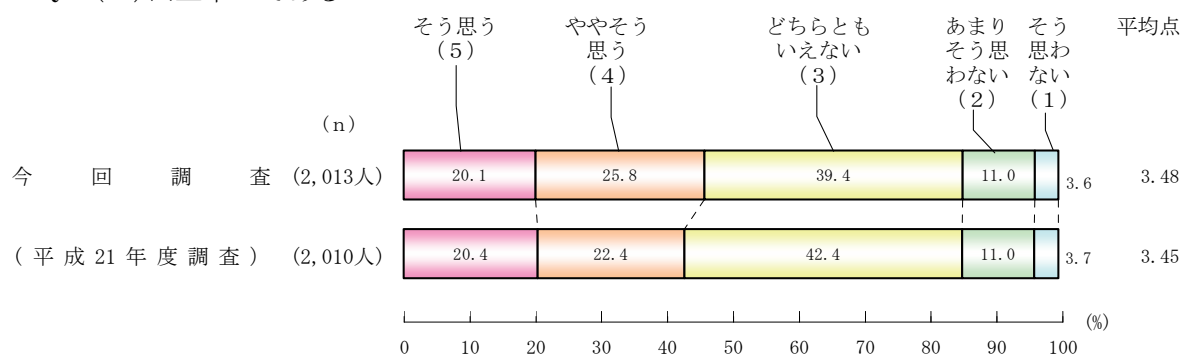
（n=2013 人）



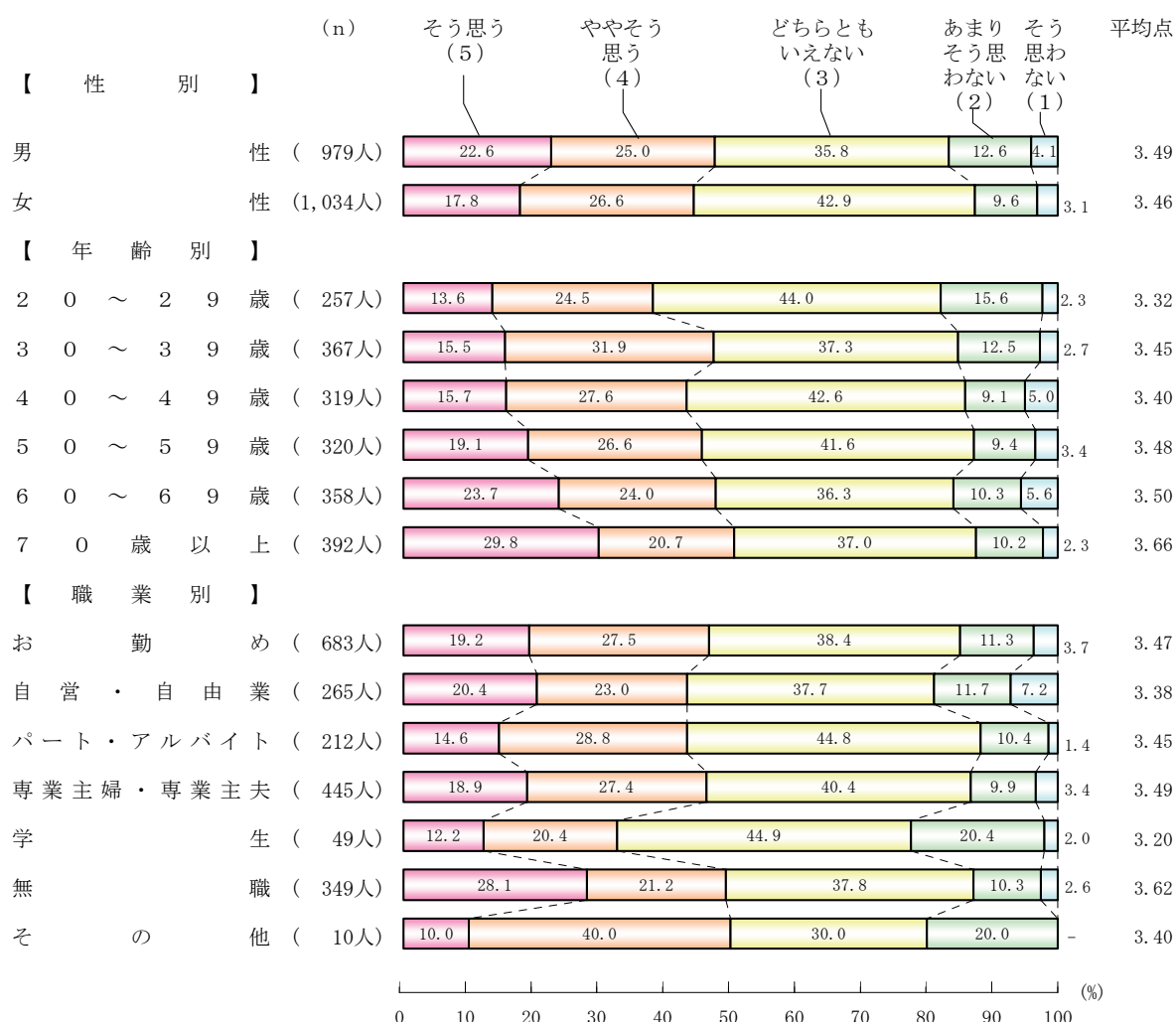
* 平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウェイト処理したものである。ただし、c) g) h) は点数の順が逆になっている。

裁判員制度が始まる前に、刑事裁判に対してどのような印象を持っていたか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『信頼できる』(3.54点)、以下、『公正中立である』(3.48点)、『納得できる裁判(判断)が行われている』(3.24点)、『事件の真相が解明されている』(3.20点)、『国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている』(3.11点)、『刑事裁判や司法などの公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』(2.96点)となっており、『裁判所や司法は近づき難い印象がある』(1.85点)、『裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい』(1.84点)、『裁判に時間がかかる』(1.47点)の項目は平均点が低くなっている。

Q 4 (a) 公正中立である

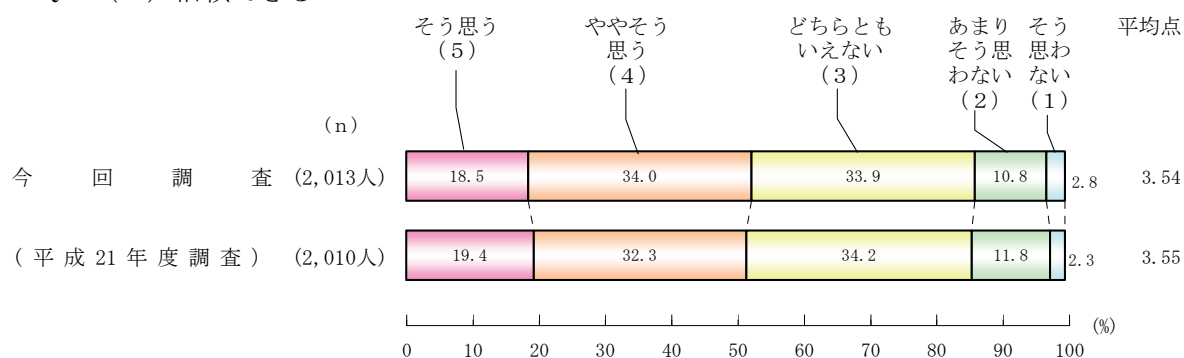


裁判員制度が始まる前の『公正中立である』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は45.9％、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は14.6％である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

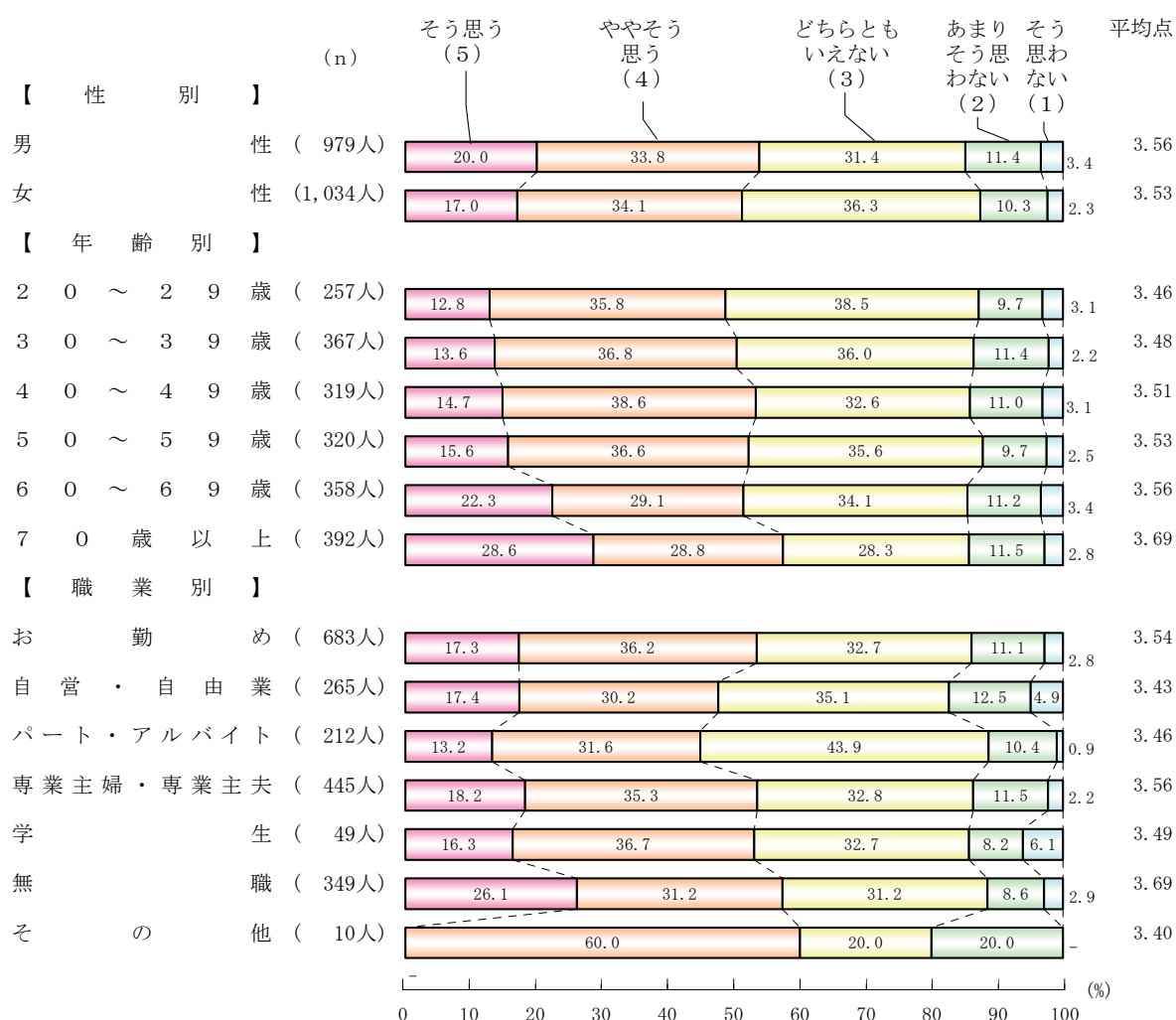


『公正中立である』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はなく、年齢別にみると、20代で最も低くなっている。

Q 4 (b) 信頼できる

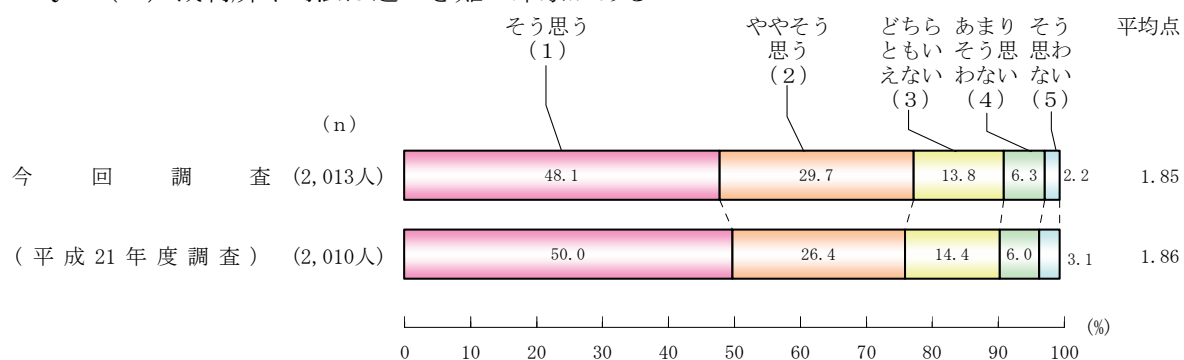


裁判員制度が始まる前の『信頼できる』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は52.5%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は13.6%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

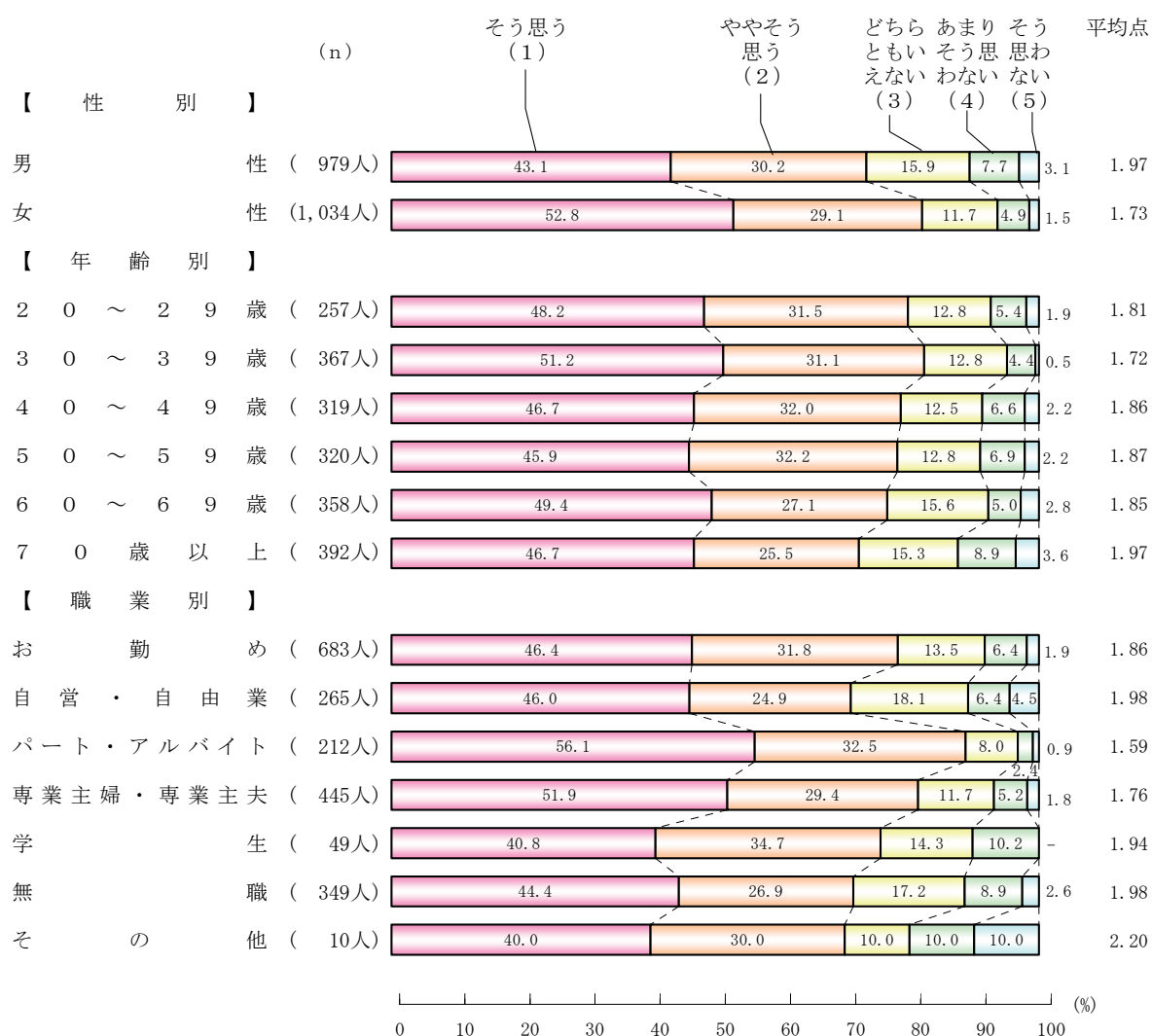


『信頼できる』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はなく、年齢別にみると、70歳以上で高く、職業別にみると、無職で高くなっている。

Q 4 (c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある

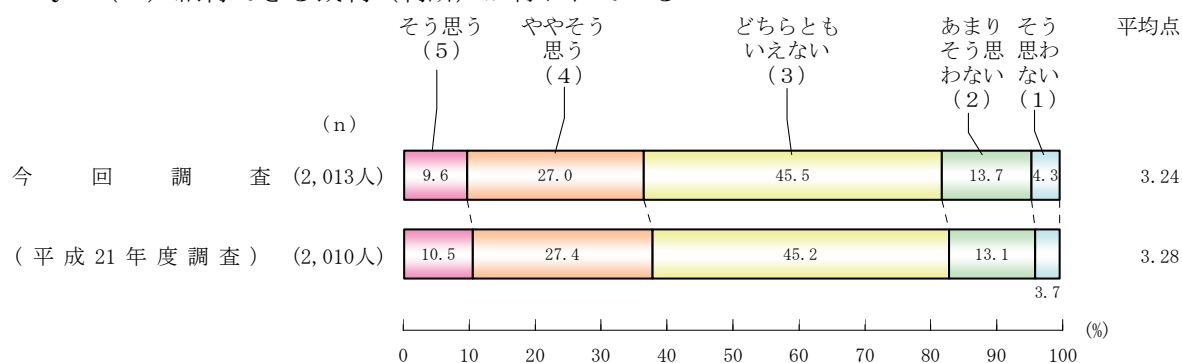


裁判員制度が始まる前の『裁判所や司法は近づき難い印象がある』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 77.8%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 8.5%である。平成 21 年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

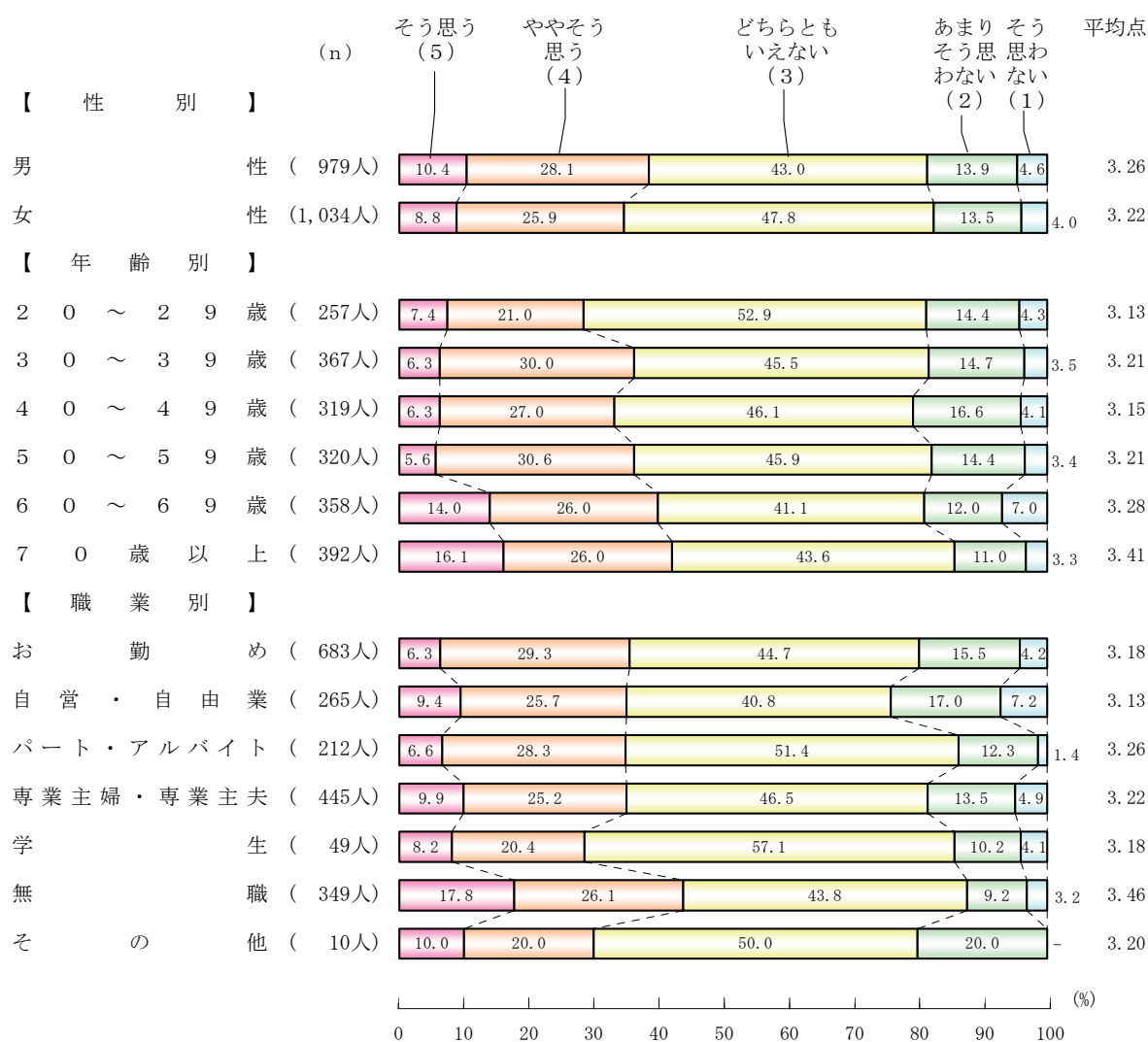


『裁判所や司法は近づき難い印象がある』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、女性で高く、年齢別にみると、30代で最も高く、職業別にみると、パート・アルバイトや専業主婦・専業主夫で高くなっている。

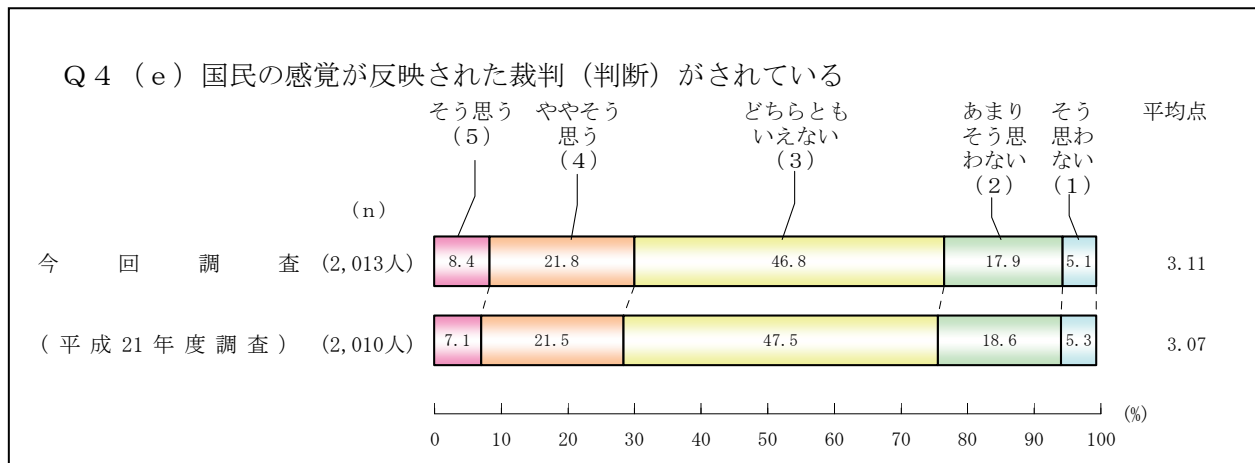
Q 4 (d) 納得できる裁判 (判断) が行われている



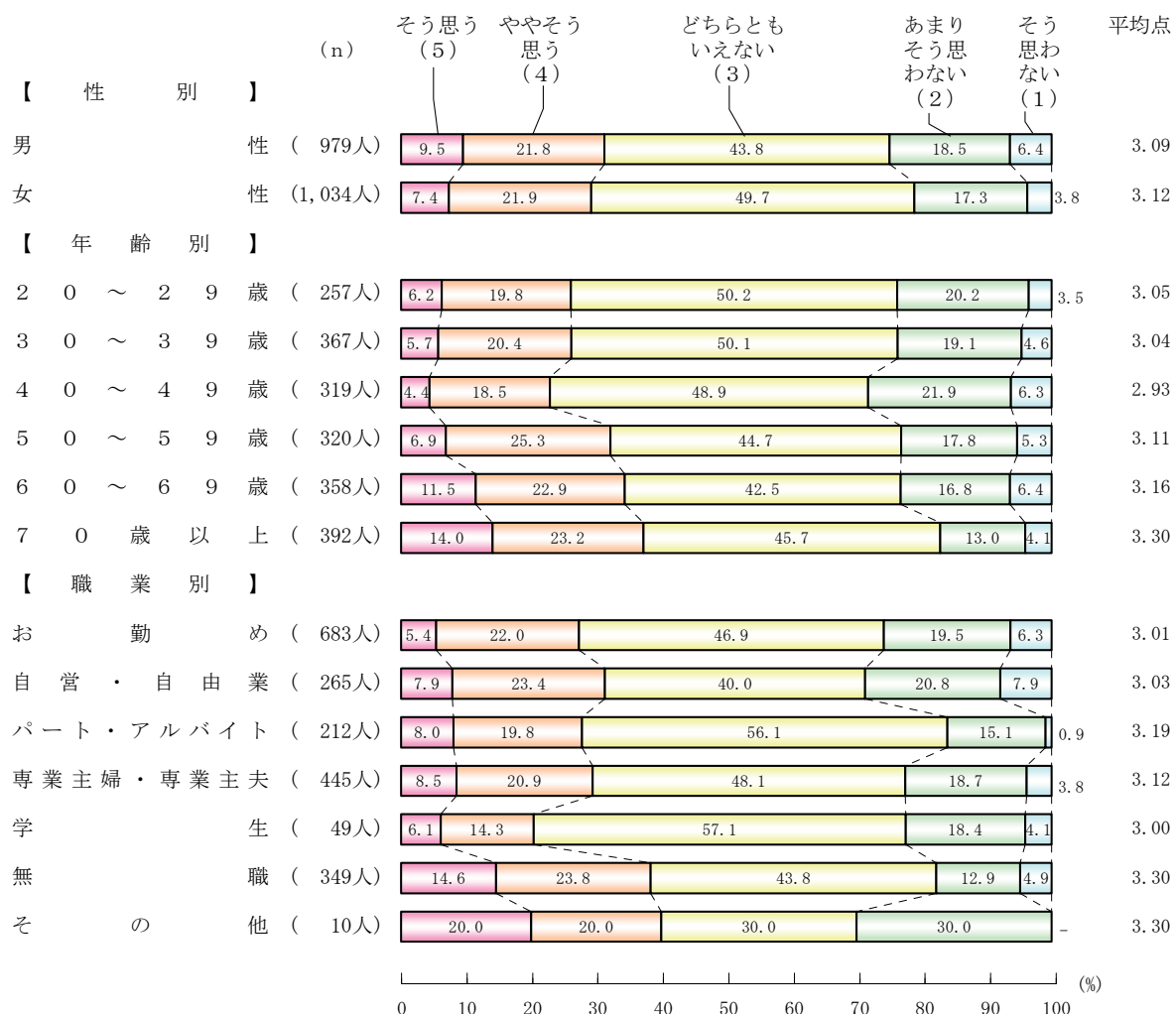
裁判員制度が始まる前の『納得できる裁判 (判断) が行われている』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」) は 36.6%, 『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」) は 18.0%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。



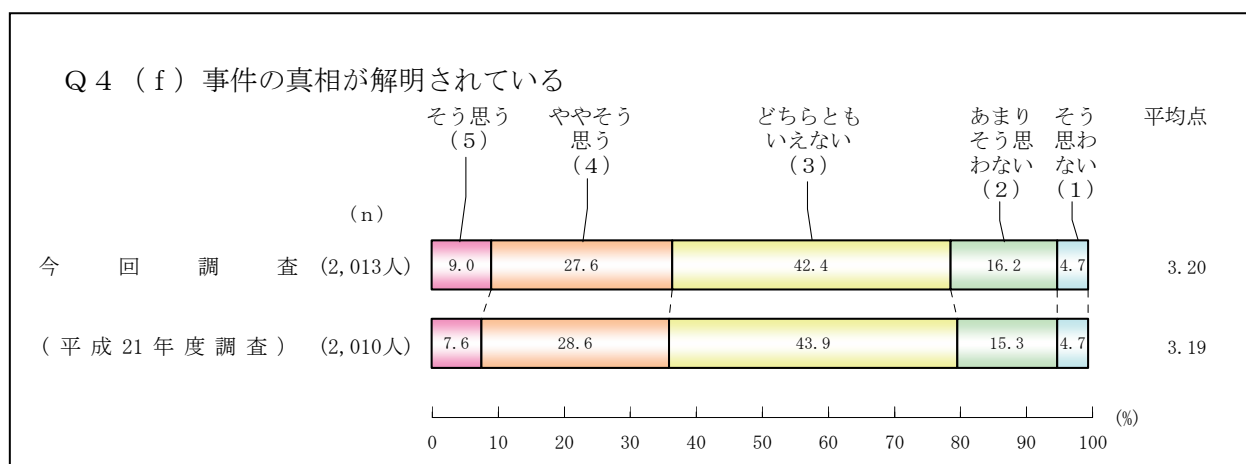
『納得できる裁判 (判断) が行われている』という印象について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」) と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はなく、年齢別にみると、70歳以上で高く、20代で低い。職業別にみると、無職で高くなっている。



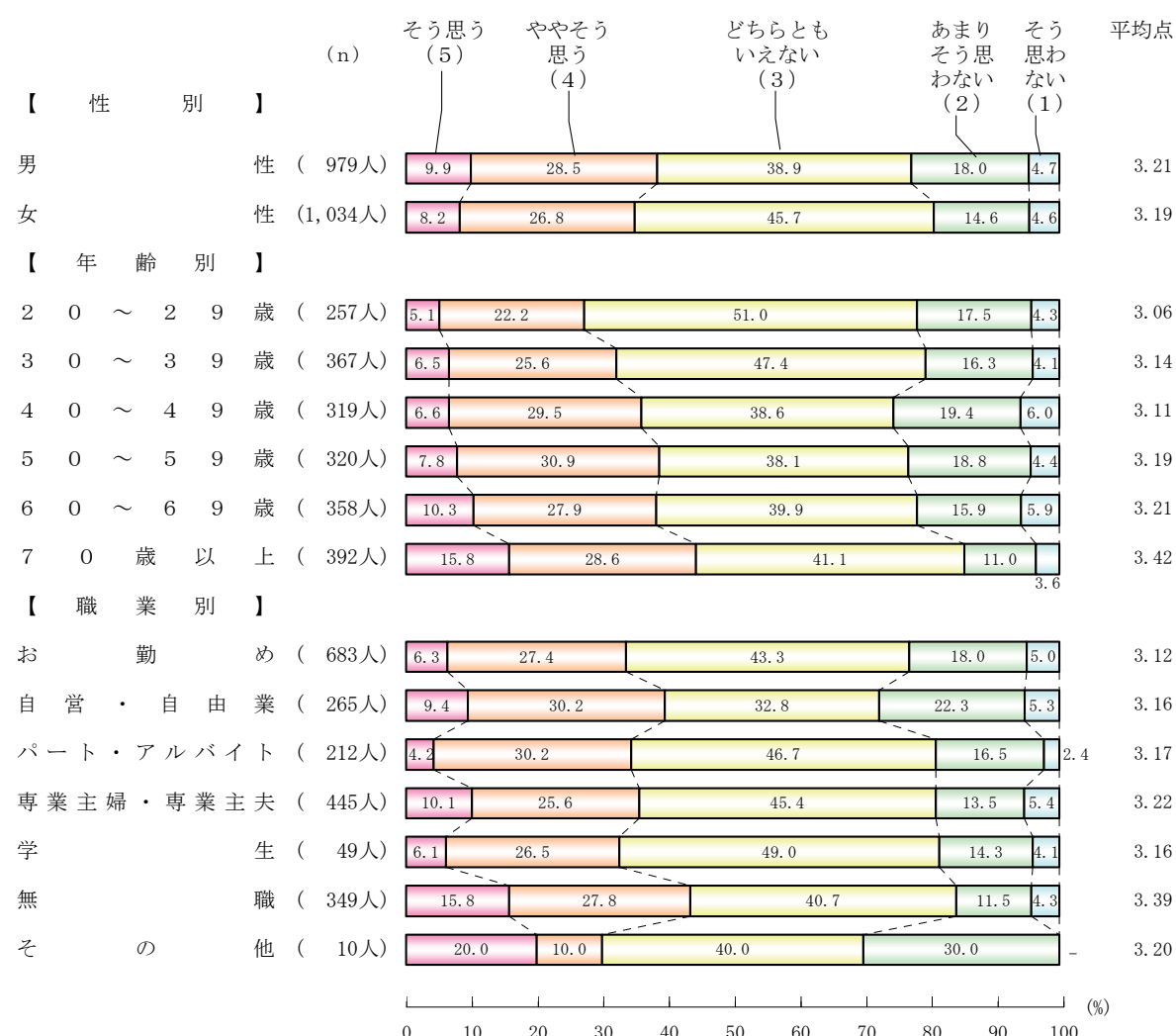
裁判員制度が始まる前の『国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は30.2%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は23.0%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。



『国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はなく、年齢別にみると、40代で低く、70歳以上で高くなっている。職業別にみると、無職で高くなっている。

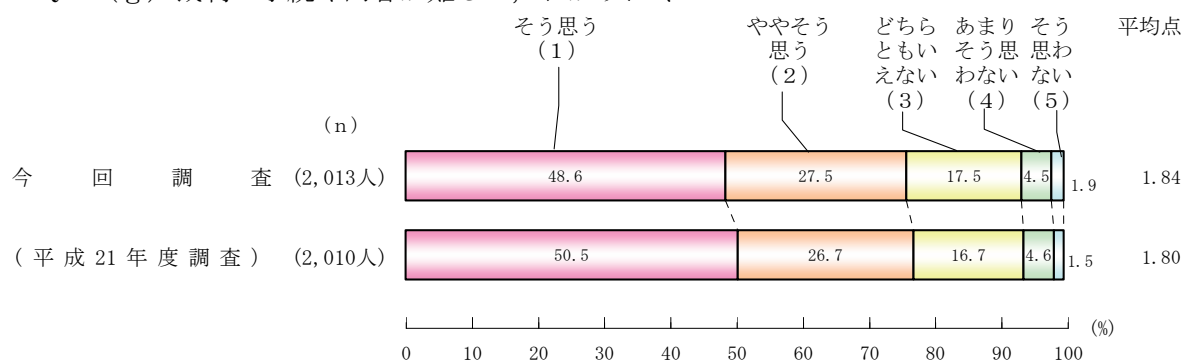


裁判員制度が始まる前の『事件の真相が解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は36.6%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は20.9%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

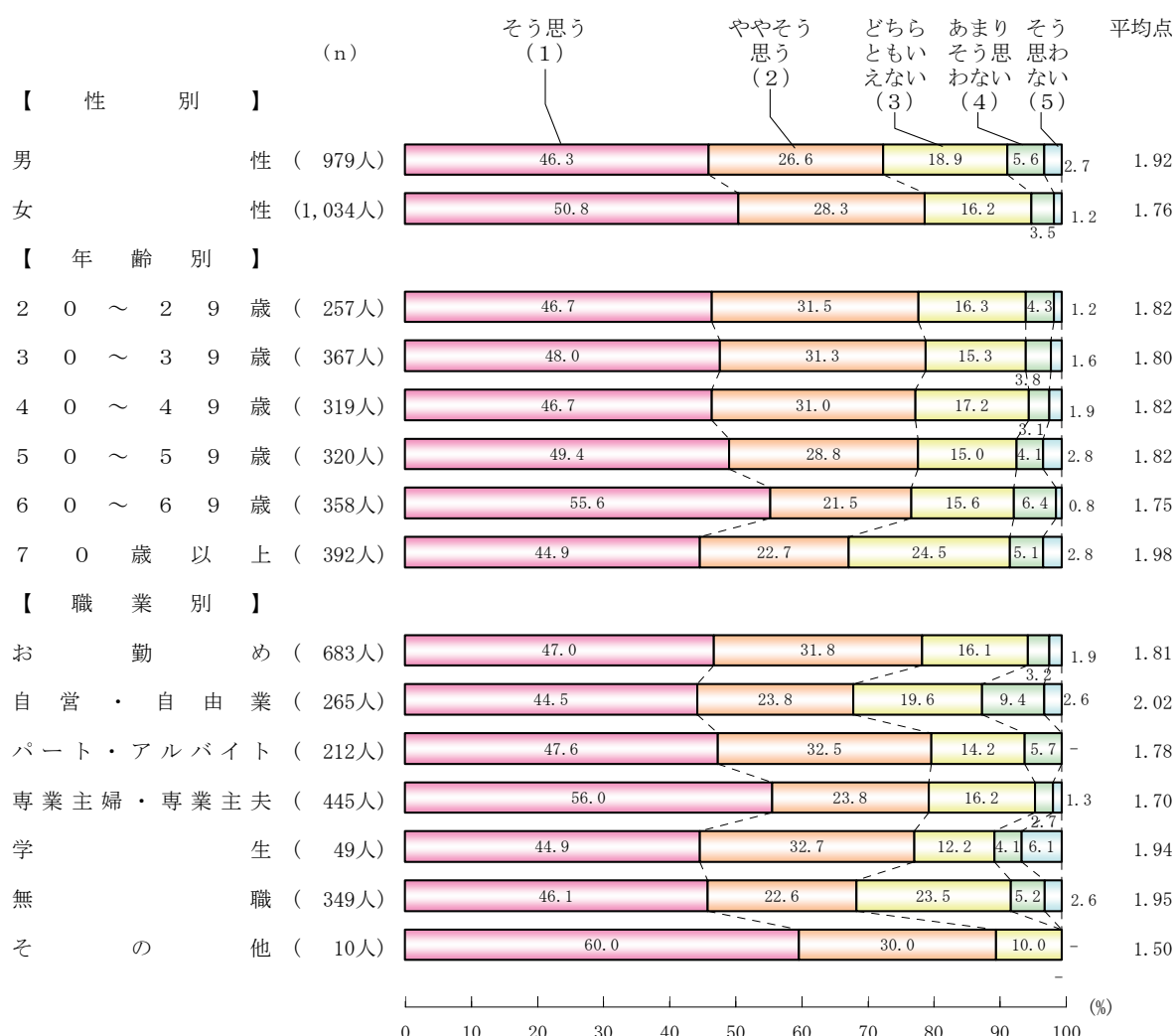


『事件の真相が解明されている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はなく、年齢別にみると、70歳以上で高く、20代・30代で低くなっている。職業別にみると、無職が最も高い。

Q 4 (g) 裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい

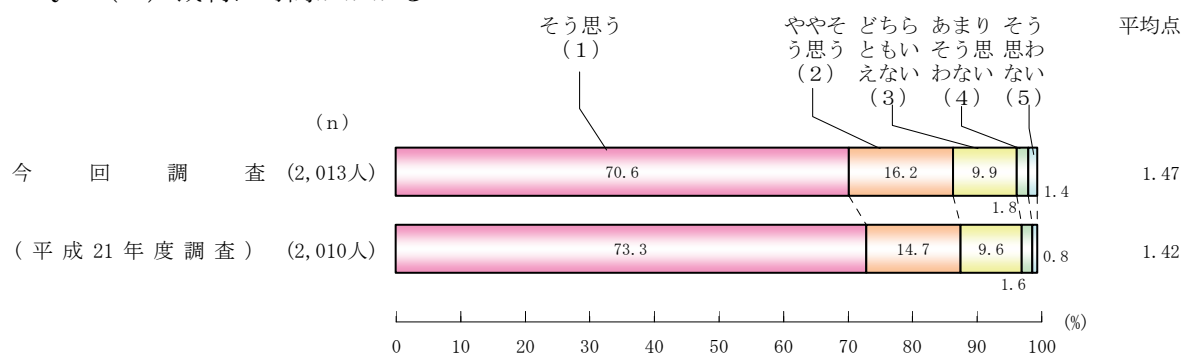


裁判員制度が始まる前の『裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は76.1%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.4%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

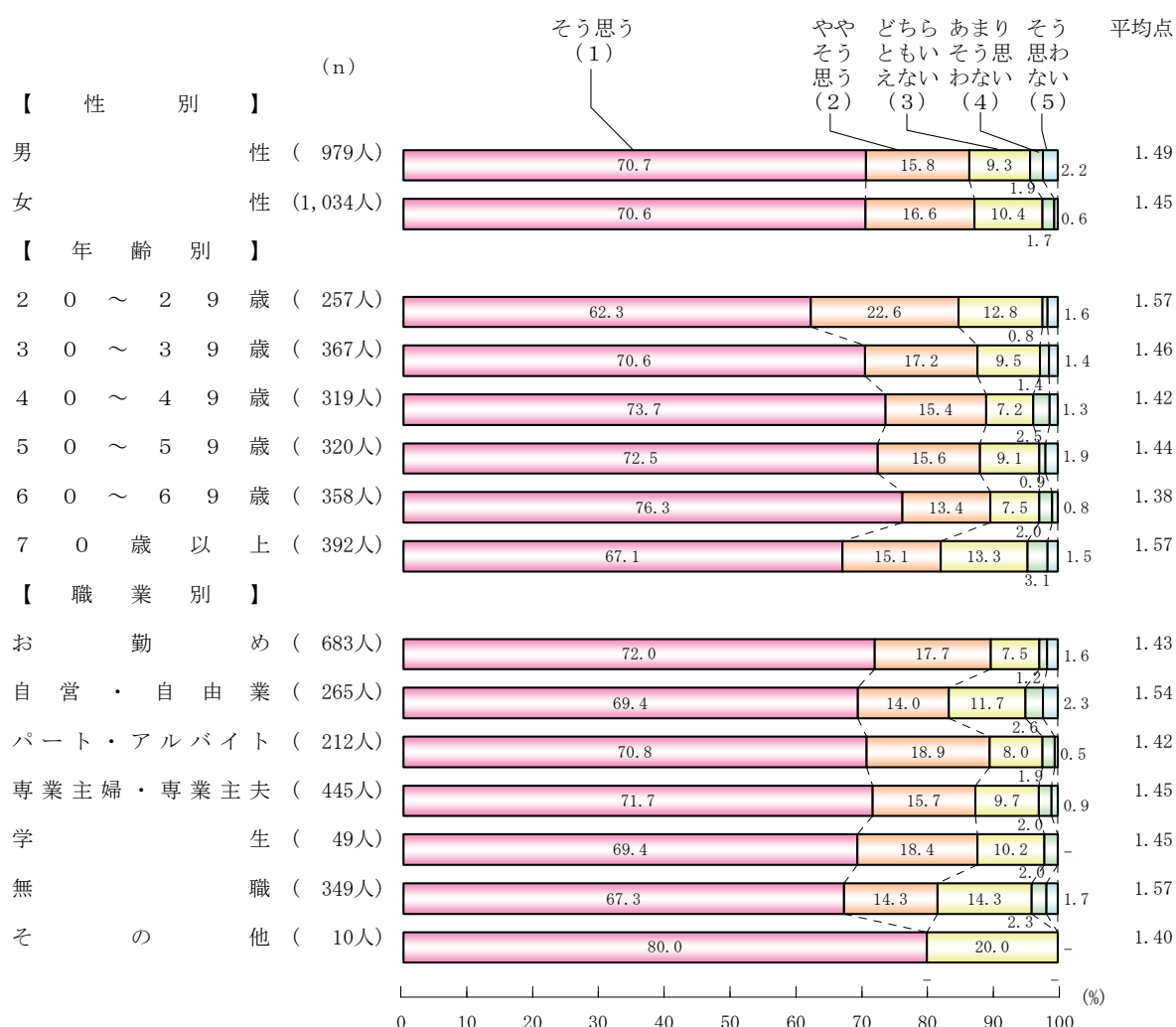


『裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると女性で高く、年齢別にみると、70歳以上で低くなっている。職業別にみると、自営・自由業と無職で低くなっている。

Q 4 (h) 裁判に時間がかかる

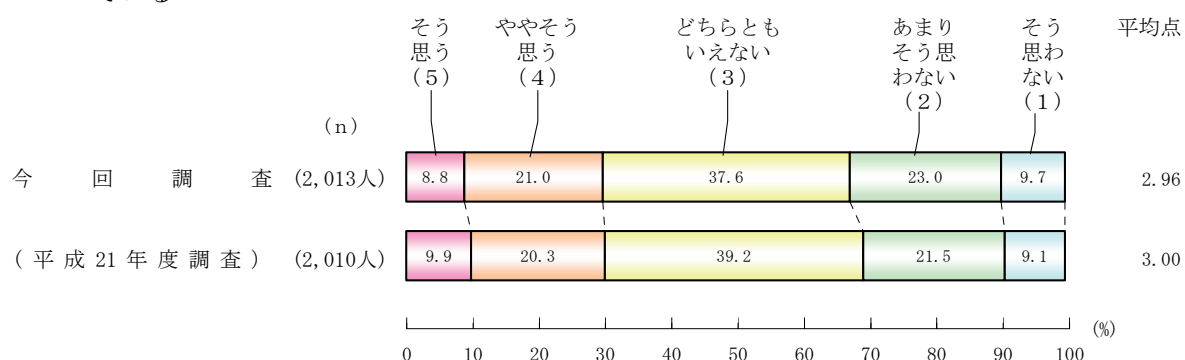


裁判員制度が始まる前の『裁判に時間がかかる』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は86.8%,『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は3.2%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

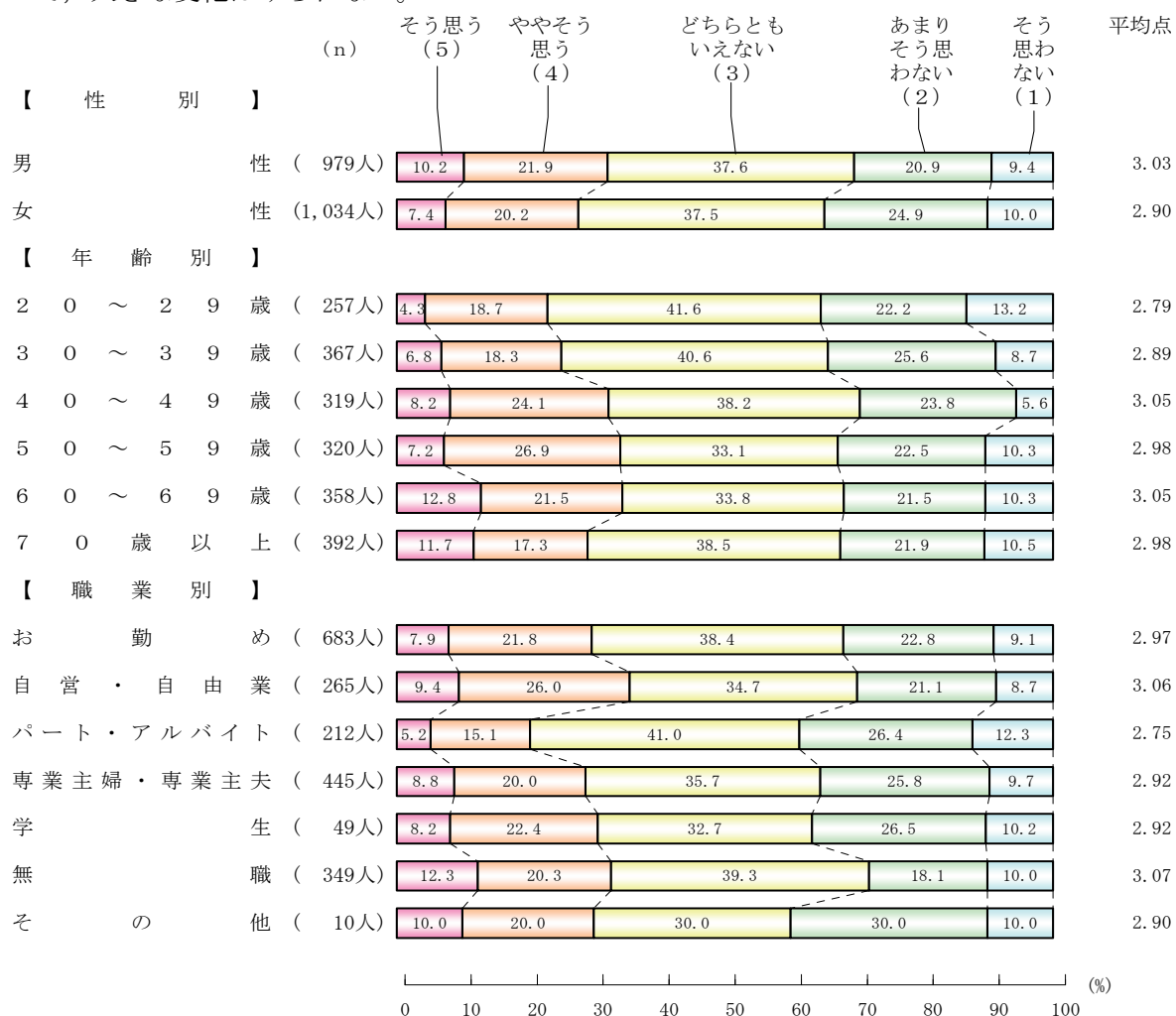


『裁判に時間がかかる』という印象について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別にみると、ほとんど差がなく、年齢別にみると、70歳以上で低くなっている。職業別にみると、お勤めが最も高く、無職が最も低くなっている。

Q 4 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている



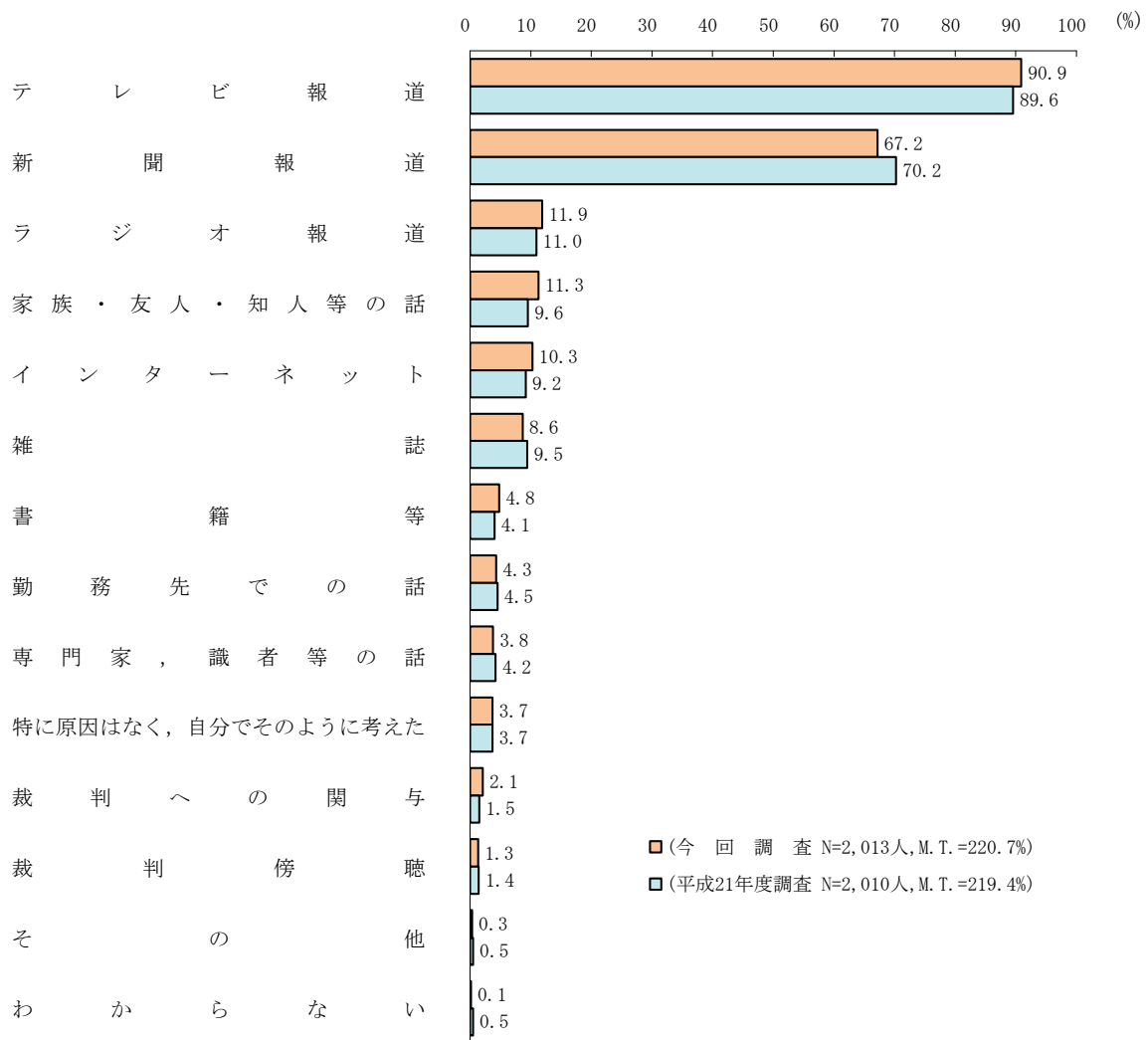
裁判員制度が始まる前の『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は29.8%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は32.7%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。



『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性で高く、年齢別にみると、20代が最も低く、職業別にみると、自営・自由業で高く、パート・アルバイトで低くなっている。

5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ 4の印象を持つことになった原因

Q 5 「回答票5」あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)



裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ 4の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が90.9%と最も高く、次いで「新聞報道」が67.2%であった。以下、「ラジオ報道」(11.9%)、「家族・友人・知人等の話」(11.3%)、「インターネット」(10.3%)となっている。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

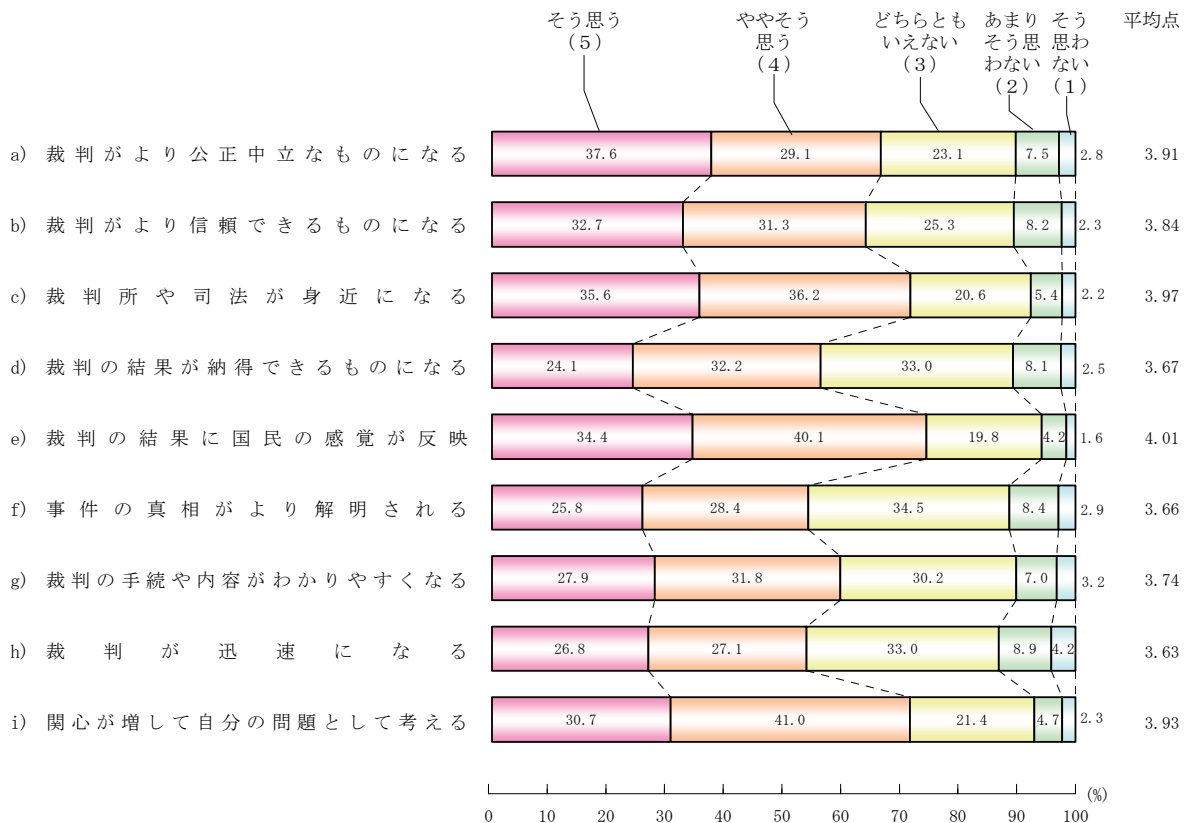
	該 当 数 (n)	新 聞 報 道	雑 誌	書 籍 等	テ レ ビ 報 道	ラ ジ オ 報 道	イ ン タ ー ネ ッ ト	裁 判 へ の 関 与	裁 判 傍 聴	家 族 ・ 友 人 ・ 知 人 等 の 話	勤 務 先 で の 話	専 門 家 ， 識 者 等 の 話	特 に 原 因 は な く ， 自 分 で そ の よ う に 考 え た	そ の 他	わ か ら な い	回 答 計
F 1 【性】																
男性	979	70.3	10.4	6.1	89.9	13.4	15.0	2.3	1.4	8.6	5.7	4.5	3.9	0.3	0.1	232.0
女性	1034	64.2	7.0	3.5	91.8	10.5	5.8	1.9	1.3	13.8	3.0	3.2	3.6	0.3	0.2	210.1
F 2 【年齢】																
20～29歳	257	48.2	7.4	5.4	90.3	4.7	20.6	2.7	0.8	13.6	4.3	4.7	5.8	0.4	0.4	209.3
30～39歳	367	57.8	6.8	4.6	91.0	6.3	19.1	3.0	1.1	11.2	4.6	2.2	3.0	0.5	-	211.2
40～49歳	319	63.3	9.1	3.8	90.0	10.7	11.6	1.3	1.3	9.7	6.6	2.2	3.8	-	-	213.2
50～59歳	320	75.3	12.2	5.6	91.9	16.9	7.2	1.9	1.9	10.0	6.3	5.3	2.5	-	-	236.9
60～69歳	358	79.3	8.7	6.1	91.3	19.6	5.0	2.8	2.2	13.7	3.4	4.7	4.2	0.8	-	241.9
70歳以上	392	73.7	7.9	3.3	90.6	12.0	1.5	1.3	0.8	9.9	1.5	4.1	3.6	-	0.5	210.7
F 3 【職業】																
お勤め	683	66.3	9.7	5.4	91.7	10.5	16.3	2.9	2.0	9.7	8.8	4.7	2.8	0.1	0.1	231.0
自営・自由業	265	69.1	7.9	6.0	89.4	18.9	8.3	2.3	1.5	12.1	2.3	4.2	4.9	0.8	-	227.5
パート・アルバイト	212	58.5	6.6	4.2	91.0	7.5	8.5	1.4	-	11.3	4.7	1.9	4.2	0.5	-	200.5
専業主婦・専業主夫	445	67.2	5.6	2.7	91.7	11.7	5.4	2.0	1.1	13.3	0.9	2.9	3.8	-	-	208.3
学生	49	49.0	10.2	10.2	85.7	10.2	36.7	2.0	-	16.3	2.0	6.1	4.1	2.0	-	234.7
無職	349	75.4	11.7	4.9	90.8	12.3	4.0	1.1	1.1	9.7	1.7	4.0	3.7	0.3	0.6	221.5
その他	10	60.0	20.0	-	60.0	20.0	-	-	-	40.0	-	-	20.0	-	-	220.0

男女別にみると、「新聞報道」、「インターネット」は男性で高く、「家族・友人・知人等の話」は女性で高くなっている。年齢別にみると、「新聞報道」は50代以上で、「インターネット」は30代以下でそれぞれ高くなっている。

6 裁判員制度の実施により期待すること

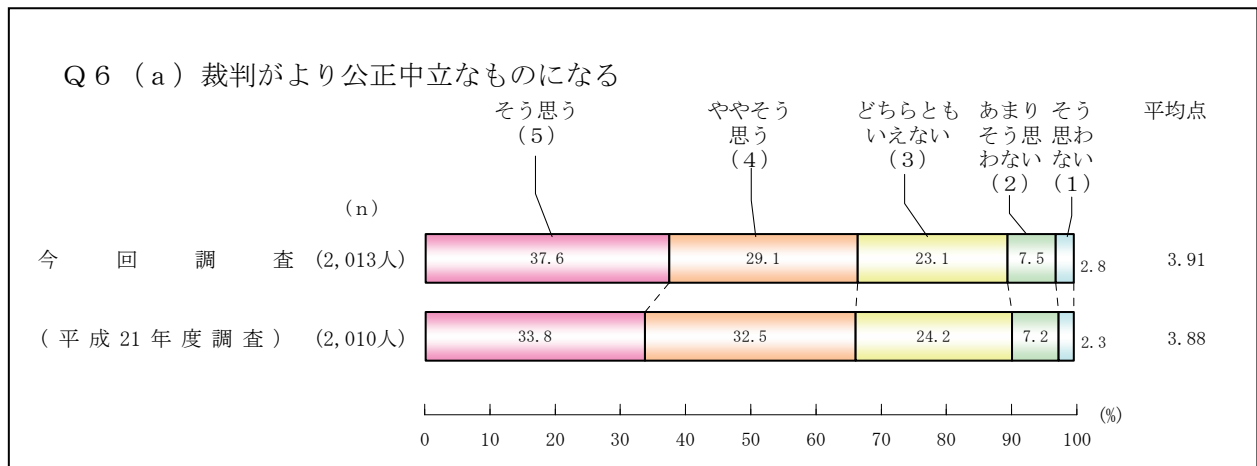
Q 6 「回答票 6」あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の（a）～（i）のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。

(n=2013 人)

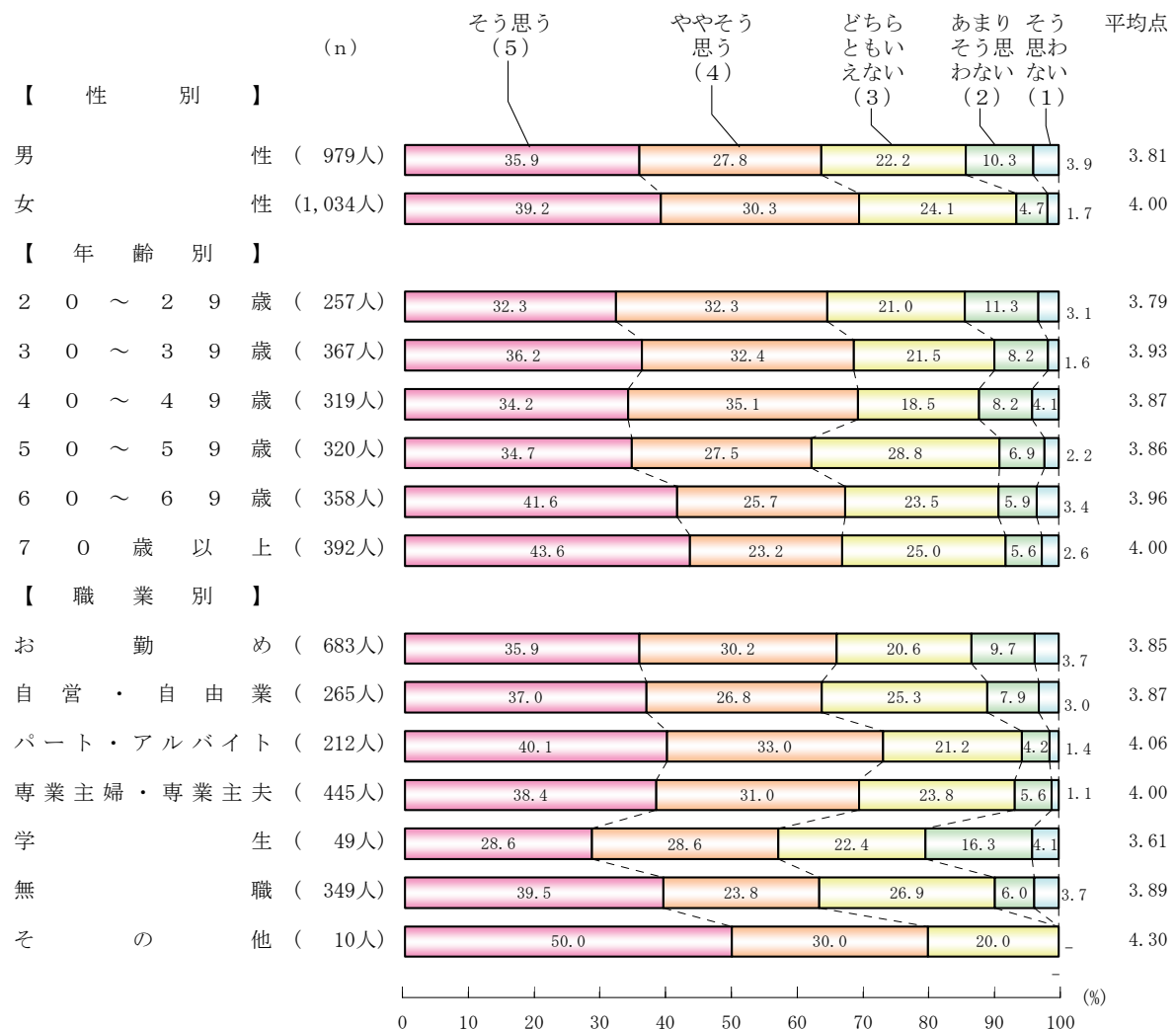


* 平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

裁判員制度の実施により期待することを、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる』（4.01点）、以下、『裁判所や司法が身近になる』（3.97点）、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』（3.93点）、『裁判がより公正中立なものになる』（3.91点）、『裁判がより信頼できるものになる』（3.84点）、『裁判の手続や内容がわかりやすくなる』（3.74点）、『裁判の結果（判断）がより納得できるものになる』（3.67点）、『事件の真相がより解明される』（3.66点）、『裁判が迅速になる』（3.63点）となっている。

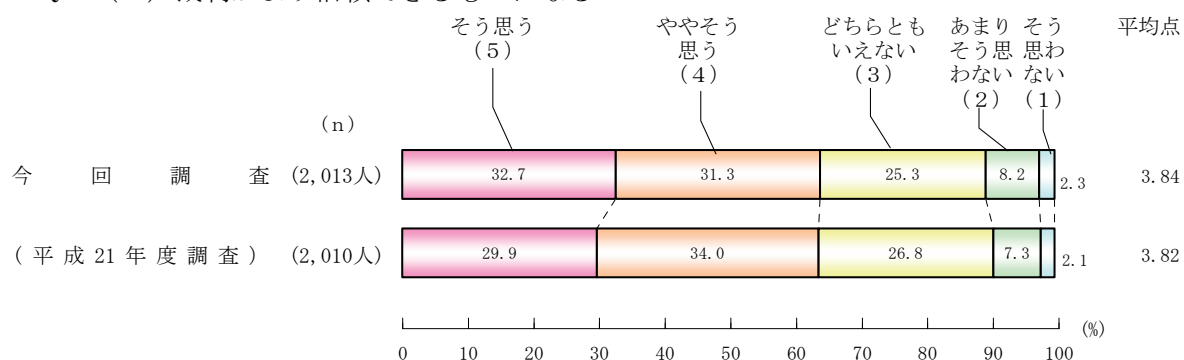


裁判員制度の実施により『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 66.7%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 10.3%である。平成 21 年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

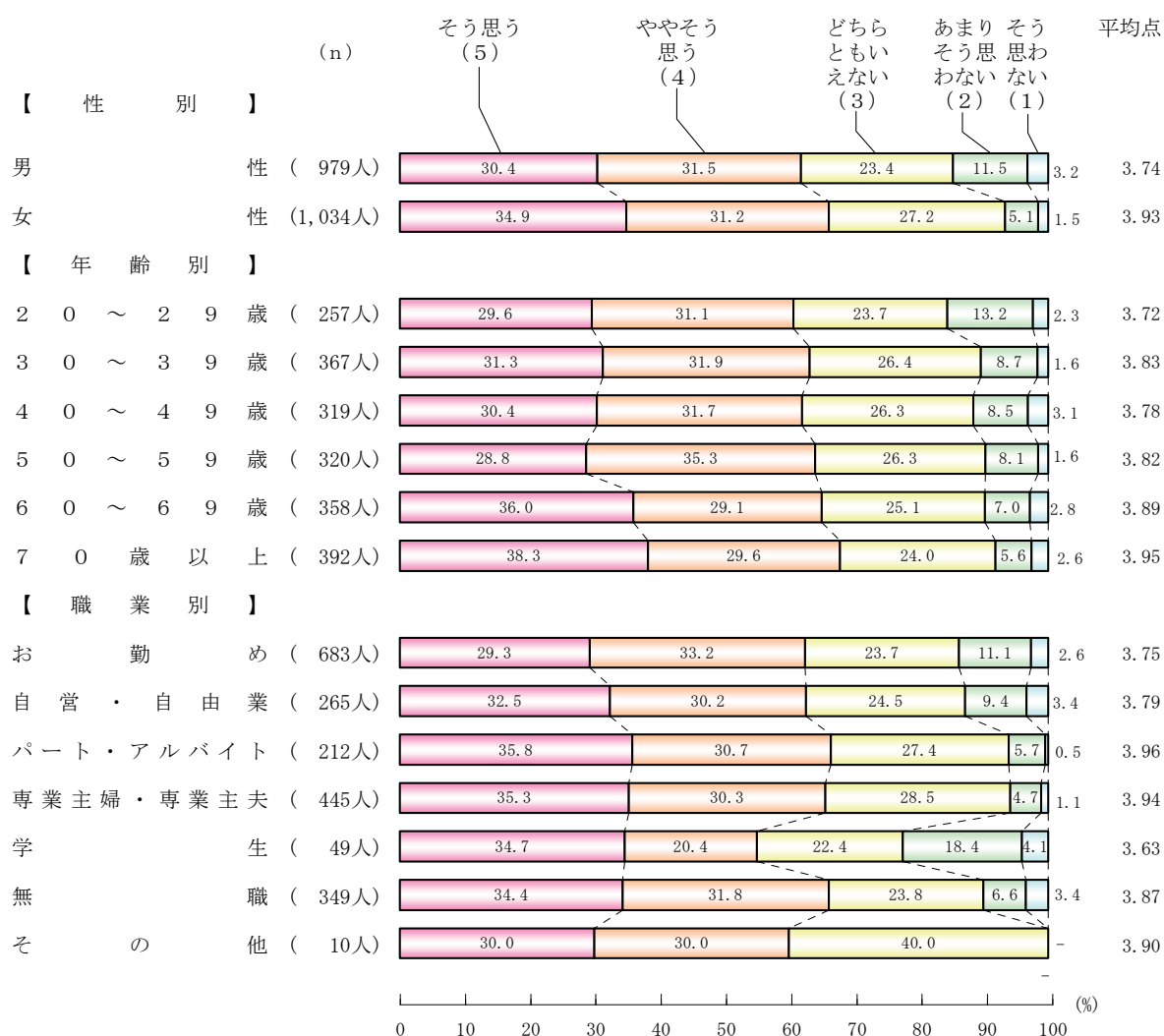


『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、女性で高く、年齢別にみると、大きな差はみられない。

Q 6 (b) 裁判がより信頼できるものになる

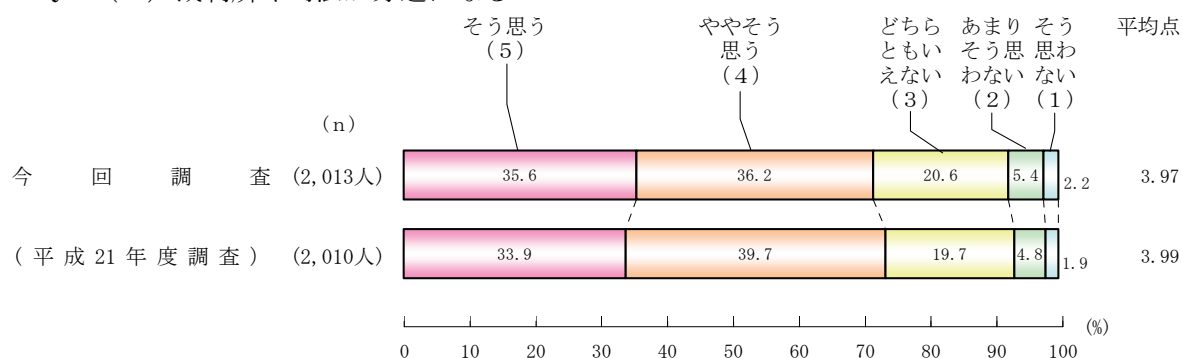


裁判員制度の実施により『裁判がより信頼できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 64.0%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 10.5%である。平成 21 年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

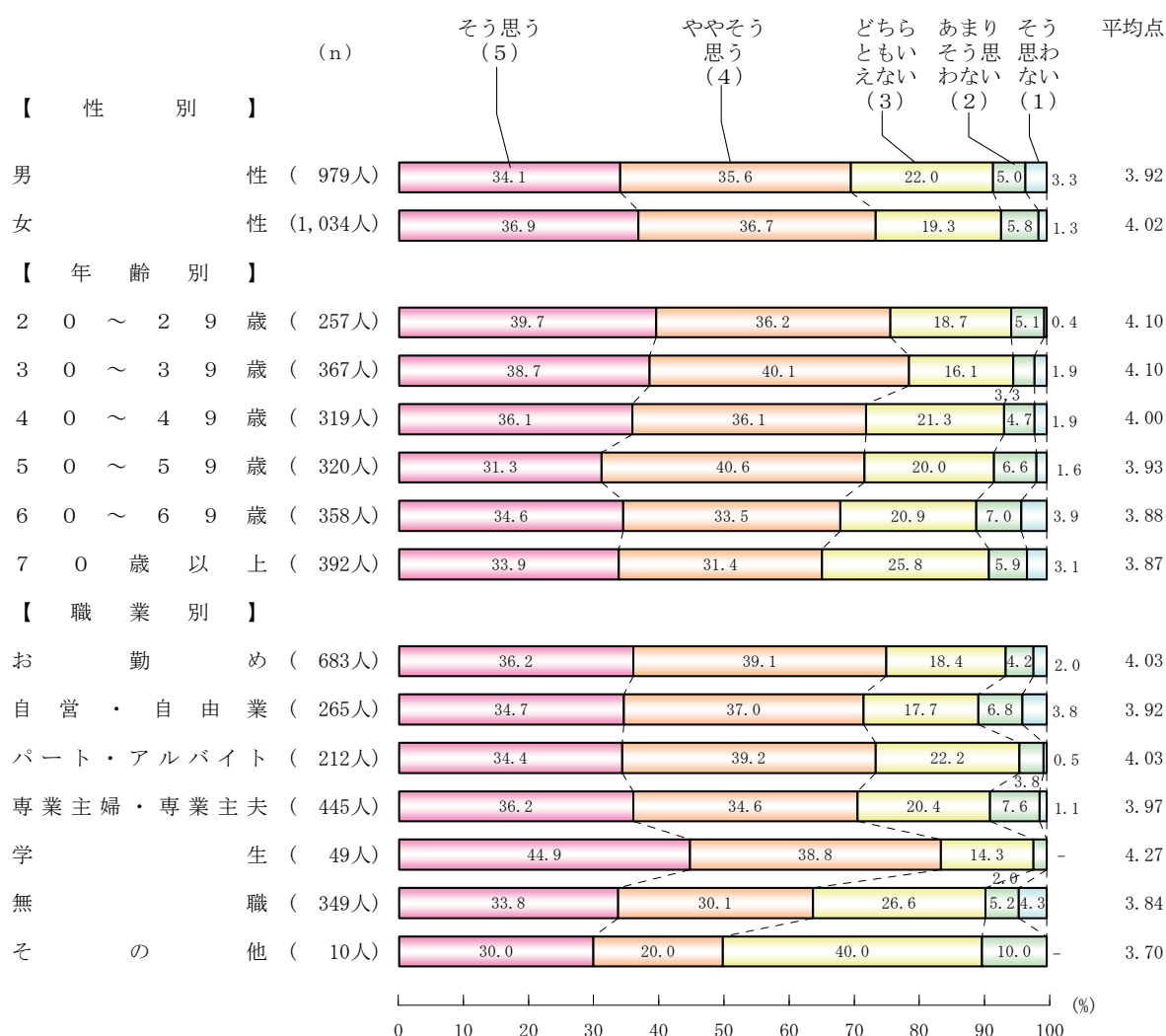


『裁判がより信頼できるものになる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性より女性で高く、年齢別・職業別にみると、大きな差はみられない。

Q 6 (c) 裁判所や司法が身近になる

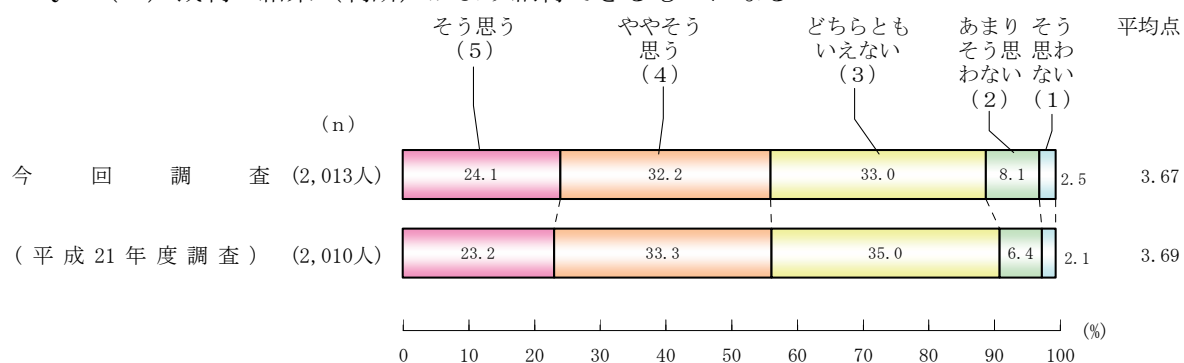


裁判員制度の実施により『裁判所や司法が身近になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は71.8%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は7.6%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

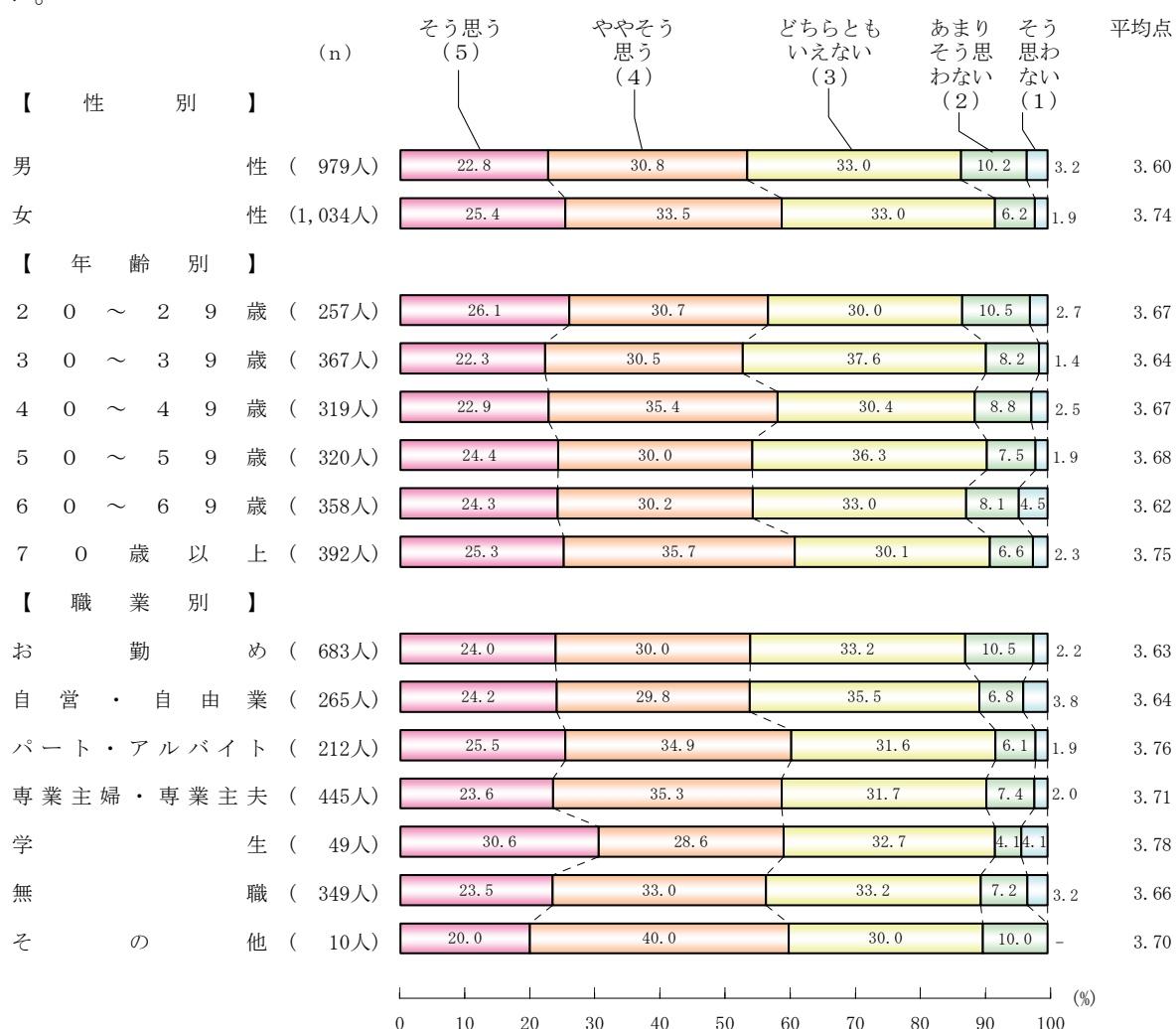


『裁判所や司法が身近になる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では大きな差はみられないが、年齢別にみると、30代で最も高く、70歳以上で最も低くなっている。職業別にみると、無職で低くなっている。

Q 6 (d) 裁判の結果 (判断) がより納得できるものになる

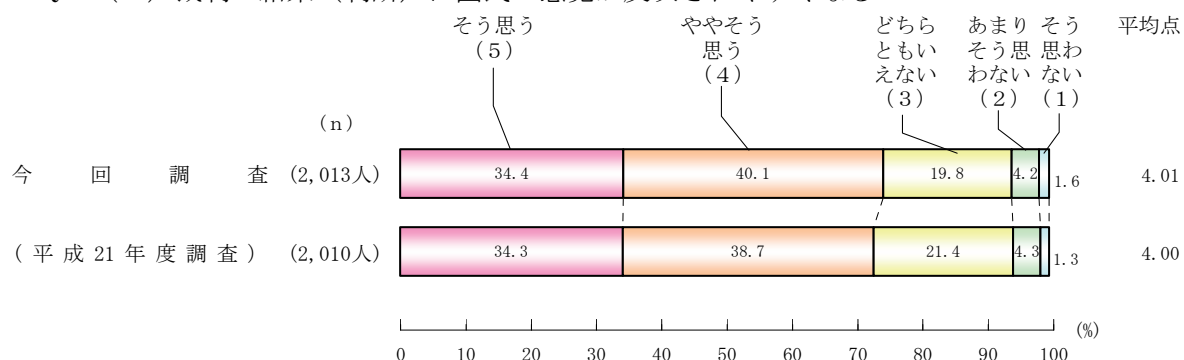


裁判員制度の実施により『裁判の結果 (判断) がより納得できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」) は 56.3%, 『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」) は 10.6% である。平成 21 年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

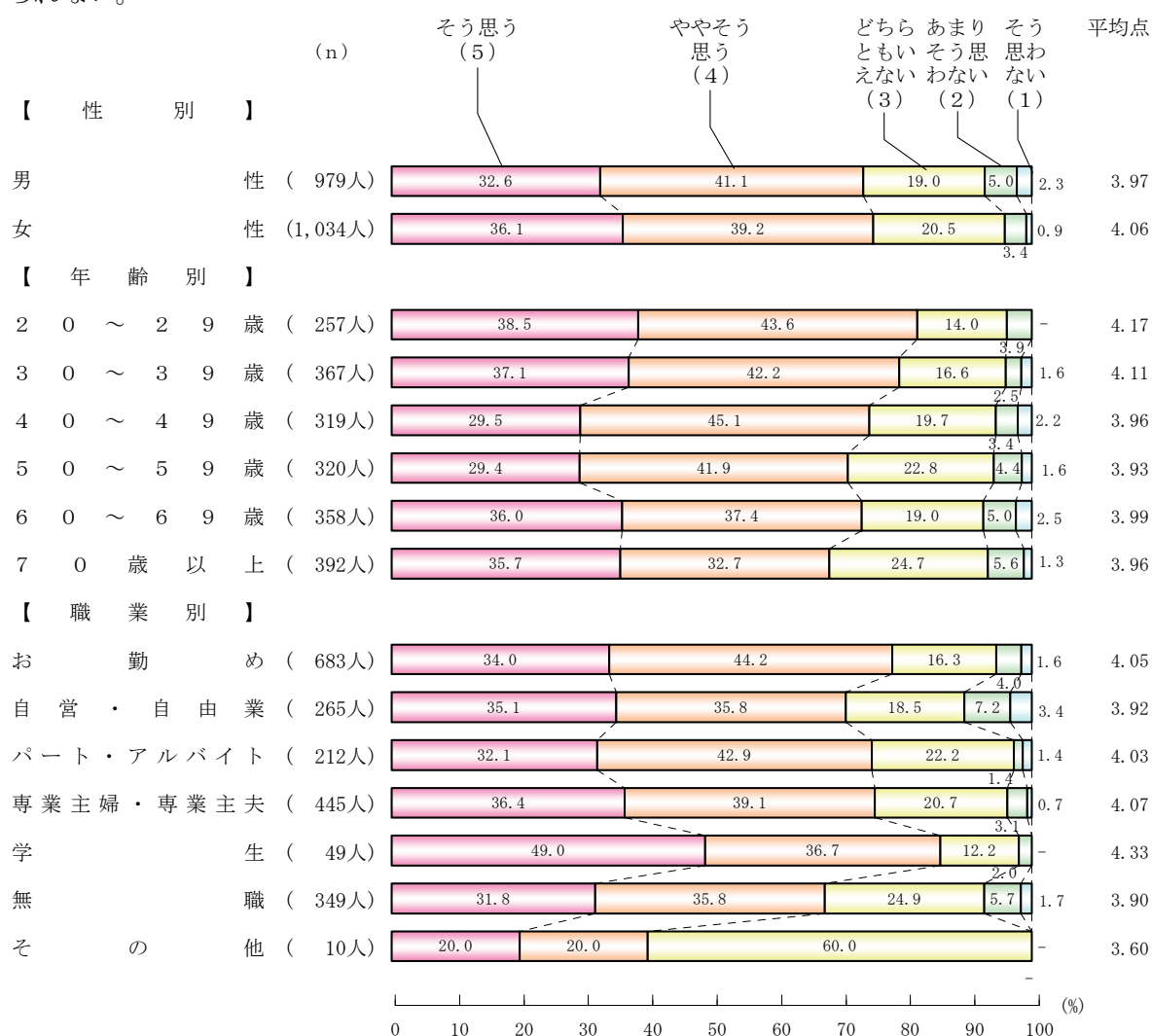


『裁判の結果 (判断) がより納得できるものになる』ことに対する期待について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」) と答えた者の割合は、男女別にみると、女性で高く、年齢別にみると、70 歳以上が最も高い。職業別にみると、大きな差は見られない。

Q 6 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる

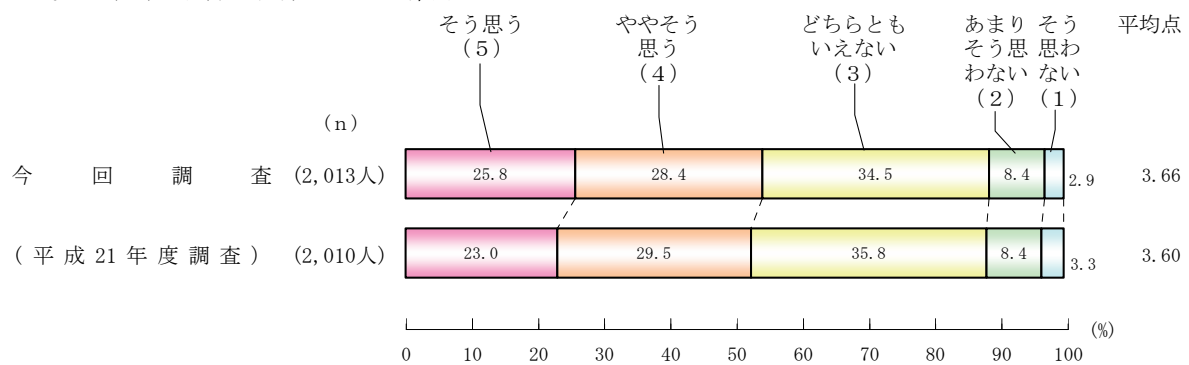


裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 74.5%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 5.8%である。平成 21 年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

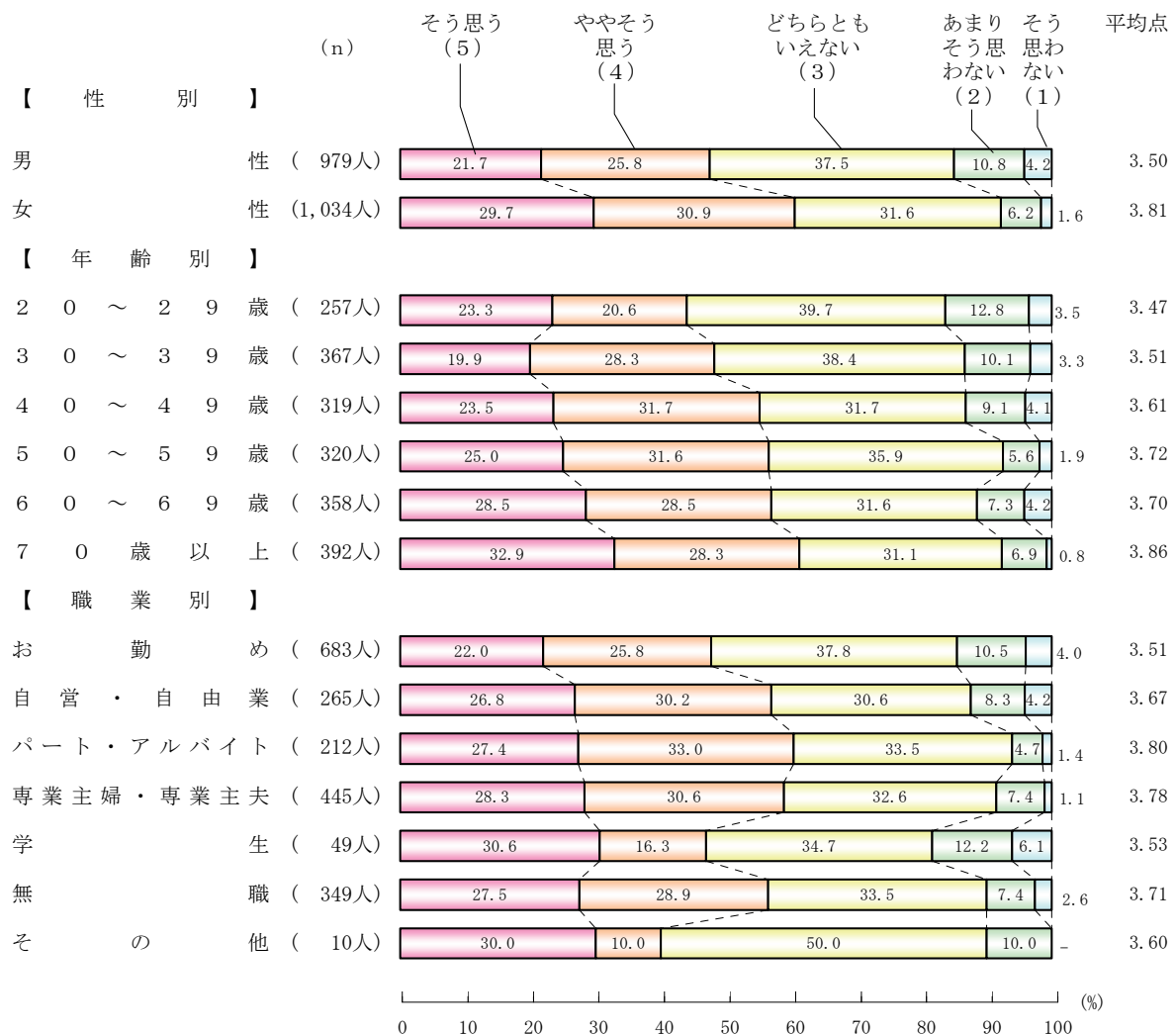


『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別ではほとんど差はみられないが、年齢別にみると、20代・30代で高く、70歳以上で低くなっている。職業別にみると、無職で低くなっている。

Q 6 (f) 事件の真相がより解明される

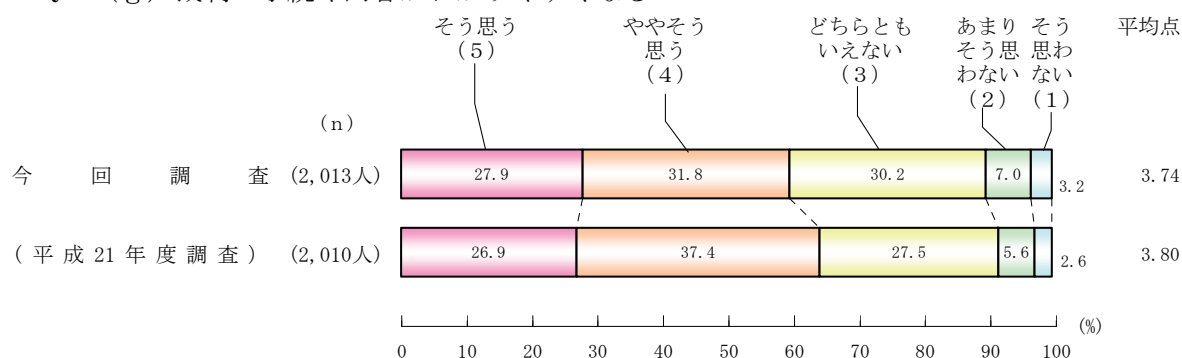


裁判員制度の実施により『事件の真相がより解明される』ことに対する期待では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は54.2%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は11.3%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

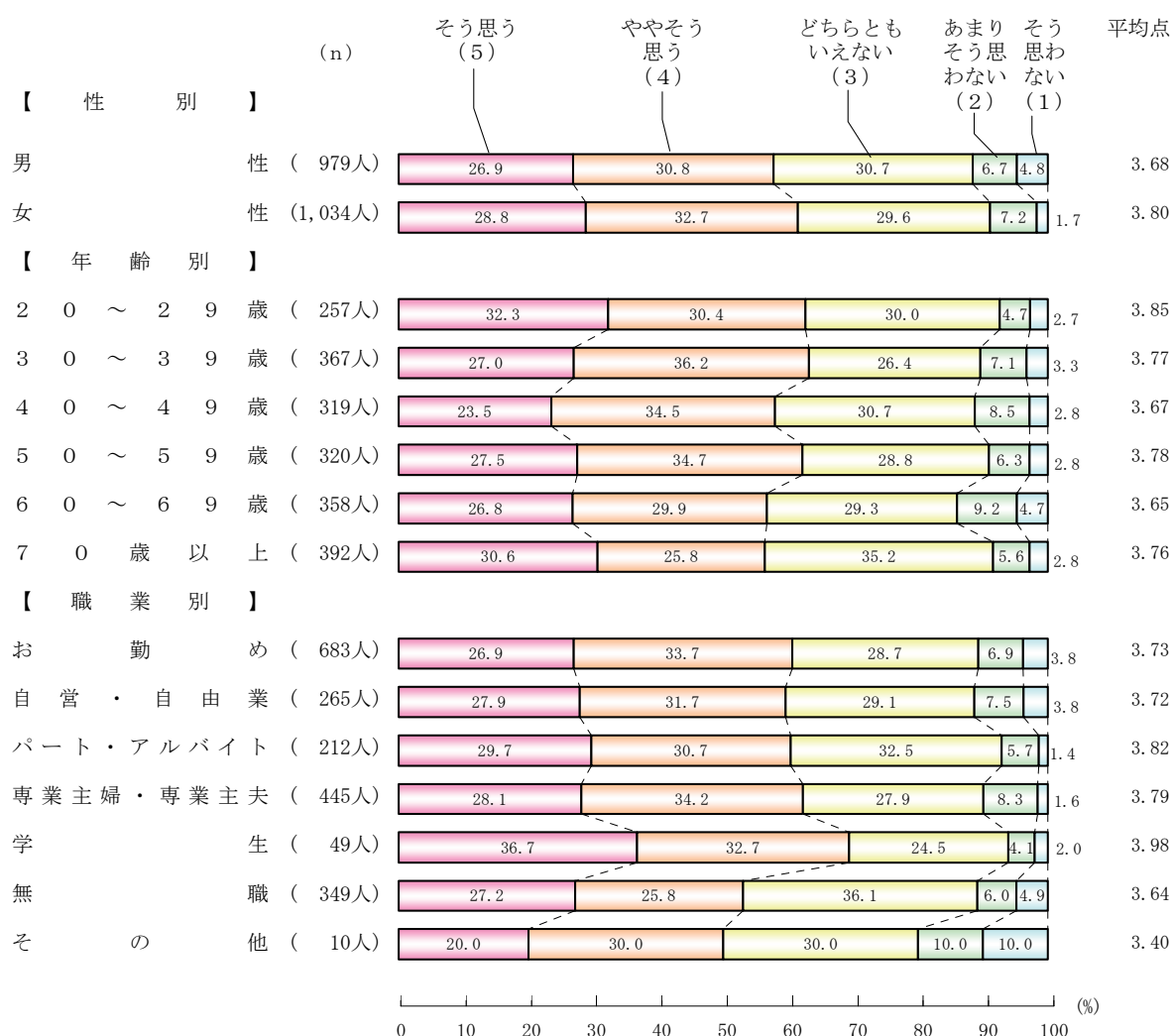


『事件の真相がより解明される』ことに対する期待について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別にみると、女性で高く、年齢別にみると、70歳以上で高く、20代・30代で低くなっている。

Q 6 (g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる

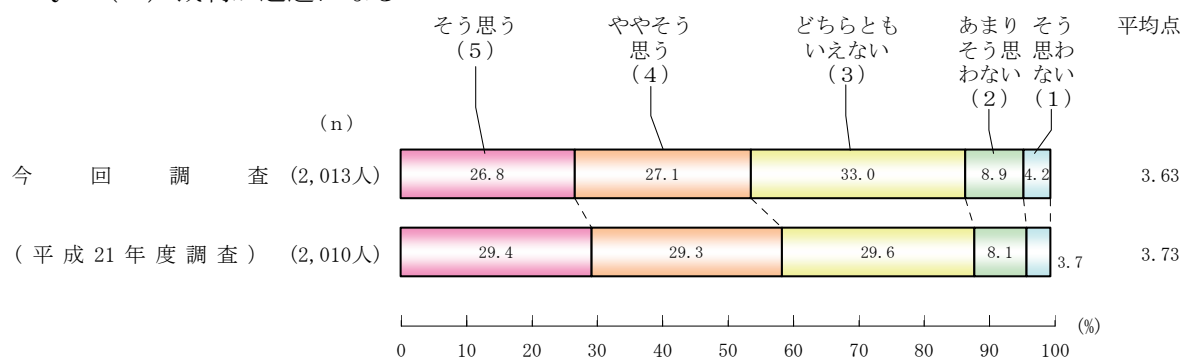


裁判員制度の実施により『裁判の手続や内容がわかりやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は59.7%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は10.2%であった。平成21年度調査と比べて、『そう思う』が4.6%減っている。

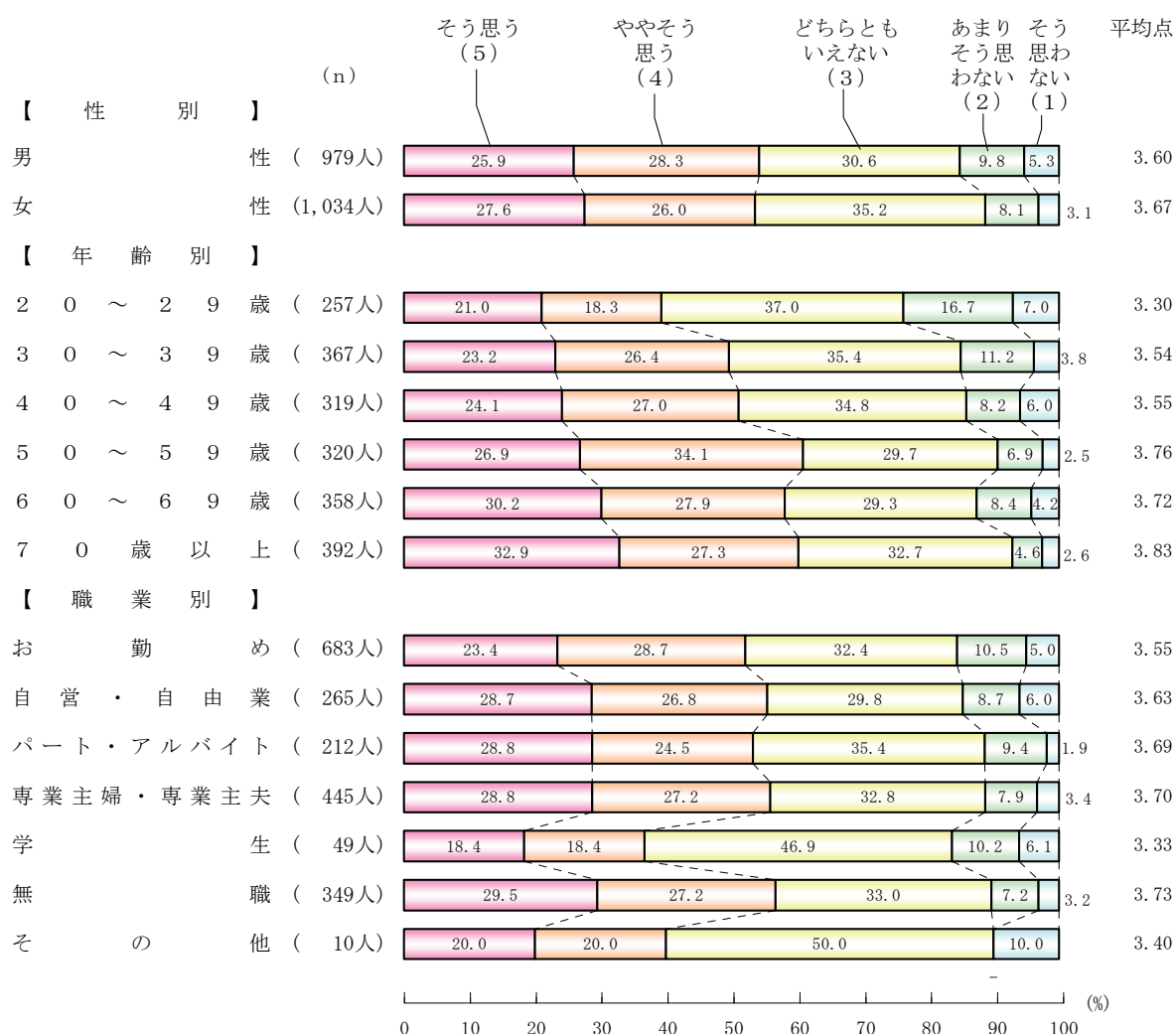


『裁判の手続や内容がわかりやすくなる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別・年齢別では大きな差はみられない。職業別にみると、無職で低くなっている。

Q 6 (h) 裁判が迅速になる

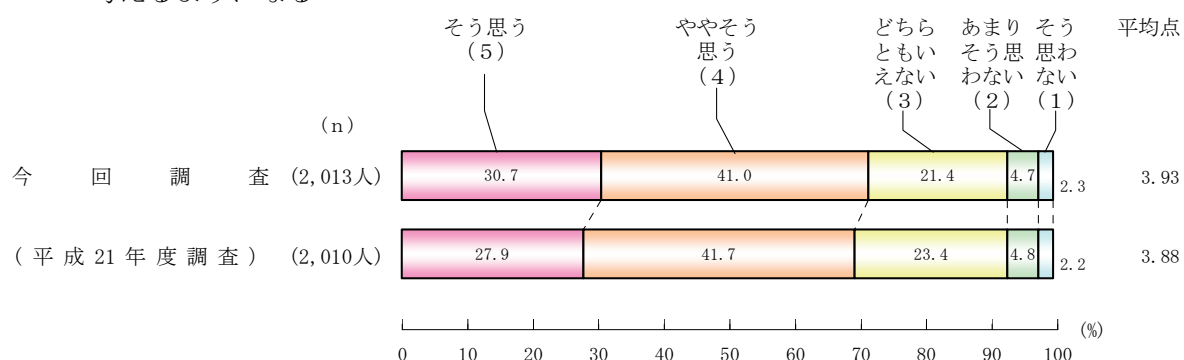


裁判員制度の実施により『裁判が迅速になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 53.9%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 13.1%であった。平成21年度調査と比べて、『そう思う』が4.8%減っている。

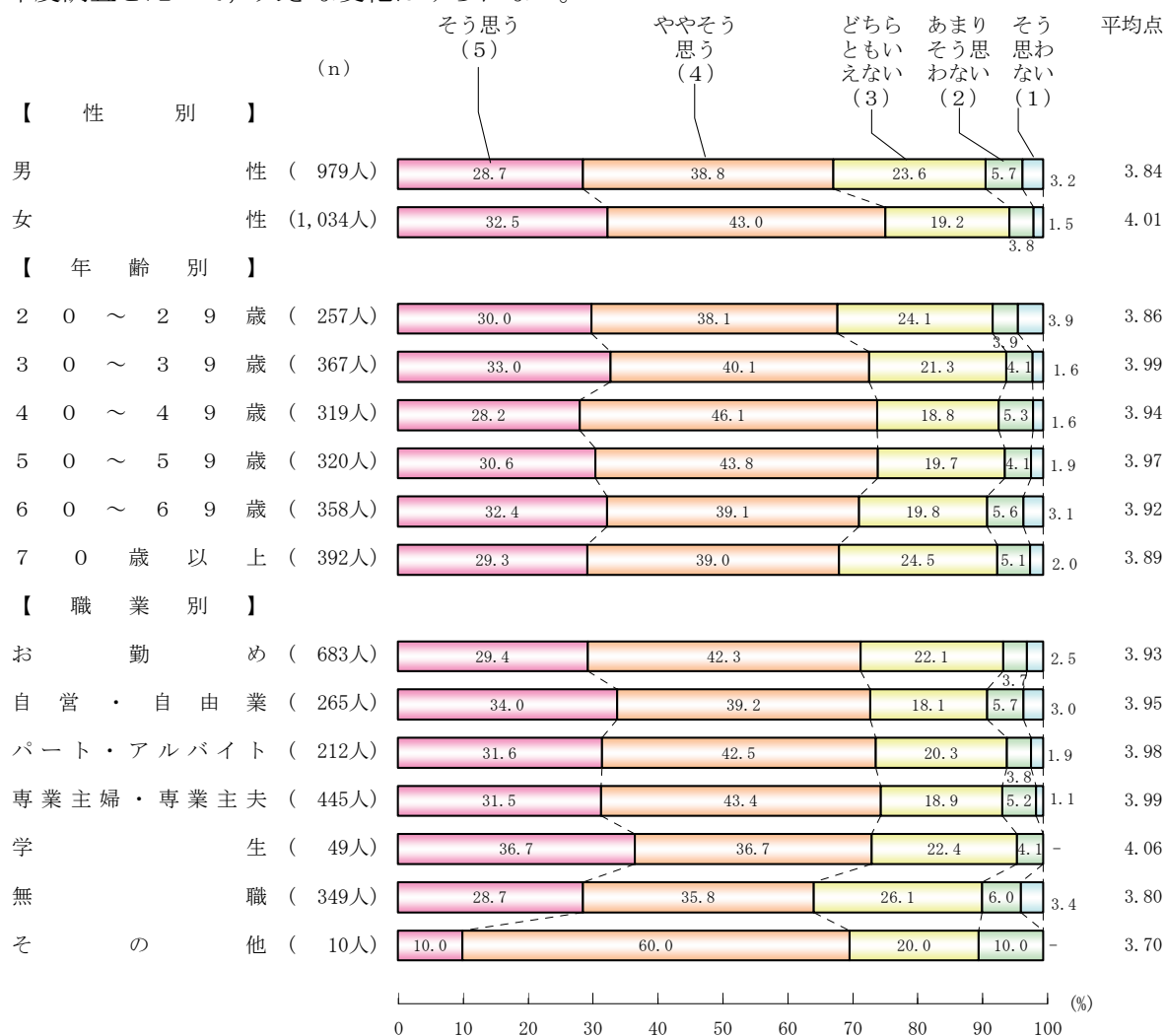


『裁判が迅速になる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別ではほとんど差は見られないが、年齢別にみると、20代で低く、50代で最も高い。職業別にみると、学生で低くなっている。

Q 6 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる



裁判員制度の実施により『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』ことに対する期待では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は71.7%,『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は7.0%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

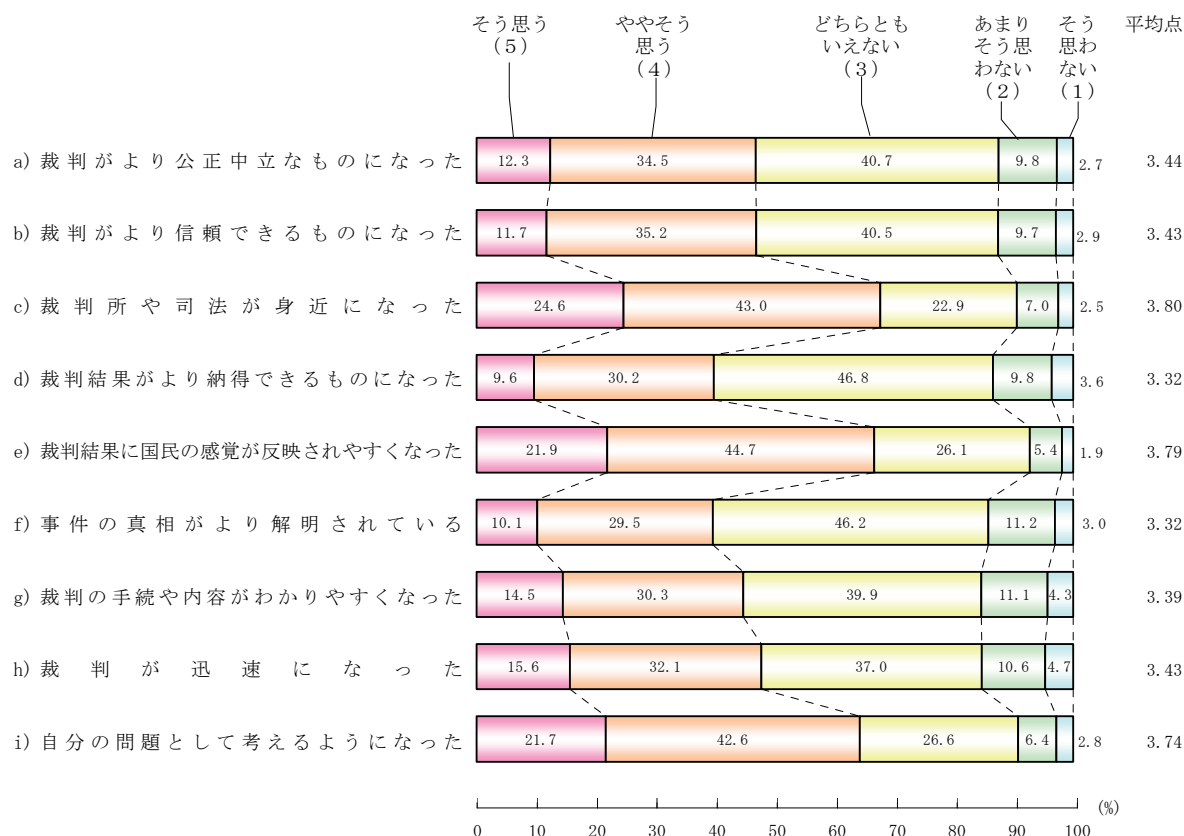


『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』ことに対する期待について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別では女性で高く、年齢別では大きな差はみられない。職業別では無職で低くなっている。

7 現在実施されている裁判員制度の印象

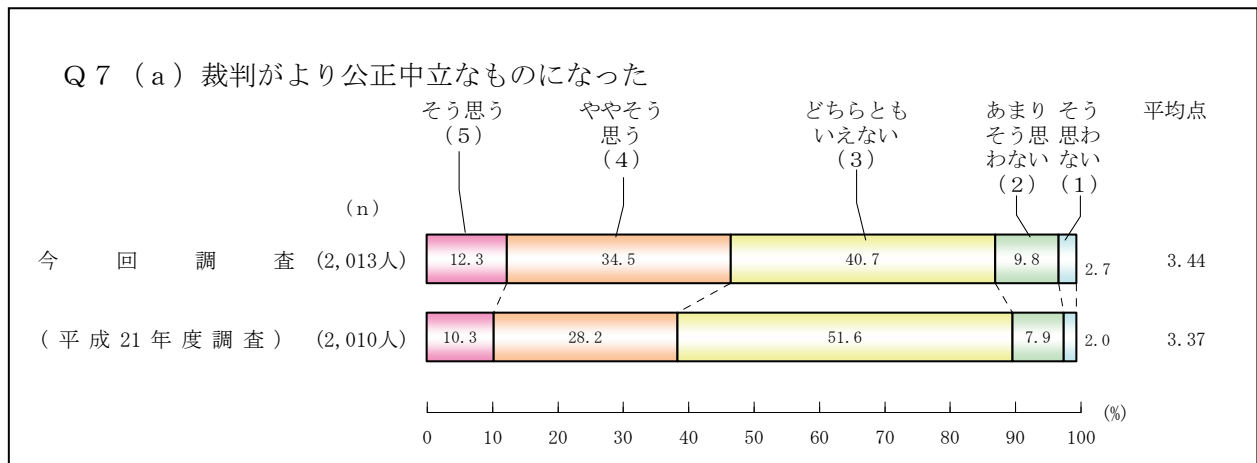
Q7 [回答票7] あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の（a）～（i）のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。

(n=2013 人)

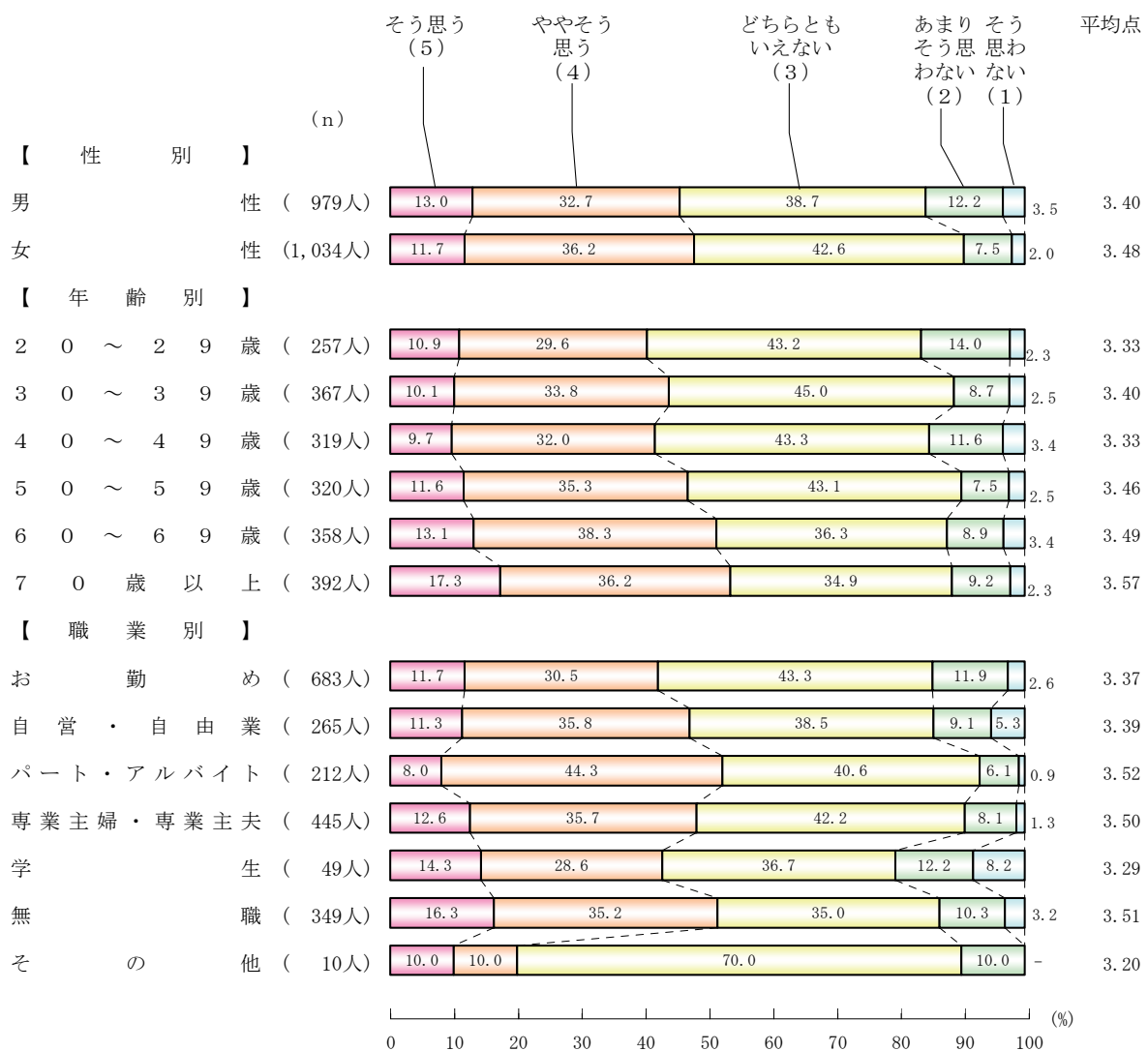


* 平均点は「そう思う」5点, 「ややそう思う」4点, 「どちらともいえない」3点, 「あまりそう思わない」2点, 「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

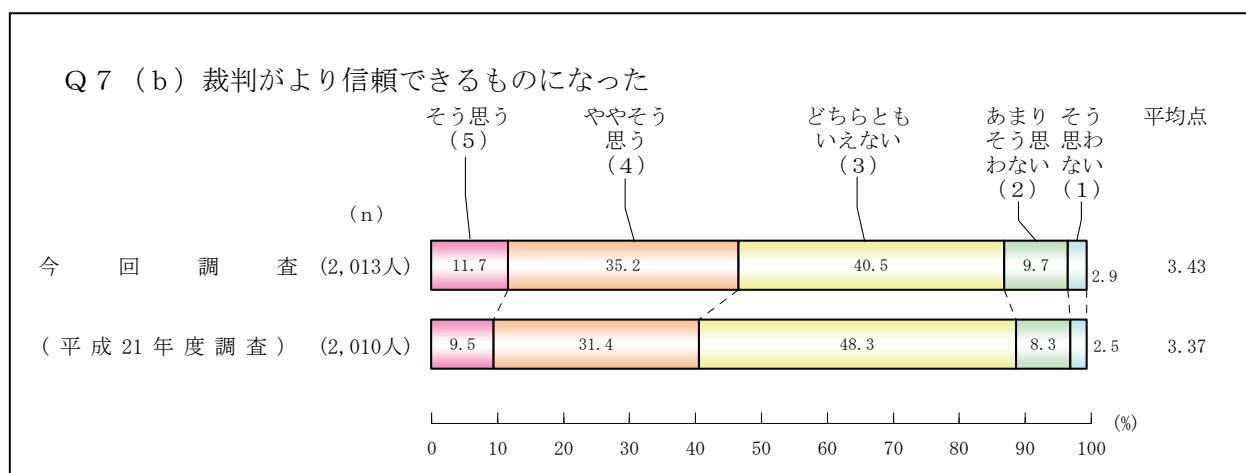
現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っているか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『裁判所や司法が身近になった』(3.80点), 以下, 『裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなった』(3.79点), 『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』(3.74点), 『裁判がより公正中立なものになった』(3.44点), 『裁判がより信頼できるものになった』(3.43点), 『裁判が迅速になった』(3.43点), 『裁判の手続や内容がわかりやすくなった』(3.39点), 『裁判の結果(判断)がより納得できるものになった』(3.32点), 『事件の真相がより解明されている』(3.32点)となっている。



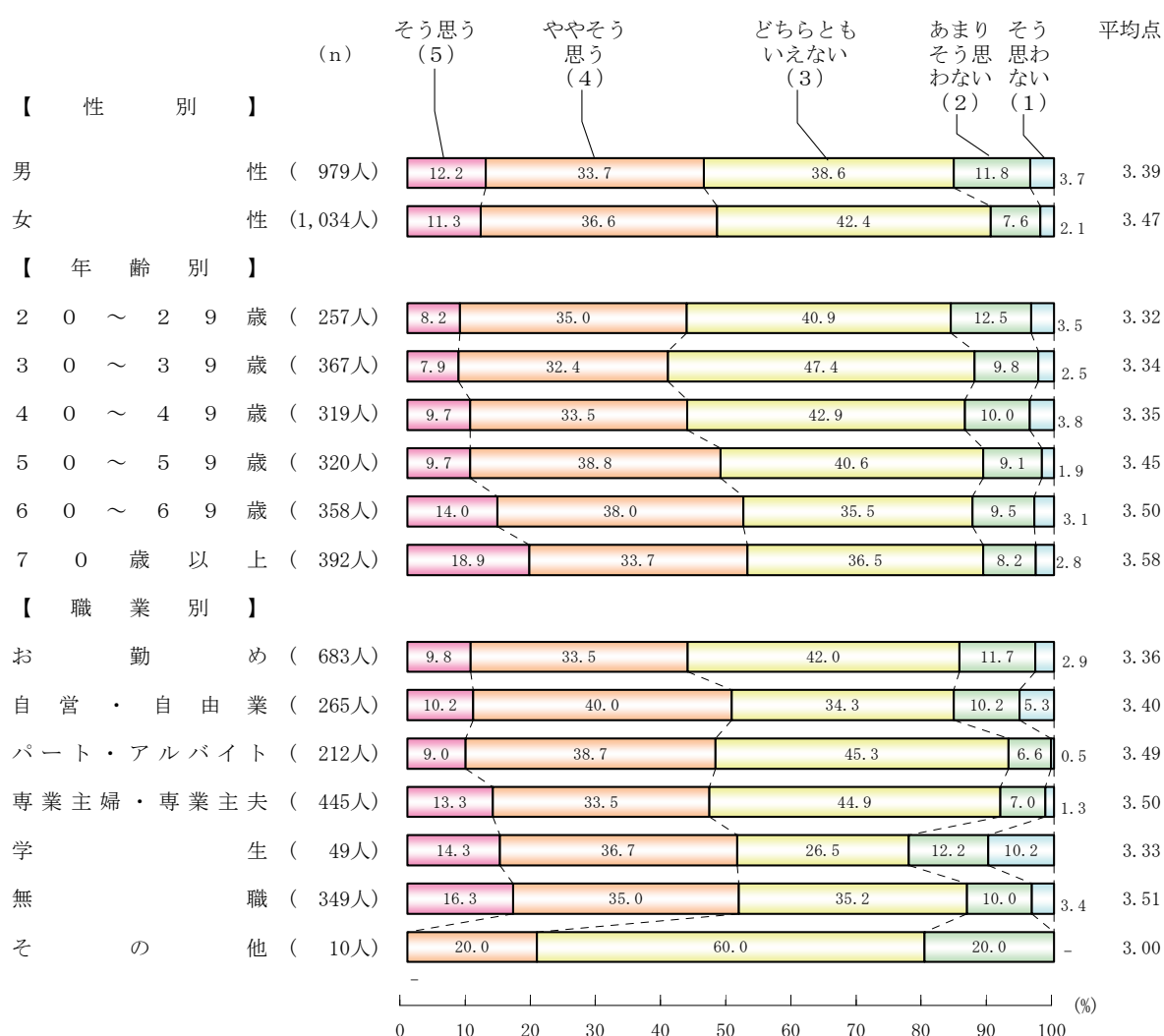
裁判員制度実施後の変化として『裁判がより公正中立なものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は46.8%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は12.5%である。平成21年度調査と比べて、『そう思う』が8.3%増えている。



『裁判がより公正中立なものになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では大きな差はなく、年齢別にみると、70歳以上が最も高く、20代が最も低い。職業別にみると、お勤めが最も低い。

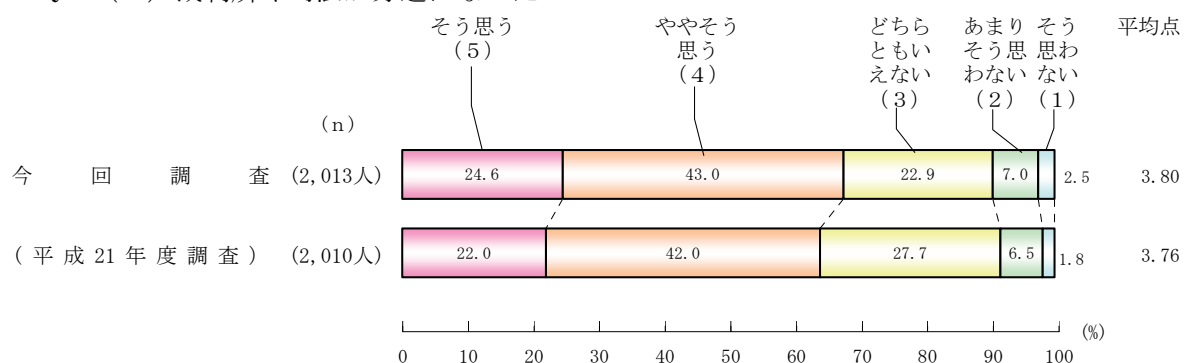


裁判員制度実施後の変化として『裁判がより信頼できるものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は46.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は12.6%である。平成21年度調査と比べて、『そう思う』が6.0%増えている。

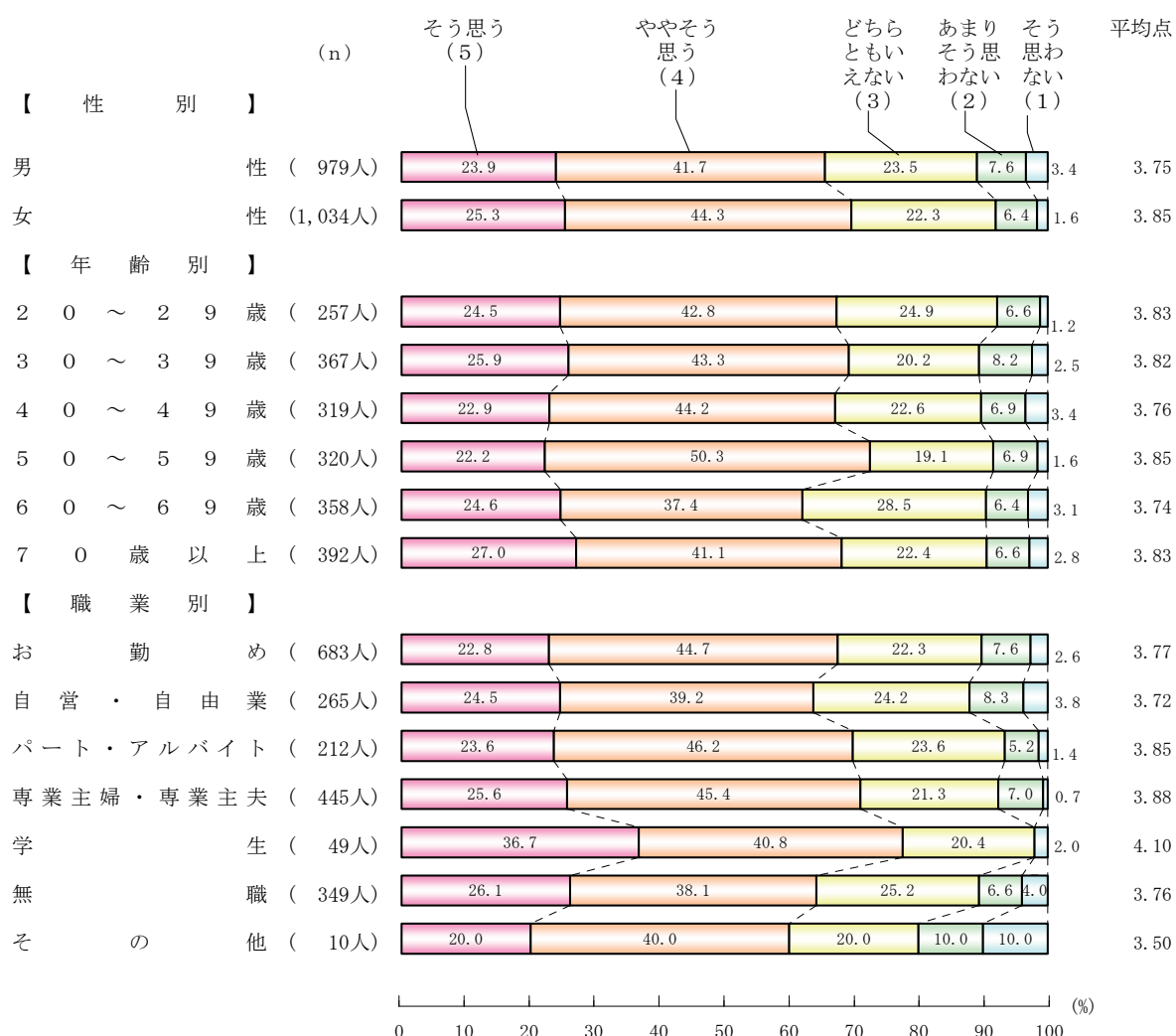


『裁判がより信頼できるものになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はなく、年齢別にみると、30代が最も低く、70歳以上が最も高い。職業別にみると、お勤めで低くなっている。

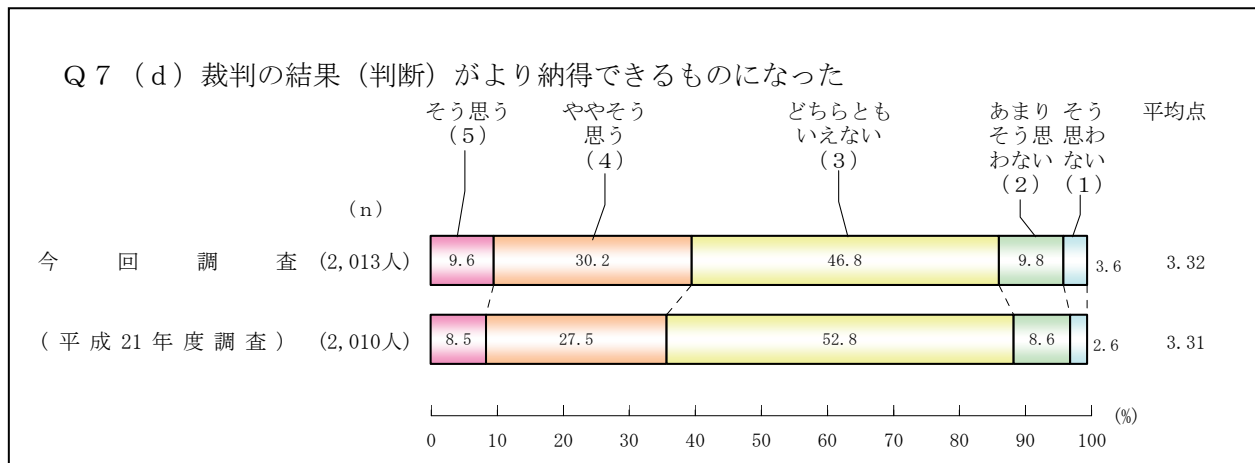
Q 7 (c) 裁判所や司法が身近になった



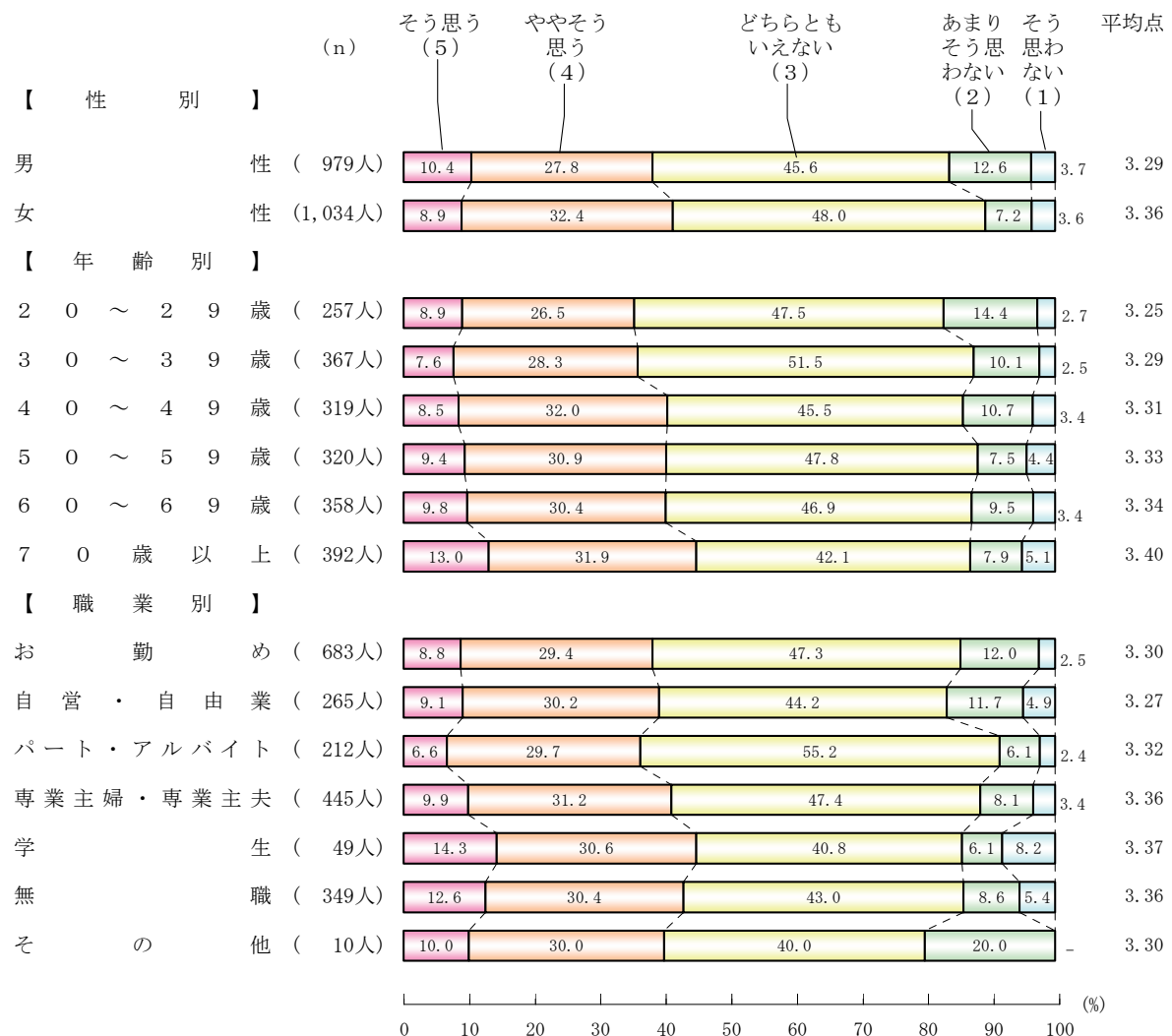
裁判員制度実施後の変化として『裁判所や司法が身近になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は67.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は9.5%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。



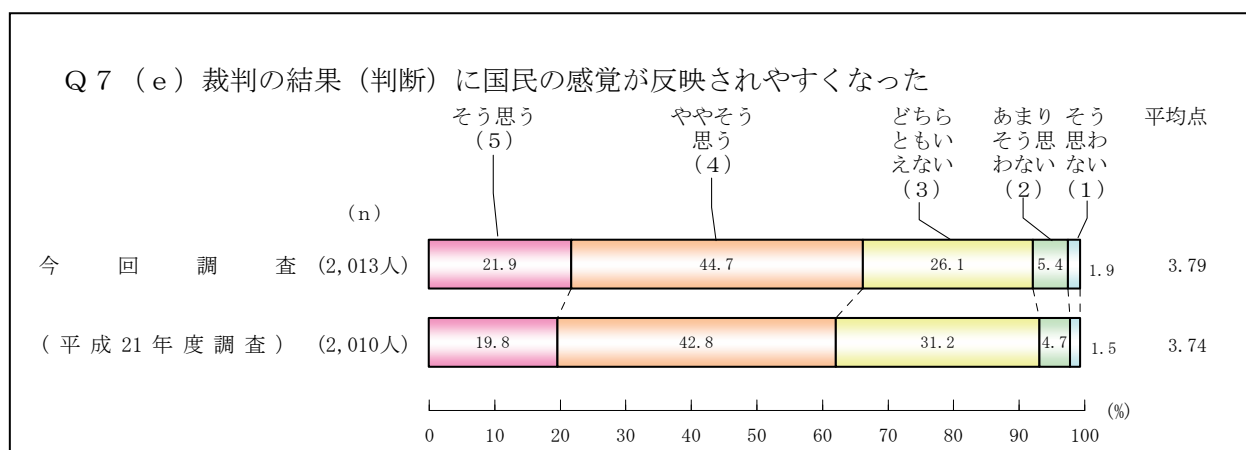
『裁判所や司法が身近になった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はない。年齢別にみると、50代で高く、60代で低くなっている。



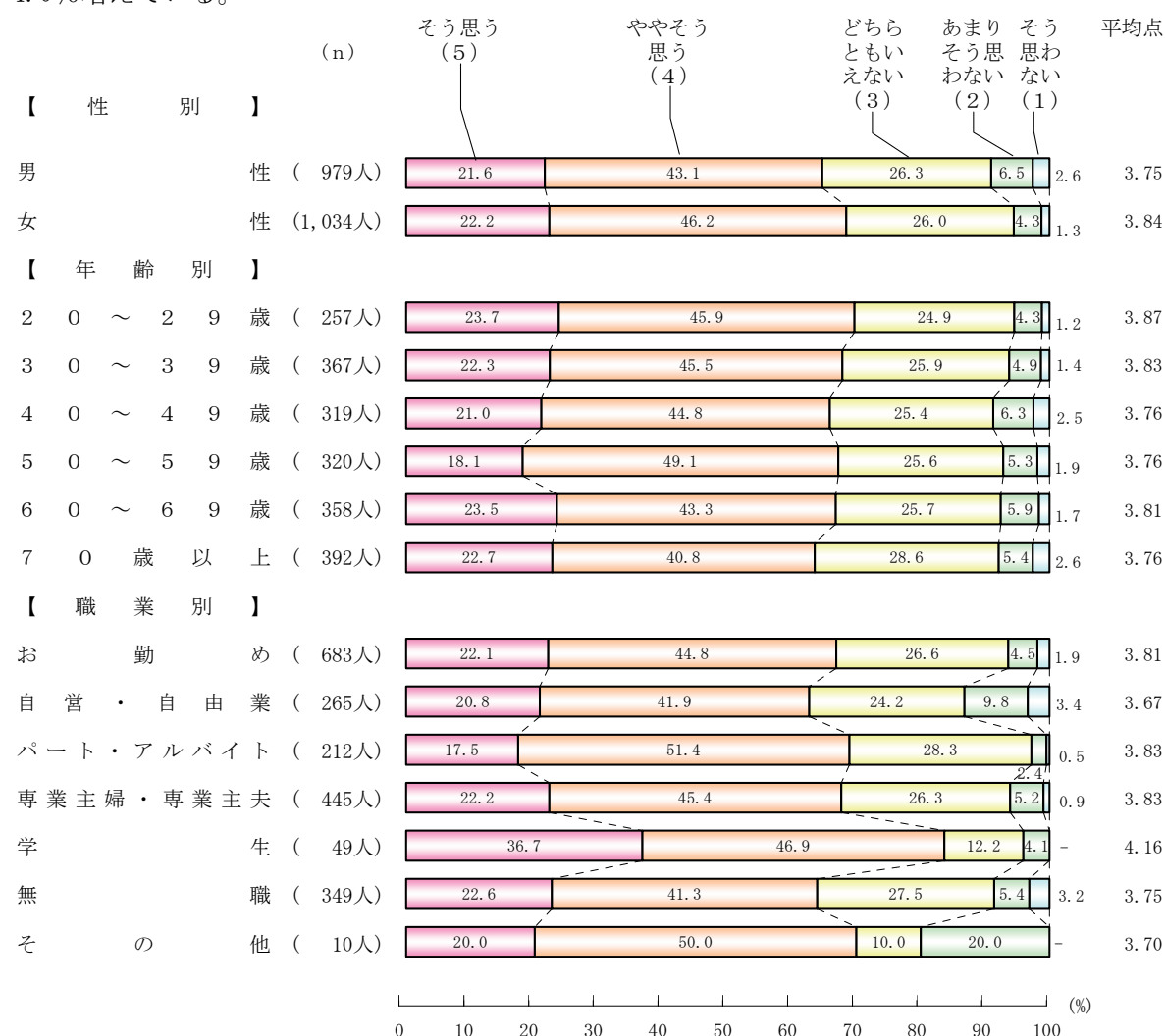
裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果 (判断) がより納得できるものになった』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は 39.8%,『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は 13.4%である。平成 21 年度調査と比べて、大きな変化はみられない。



『裁判の結果 (判断) がより納得できるものになった』という印象について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別・職業別に目立った差はない。年齢別にみると、70歳以上が最も高い。

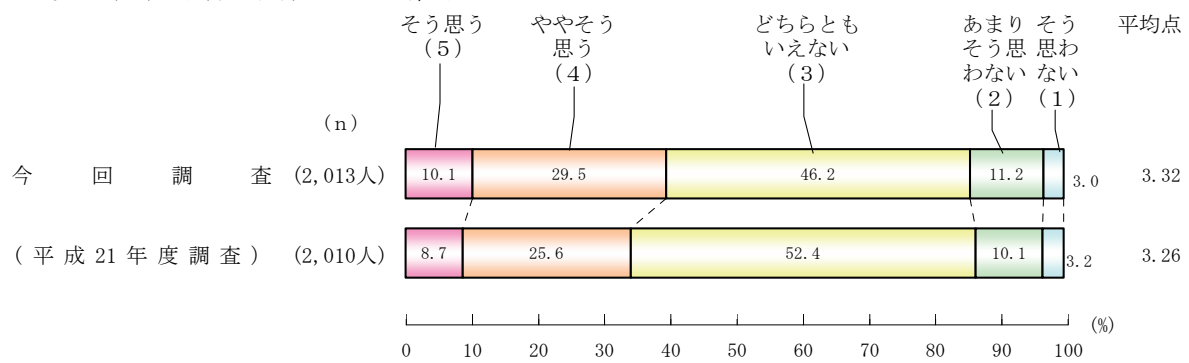


裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 66.6%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 7.3%である。平成 21 年度調査と比べて、『そう思う』が 4.0%増えている。

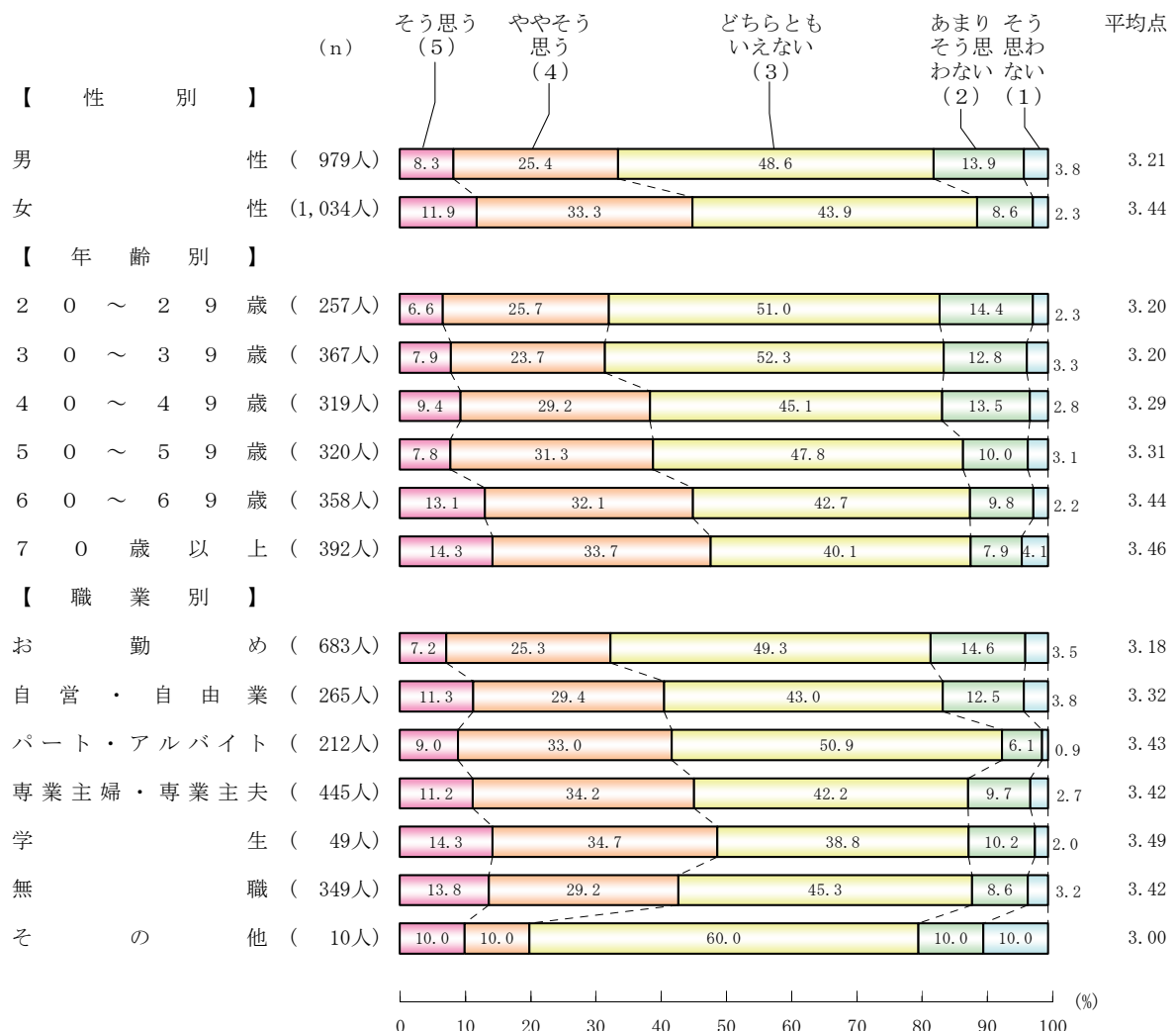


『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別・年齢別では大きな差はない。職業別にみると、学生で高くなっている。

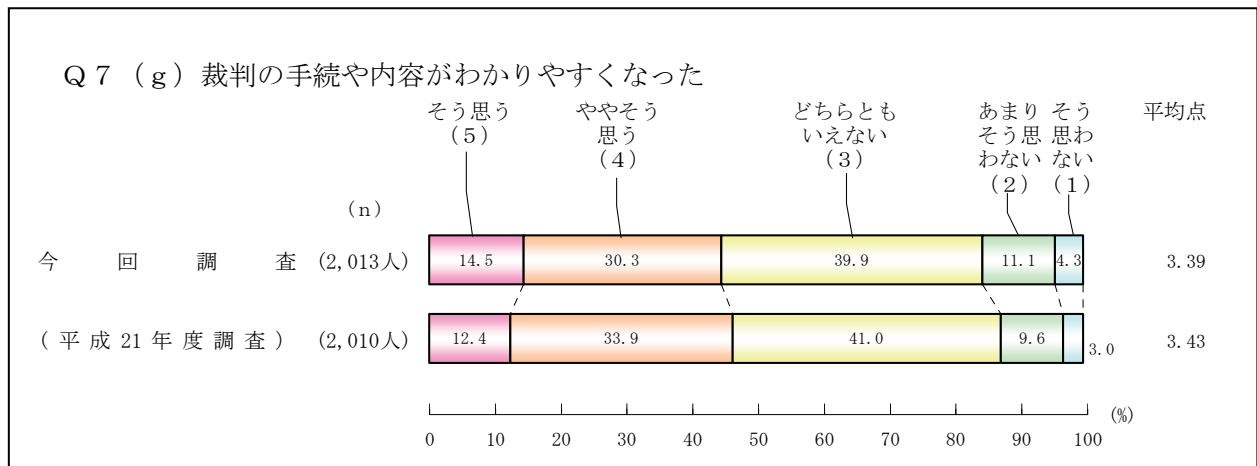
Q 7 (f) 事件の真相がより解明されている



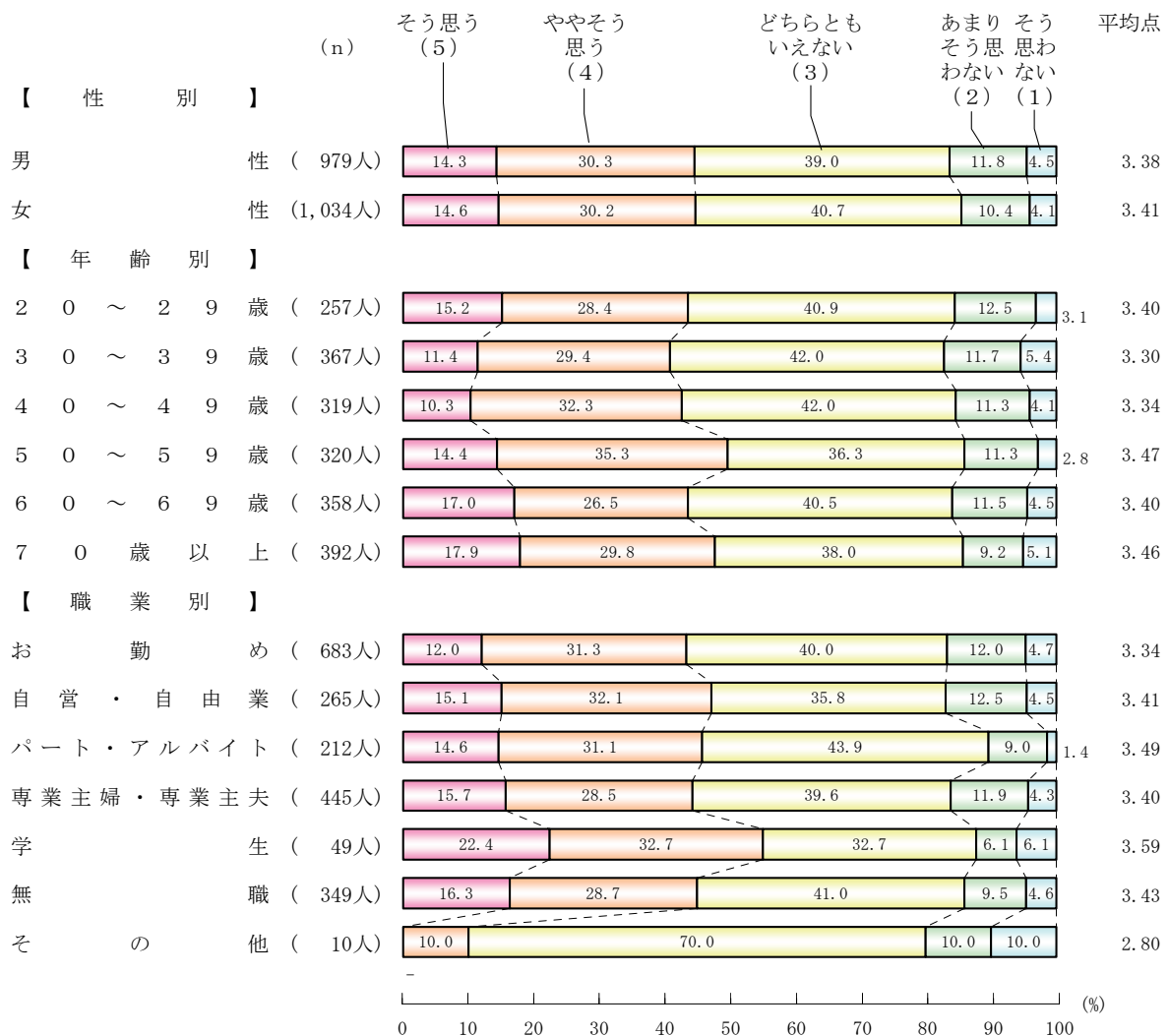
裁判員制度実施後の変化として『事件の真相がより解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 39.6%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 14.2%である。平成 21 年度調査と比べて、『そう思う』が 5.3%増えている。



『事件の真相がより解明されている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、女性で高く、年齢別にみると、20代・30代で低く、60代・70歳以上で高い。職業別にみると、お勤めで低くなっている。

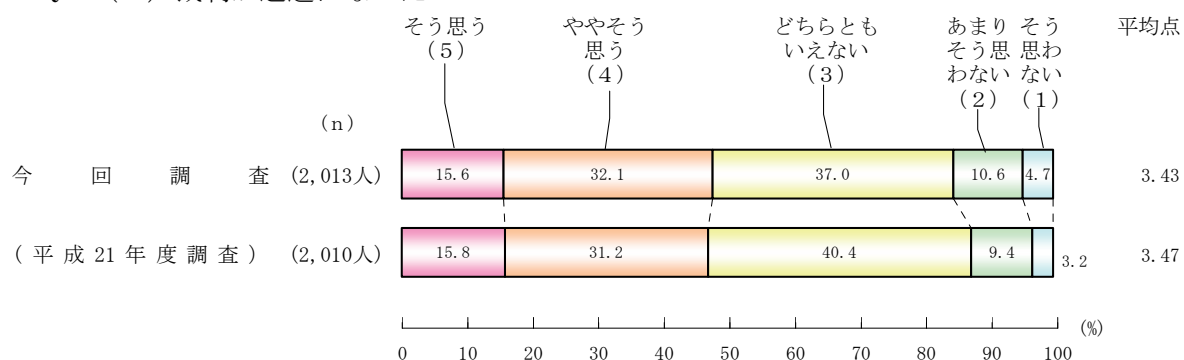


裁判員制度実施後の変化として『裁判の手續や内容がわかりやすくなった』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は44.8%,『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は15.4%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

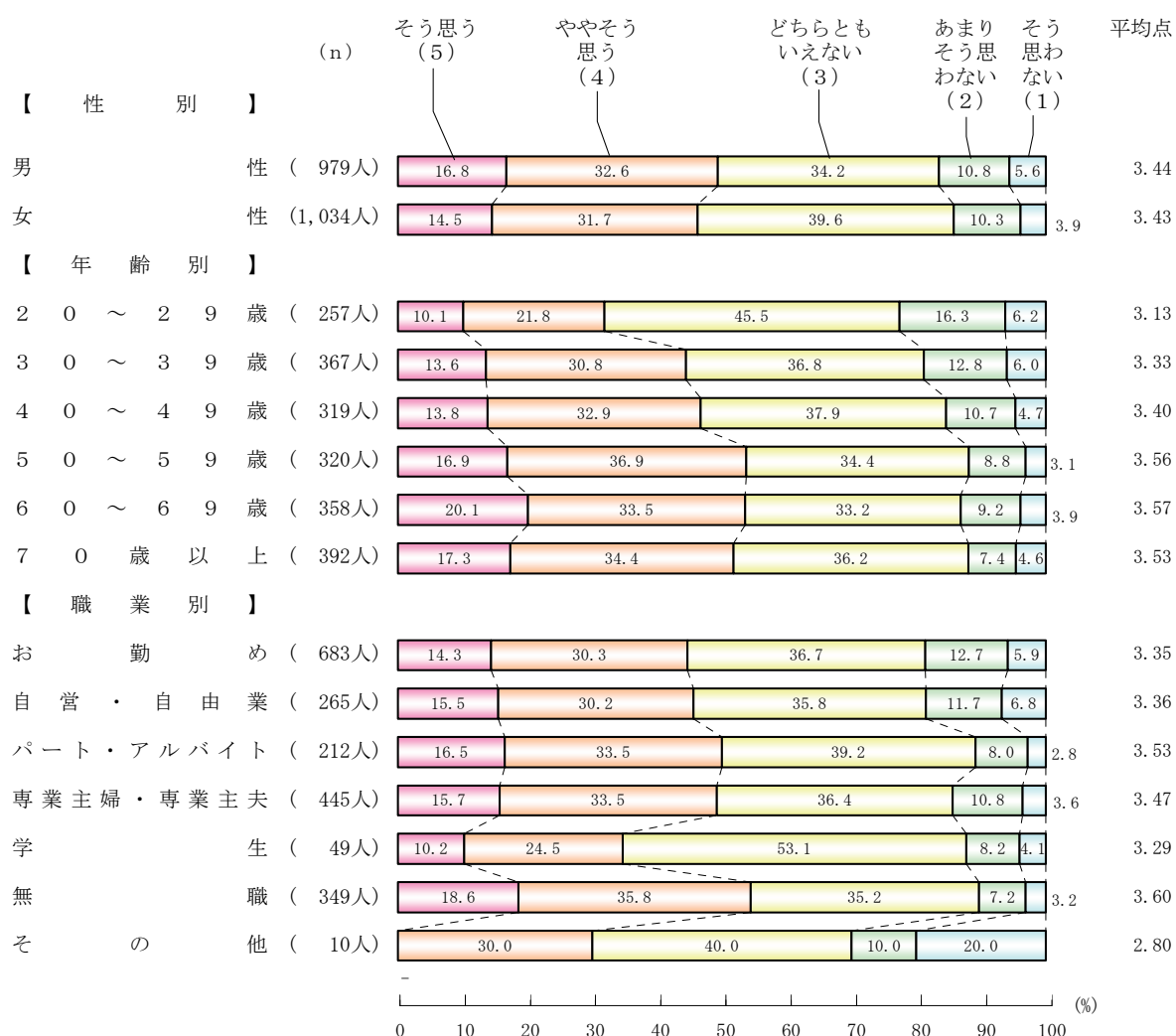


『裁判の手續や内容がわかりやすくなった』という印象について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別・年齢別にみても各層の間に目立った差はない。

Q 7 (h) 裁判が迅速になった

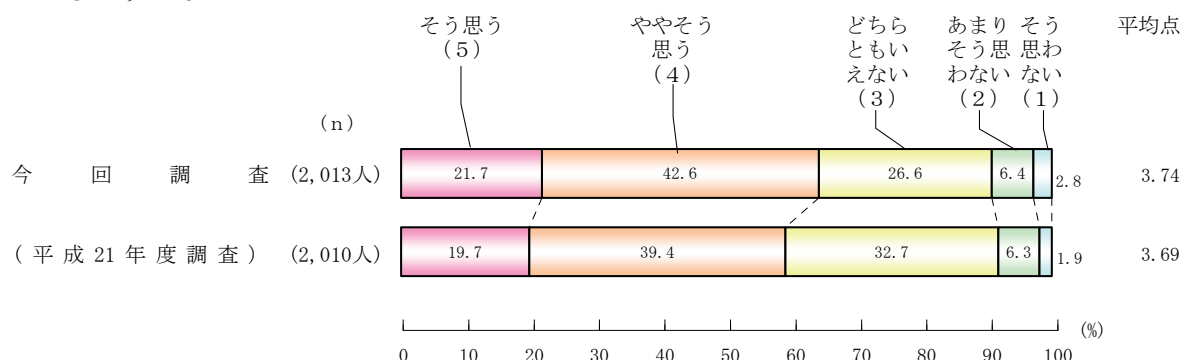


裁判員制度実施後の変化として『裁判が迅速になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 47.7%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 15.3%である。平成 21 年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

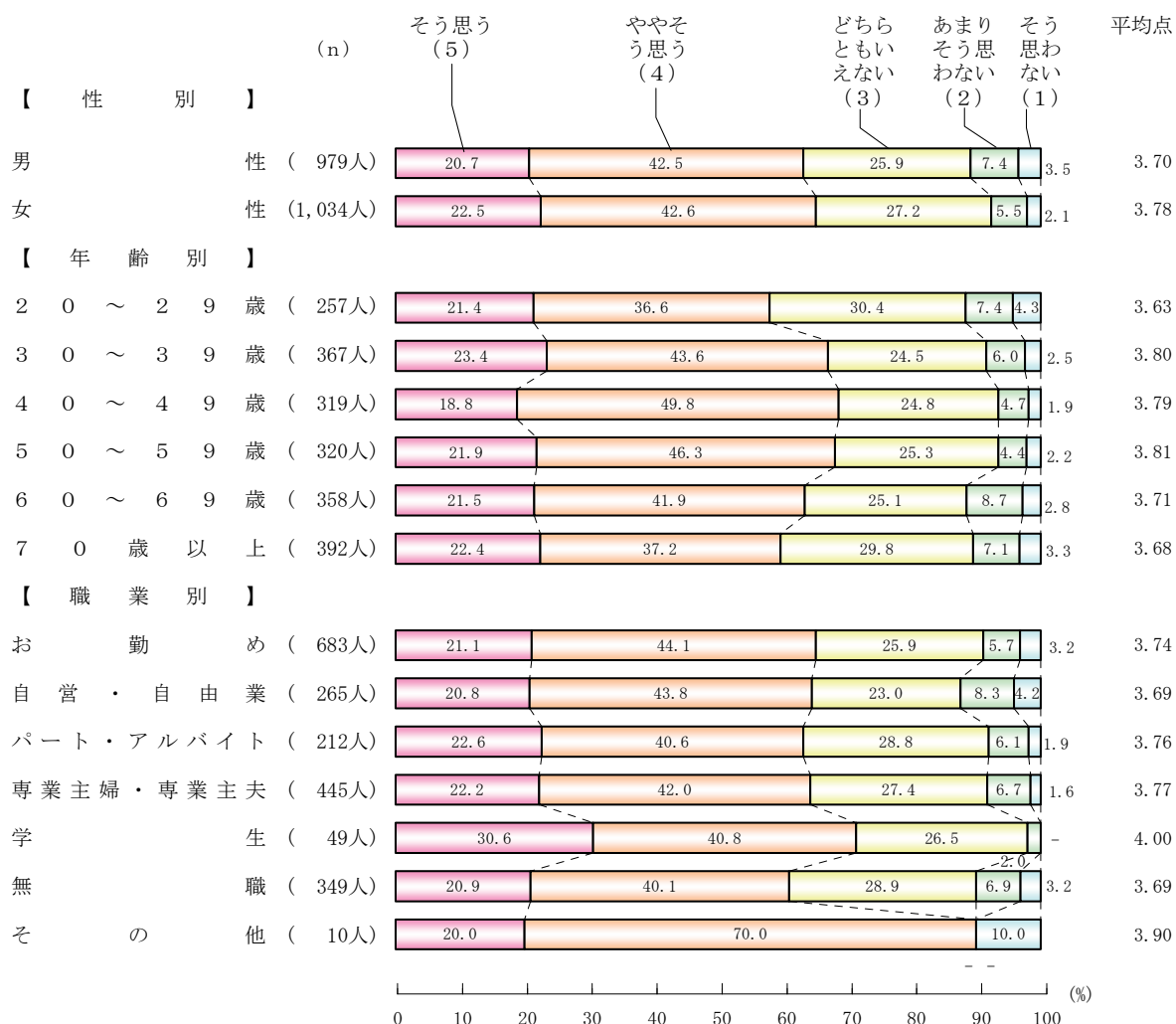


『裁判が迅速になった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別に大きな差はなく、年齢別にみると、20代で低くなっている。職業別にみると、無職で高くなっている。

Q 7 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった



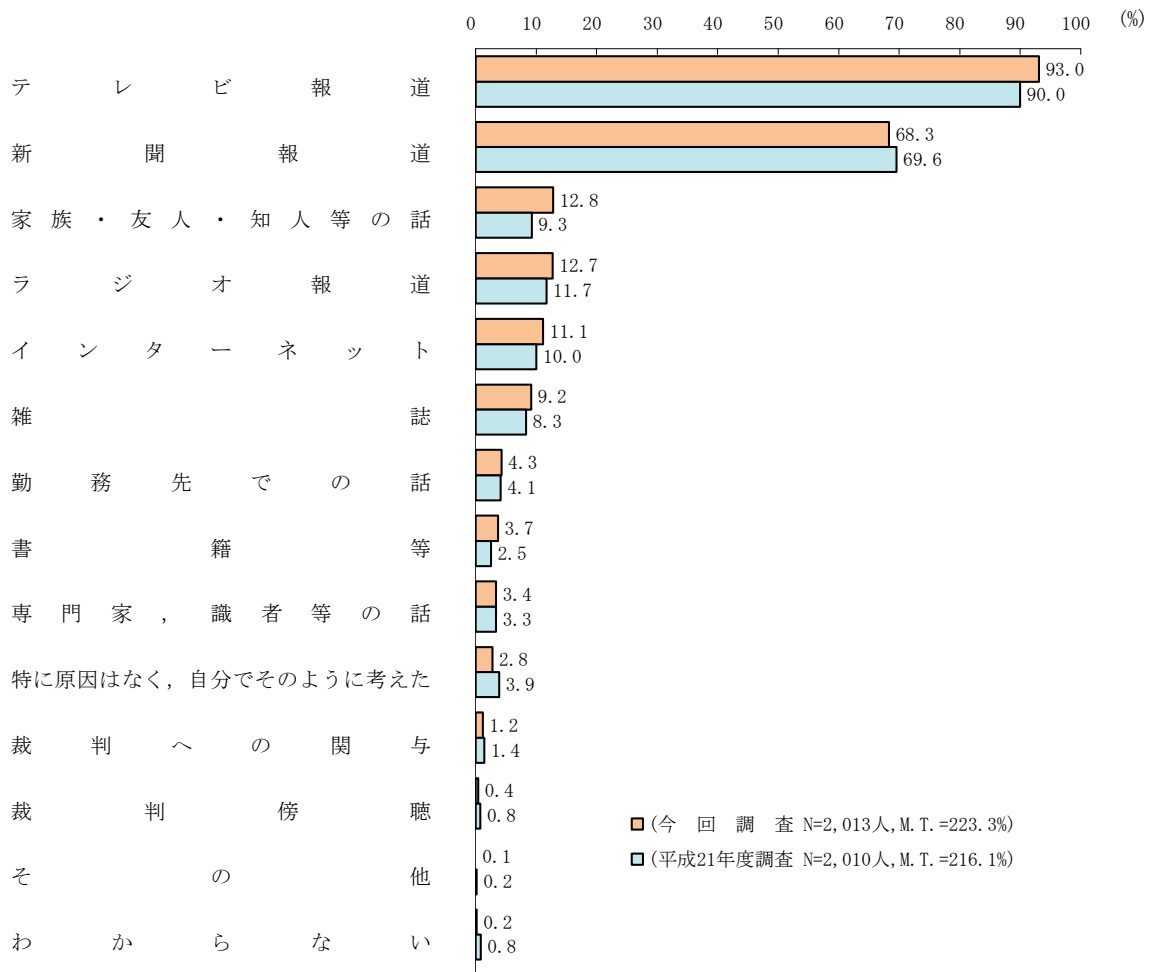
裁判員制度実施後の変化として『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は64.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は9.2%である。平成21年度調査と比べて、『そう思う』が5.2%増えている。



『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別・職業別に目立った差はない。年齢別にみると、20代・70歳以上で低くなっている。

8 裁判員制度についてQ 7 の印象を持つことになった原因

Q 8 「回答票8」あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)



現在実施されている裁判員制度についてQ 7 の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が93.0%と最も高く、次いで「新聞報道」が68.3%であった。以下、「家族・友人・知人等の話」(12.8%)、「ラジオ報道」(12.7%)、「インターネット」(11.1%)となっている。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

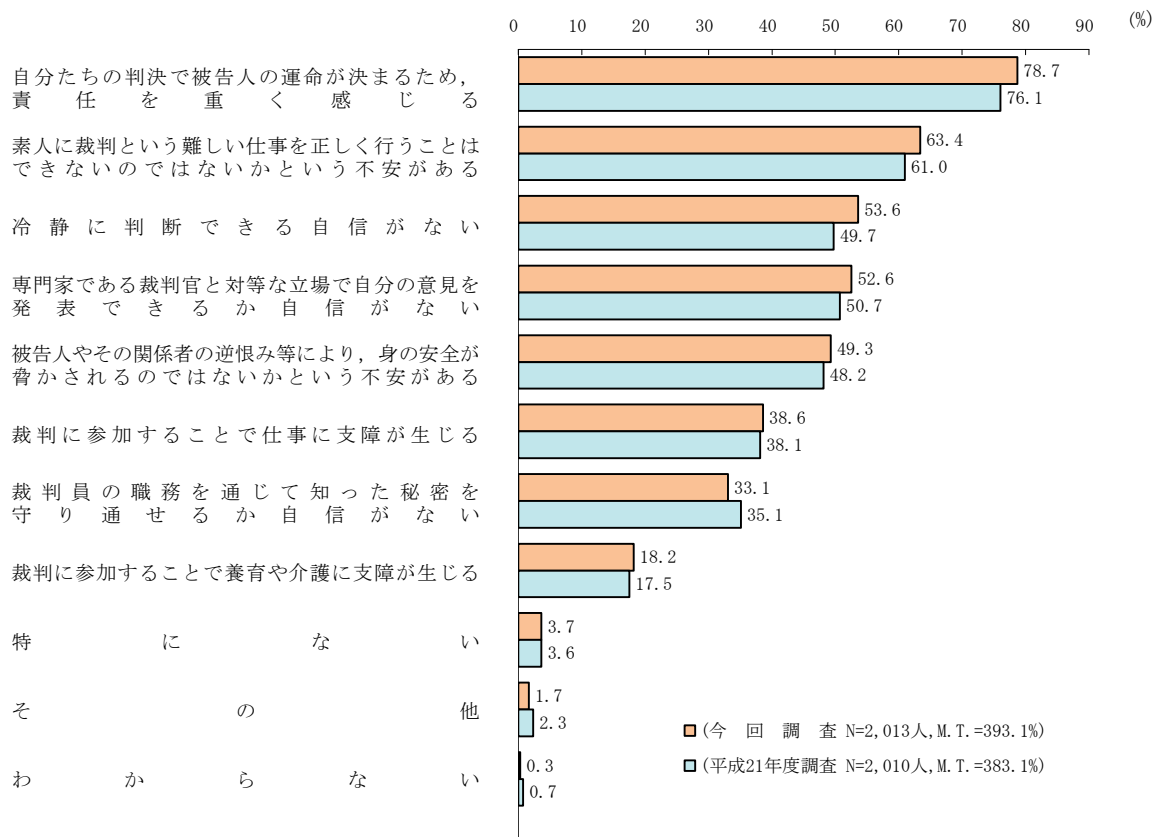
	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	裁判への関与	裁判傍聴	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	専門家、識者等の話	特に原因はなく、自分で そのように考えた	その他	わからない	回答計
F 1 【性】																
男性	979	71.6	10.6	4.2	91.9	14.3	15.3	1.4	0.5	9.6	6.1	3.4	3.1	0.1	0.1	232.3
女性	1034	65.2	7.8	3.2	94.1	11.2	7.2	1.0	0.4	15.9	2.6	3.4	2.5	0.1	0.3	214.8
F 2 【年齢】																
20～29歳	257	46.3	8.2	3.9	91.1	5.1	23.0	1.2	0.4	15.2	5.4	3.5	3.9	0.4	-	207.4
30～39歳	367	55.6	7.6	2.7	93.7	6.8	17.4	1.4	0.5	11.7	5.7	2.5	3.5	-	-	209.3
40～49歳	319	66.8	9.1	2.8	93.4	11.9	13.8	1.3	0.3	10.0	6.6	3.1	2.5	-	-	221.6
50～59歳	320	78.1	11.3	5.0	92.5	17.2	9.4	1.6	0.9	12.2	5.9	4.7	2.8	-	0.3	241.9
60～69歳	358	82.1	11.7	3.9	93.9	21.2	5.3	0.8	0.3	17.3	2.5	3.9	2.2	0.3	-	245.5
70歳以上	392	75.3	7.4	3.8	93.1	12.5	2.0	1.0	0.3	11.0	0.8	2.8	2.0	-	0.8	212.8
F 3 【職業】																
お勤め	683	66.3	10.0	3.2	93.4	11.3	17.7	1.9	0.7	11.0	10.1	3.1	2.3	0.1	0.1	231.3
自営・自由業	265	73.2	9.1	5.3	93.2	20.8	8.7	2.3	0.4	14.7	2.3	4.5	3.4	-	-	237.7
パート・アルバイト	212	58.5	6.1	3.3	94.3	7.1	10.8	-	-	13.7	2.8	2.8	2.8	-	0.5	202.8
専業主婦・専業主夫	445	69.0	6.5	2.7	92.4	11.5	4.9	1.1	0.4	14.8	0.4	4.0	2.9	-	0.4	211.2
学生	49	42.9	14.3	6.1	85.7	8.2	34.7	-	-	18.4	2.0	6.1	2.0	2.0	-	222.4
無職	349	77.1	12.0	4.6	93.4	14.9	4.9	-	0.3	10.9	0.9	2.3	2.9	-	-	224.1
その他	10	70.0	20.0	-	90.0	20.0	10.0	-	-	20.0	-	-	10.0	-	-	240.0

男女別にみると、「新聞報道」、「インターネット」は男性で高く、「家族・友人・知人等の話」は女性で高くなっている。年齢別にみると、「新聞報道」は50代以上で、「ラジオ報道」は50代・60代で、「インターネット」は20代・30代でそれぞれ高くなっている。

9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q 9 「回答票 9」あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまると思うものを、次の中からすべてお聞かせください。

(M. A.)



刑事裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が78.7%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」(63.4%)、「冷静に判断できる自信がない」(53.6%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(52.6%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある」(49.3%)などとなっている。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

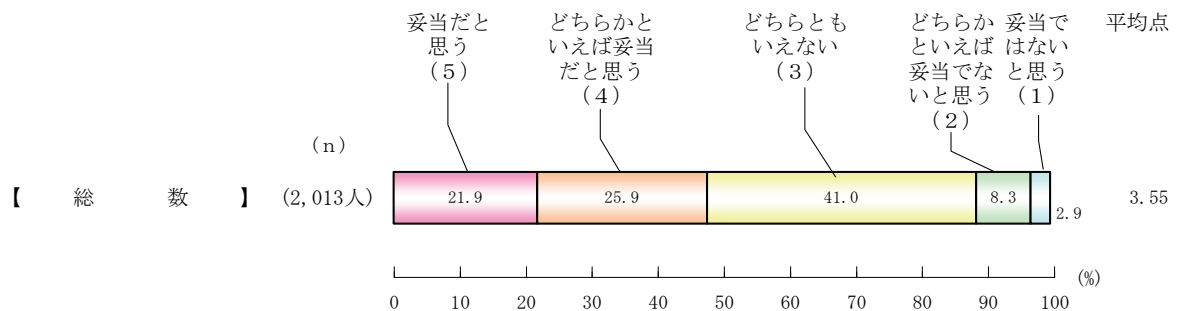
	該 当 数 (n)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるための責任を重く感じる	素人に裁判という難しい仕事をしていくという不安がある	自分の意見を発表できるか自信がない	専門家である裁判官と対等な立場で冷静に判断できる自信がない	被告人やその関係者の逆恨み等による、身や安全が脅かされるのではな	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	特 に な い	そ の 他	わ か ら な い	回 答 計
F 1 【性】													
男性	979	72.2	57.5	44.5	46.4	44.8	35.1	46.5	13.0	5.0	1.0	0.2	366.3
女性	1034	84.8	69.0	60.2	60.4	53.5	31.1	31.1	23.2	2.4	2.3	0.4	418.5
F 2 【年齢】													
20～29歳	257	80.9	53.3	49.8	50.2	49.8	26.8	38.1	13.6	3.5	-	-	366.1
30～39歳	367	79.8	59.1	49.6	51.5	52.6	34.3	48.5	23.4	2.2	0.5	0.3	401.9
40～49歳	319	78.1	58.9	45.8	44.2	51.1	36.4	54.5	21.3	3.1	0.6	-	394.0
50～59歳	320	84.4	68.4	55.6	58.1	51.9	39.4	51.6	19.4	2.5	-	-	431.3
60～69歳	358	77.1	67.6	58.7	58.1	43.9	36.3	29.1	20.9	3.9	3.1	-	398.6
70歳以上	392	73.5	69.6	54.6	57.7	47.2	25.3	14.8	10.5	6.4	4.8	1.3	365.6
F 3 【職業】													
お勤め	683	76.7	57.0	44.1	45.4	47.6	35.0	57.7	13.8	3.2	0.3	-	380.7
自営・自由業	265	76.6	61.1	48.3	56.6	47.9	34.7	63.0	21.1	3.0	0.8	0.4	413.6
パート・アルバイト	212	83.5	67.9	62.3	60.4	50.9	35.8	44.8	25.5	3.3	-	-	434.4
専業主婦・専業主夫	445	85.6	70.3	64.3	63.4	52.1	31.7	15.3	25.6	2.5	1.8	0.4	413.0
学生	49	81.6	65.3	59.2	59.2	49.0	22.4	28.6	10.2	2.0	-	-	377.6
無職	349	72.5	65.3	50.1	50.1	49.0	29.5	10.3	11.5	7.2	6.3	0.9	352.7
その他	10	60.0	80.0	70.0	50.0	50.0	40.0	30.0	40.0	-	-	-	420.0

男女別にみると、上位5項目はいずれも女性で高く、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は男性で高い。年齢別にみると、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は30代から50代で高くなっている。

10 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）

【資料1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、裁判官のみの裁判では36.6%であるのに対し、裁判員裁判では56.6%となっています。

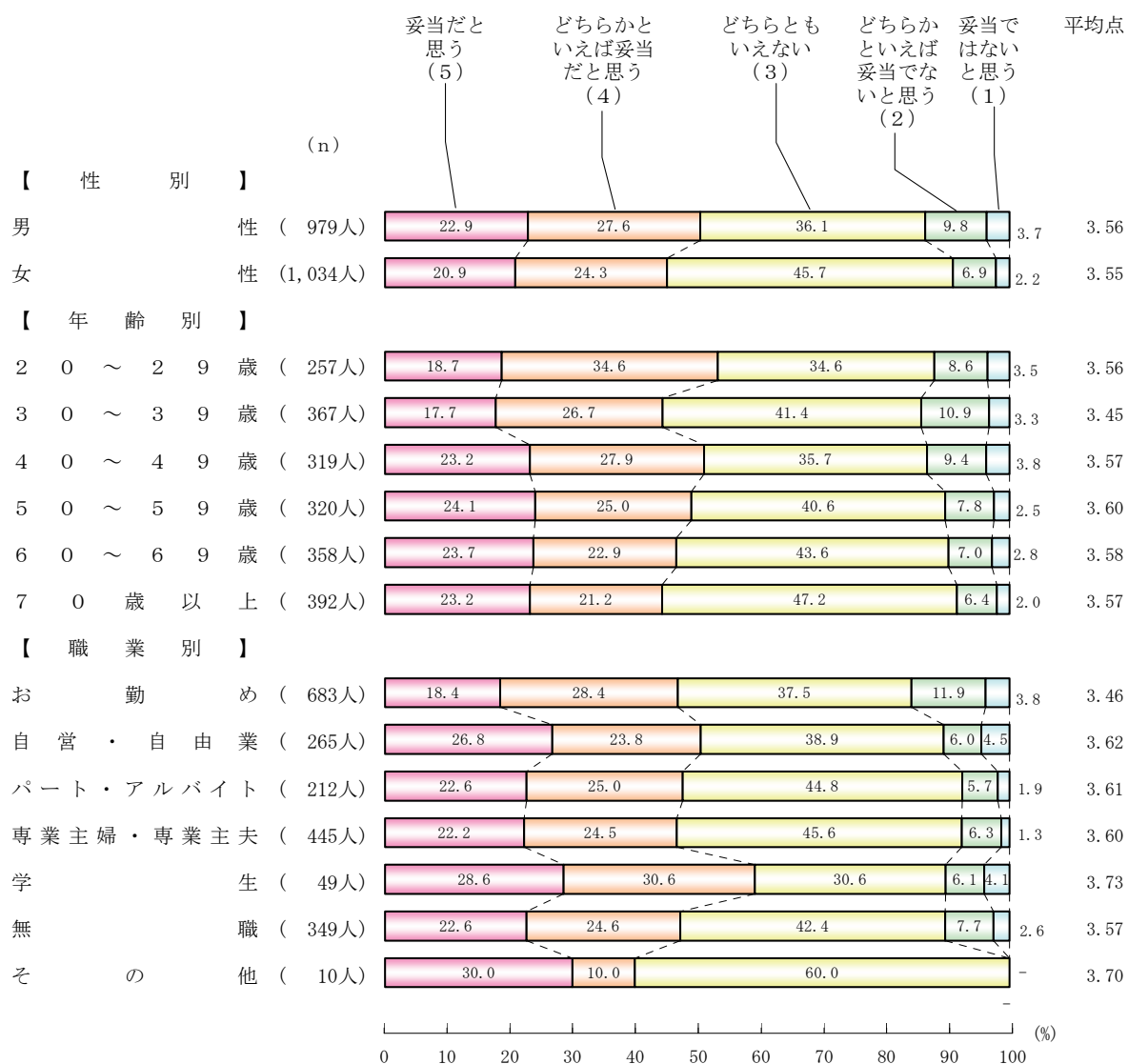
Q10【回答票10】 裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。



裁判員裁判で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より多くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は47.8%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は11.2%である。

（注）裁判官のみの裁判 36.6% ＝ 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの判決宣告分の数値

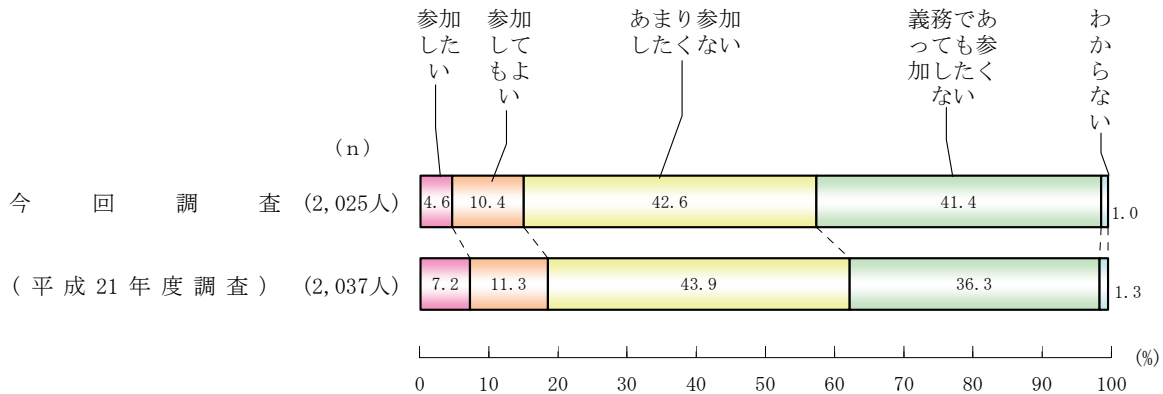
裁 判 員 裁 判 56.6% ＝ 裁判員法施行から平成22年10月31日までの判決宣告分の数値



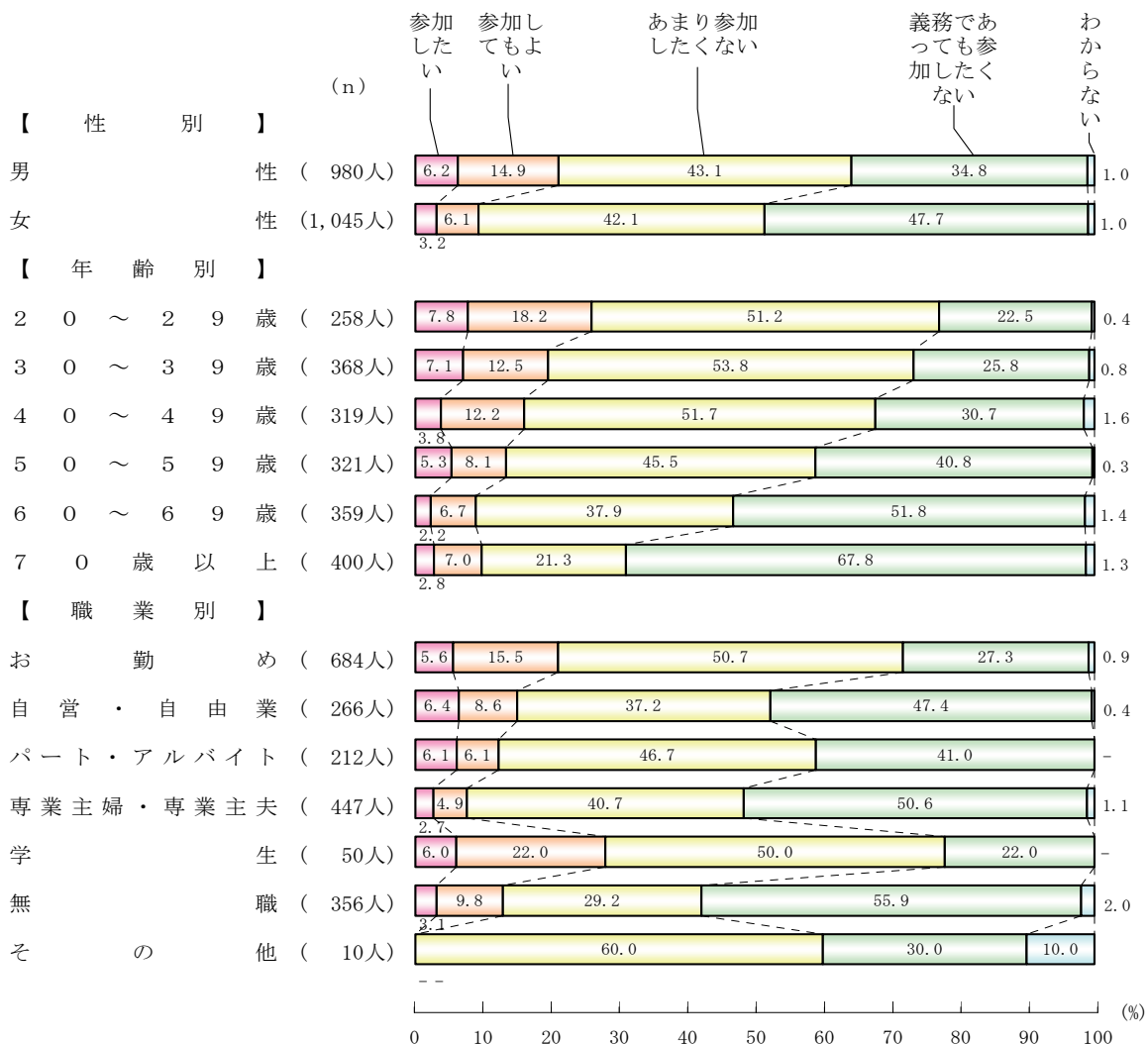
裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性で高くなっている。

1 1 裁判員として刑事裁判に参加したいか

Q 1 1 「回答票 1 1」あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。



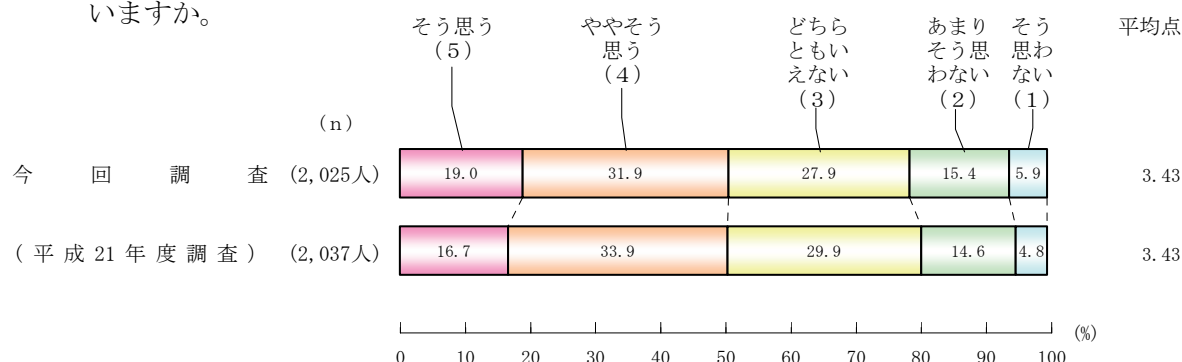
裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が4.6%、「参加してもよい」が10.4%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が42.6%、「義務であっても参加したくない」が41.4%である。平成21年度調査と比べて、「義務であっても参加したくない」が5.1%増えている。



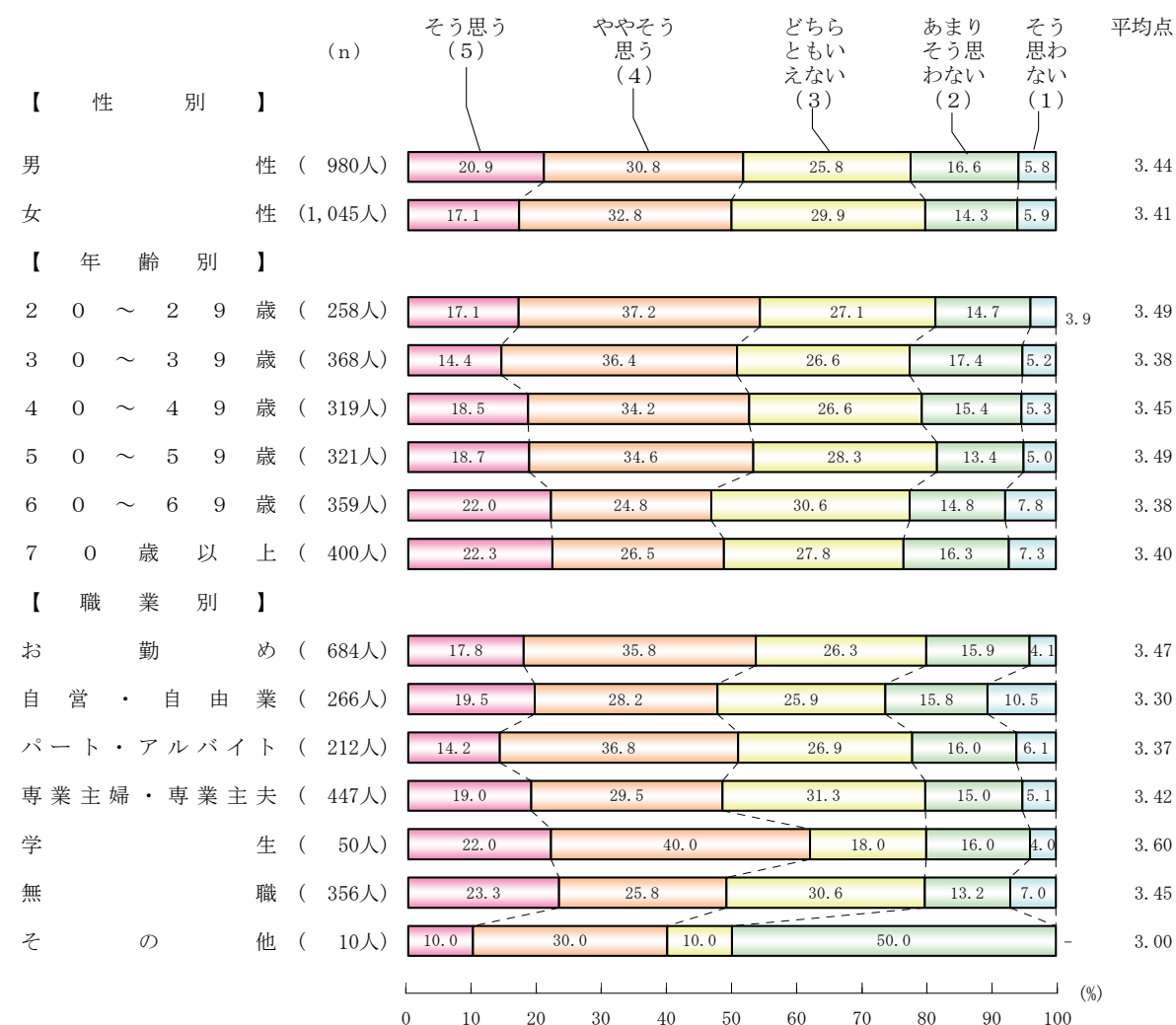
「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」は若年層で高く、「義務であっても参加したくない」は60代以上で高くなっている。

1 2 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 2 「回答票 1 2」 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

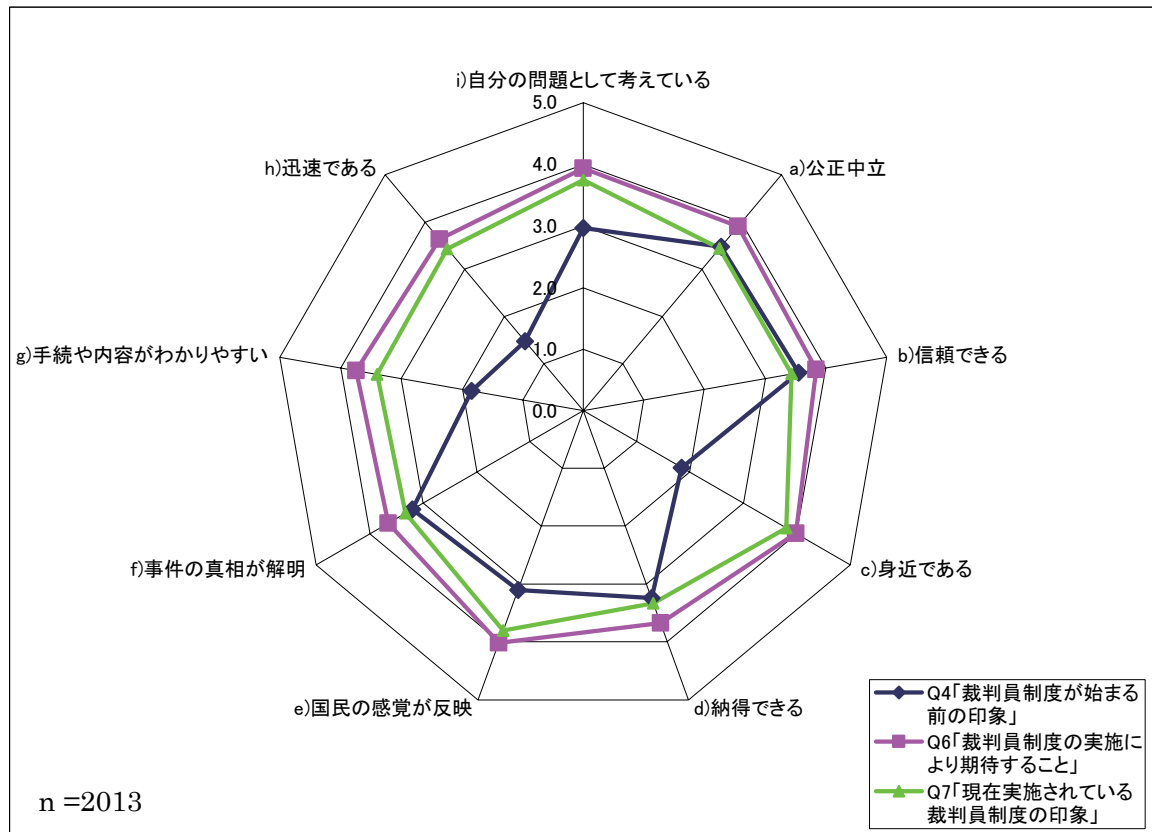


刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 50.9%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 21.3%である。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。



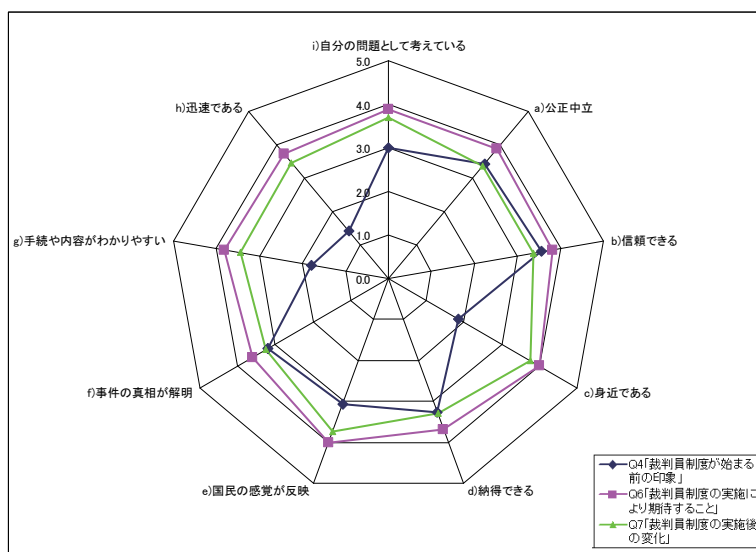
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別・年齢別にみても目立った差はみられない。

1 3 制度開始前・実施への期待・実施後の変化



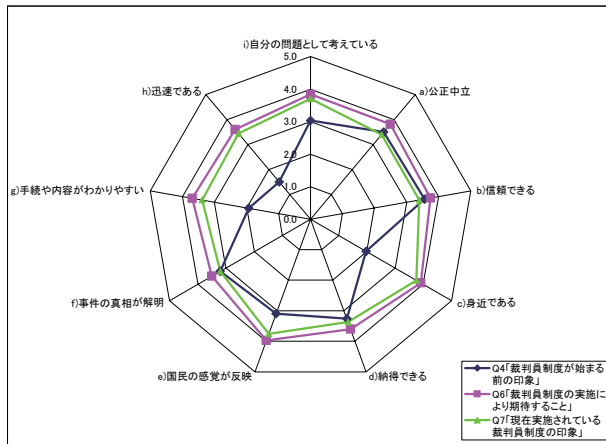
Q 4 : 「裁判員制度が始まる前の印象」、Q 6 : 「裁判員制度の実施により期待すること」、Q 7 : 「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問の 9 項目それぞれの点数を比較してみると、「身近である」、「手続や内容がわかりやすい」、「迅速である」は Q 4 よりも Q 6 ・ Q 7 の点数が大きいことが目立つ。また「自分の問題として考えている」と「国民の感覚が反映」も Q 4 よりも Q 7 の得点が高い。

(平成 21 年度調査結果)

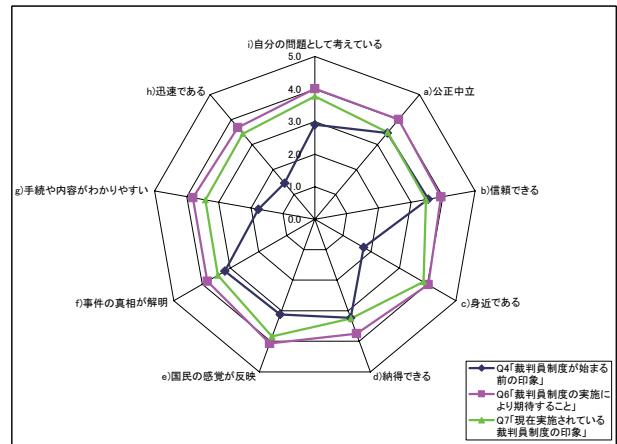


裁判員制度開始前・実施への期待・実施後の変化の各問について、9 項目それぞれの点数を平成 21 年度調査と比べると、いずれの項目の点数もほとんど変化はみられない。

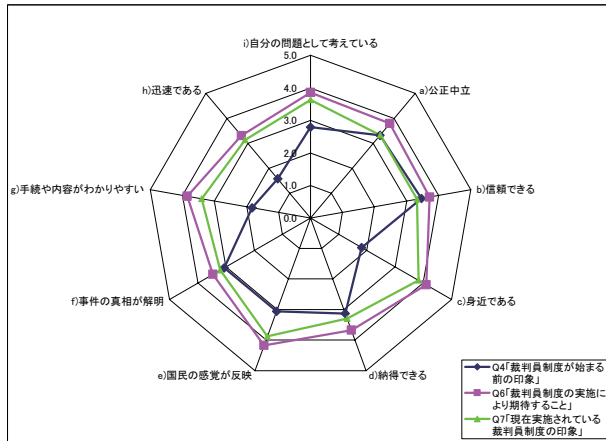
男性



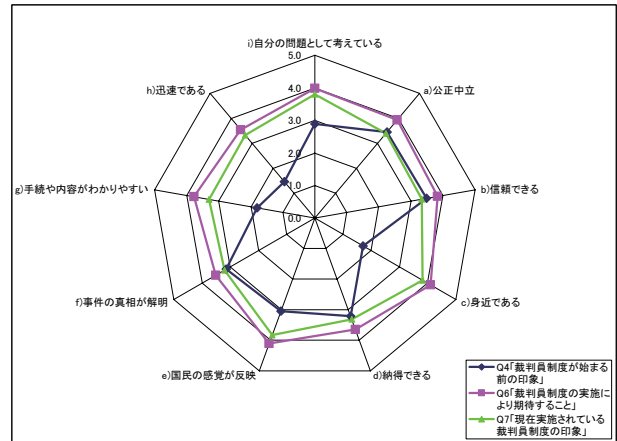
女性



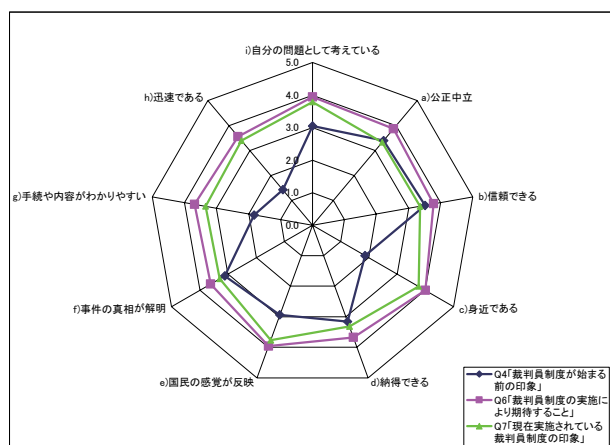
20代



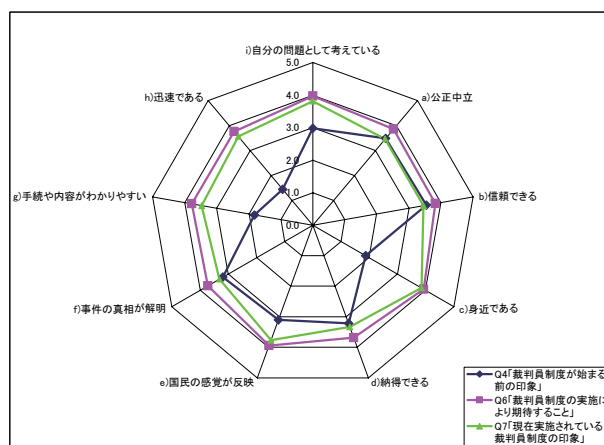
30代



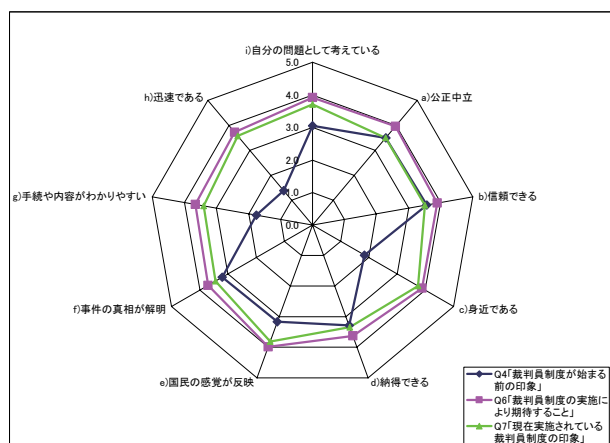
40代



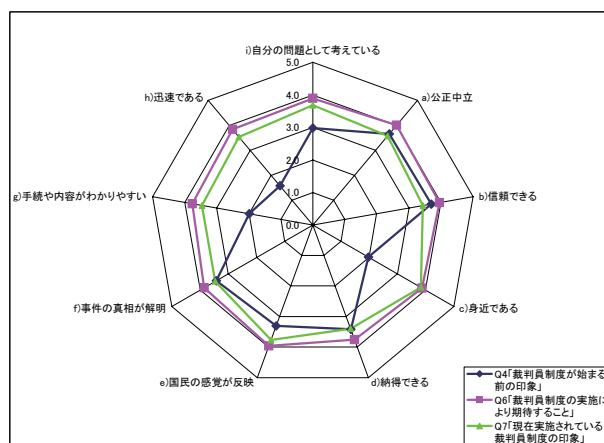
50代



60代



70歳以上



性別・年齢別にみた場合も、「身近である」、「手続や内容がわかりやすい」、「迅速である」はQ4よりもQ6・Q7の点数が目立って高く、「自分の問題として考えている」と「国民の感覚が反映」はQ4よりもQ7の得点が高い。

Ⅲ 調査票（付：単純集計結果）

裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 23 年 1 月

- Q 1 【回答票 1】あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。
（a）～（c）の各項目ごとに「知っている」「知らない」のいずれかをお答えください。

	知っている	知らない
(a) 裁判員制度が実施されている	99.1	0.9
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である	98.1	1.9
(c) 選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	93.6	6.4

※（a）～（c）ですべて「知らない」と回答した人は、6 ページの Q 1 1 へ

【Q 1 でひとつでも「1 知っている」と回答した人に Q 2 ～ Q 1 0 を聞く】 (n=2013)

- Q 2 【回答票 2】では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。この中からいくつでもあげてください。（M. A.）

73.2(ア) 新聞報道	5.5(キ) 各種パンフレット
8.6(イ) 雑誌	14.7(ク) 家族・友人・知人等の話
4.3(ウ) 書籍等	7.6(ケ) 勤務先での話
97.2(エ) テレビ報道	1.1(コ) 裁判員制度に関する各種説明会
13.9(オ) ラジオ報道	0.9 その他（具体的に）
13.0(カ) インターネット	- わからない

(M. T. =239.9%)

Q3 【回答票3】 裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。

50.4(ア) 以前に比べて興味や関心が増した

1.6(イ) 以前に比べて興味や関心が減った

48.0(ウ) 特に変わらない

Q4 【回答票4】 あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の(a)～(i)のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。まず、「(a) 公正中立である」についてはどうですか。
〔以下(b)～(i)について聞く〕

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	(平均点)
(a) 公正中立である	20.1	25.8	39.4	11.0	3.6	3.48
(b) 信頼できる	18.5	34.0	33.9	10.8	2.8	3.54
(c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある	48.1	29.7	13.8	6.3	2.2	1.85
(d) 納得できる裁判(判断)が行われている	9.6	27.0	45.5	13.7	4.3	3.24
(e) 国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている	8.4	21.8	46.8	17.9	5.1	3.11
(f) 事件の真相が解明されている	9.0	27.6	42.4	16.2	4.7	3.20
(g) 裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい	48.6	27.5	17.5	4.5	1.9	1.84
(h) 裁判に時間がかかる	70.6	16.2	9.9	1.8	1.4	1.47
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている	8.8	21.0	37.6	23.0	9.7	2.96

Q 5 【回答票 5】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

67.2(ア) 新聞報道	1.3(ク) 裁判傍聴
8.6(イ) 雑誌	11.3(ケ) 家族・友人・知人等の話
4.8(ウ) 書籍等	4.3(コ) 勤務先での話
90.9(エ) テレビ報道	3.8(サ) 専門家、識者等の話
11.9(オ) ラジオ報道	3.7(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた
10.3(カ) インターネット	0.3 その他(具体的に)
2.1(キ) 裁判への関与	0.1 わからない

(M. T. =220.7%)

Q 6 【回答票 6】あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の(a)～(i)のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。

まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになる」についてはどうですか。〔以下(b)～(i)について聞く〕

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	(平均点)
(a) 裁判がより公正中立なものになる	37.6	29.1	23.1	7.5	2.8	3.91
(b) 裁判がより信頼できるものになる	32.7	31.3	25.3	8.2	2.3	3.84
(c) 裁判所や司法が身近になる	35.6	36.2	20.6	5.4	2.2	3.97
(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになる	24.1	32.2	33.0	8.1	2.5	3.67
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなる	34.4	40.1	19.8	4.2	1.6	4.01
(f) 事件の真相がより解明される	25.8	28.4	34.5	8.4	2.9	3.66
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる	27.9	31.8	30.2	7.0	3.2	3.74
(h) 裁判が迅速になる	26.8	27.1	33.0	8.9	4.2	3.63
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	30.7	41.0	21.4	4.7	2.3	3.93

Q7 【回答票7】あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の（a）～（i）のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。まず、「（a）裁判がより公正中立なものになった」についてはどうですか。〔以下（b）～（i）について聞く〕

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	（平均点）
(a) 裁判がより公正中立なものになった	12.3	34.5	40.7	9.8	2.7	3.44
(b) 裁判がより信頼できるものになった	11.7	35.2	40.5	9.7	2.9	3.43
(c) 裁判所や司法が身近になった	24.6	43.0	22.9	7.0	2.5	3.80
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになった	9.6	30.2	46.8	9.8	3.6	3.32
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった	21.9	44.7	26.1	5.4	1.9	3.79
(f) 事件の真相がより解明されている	10.1	29.5	46.2	11.2	3.0	3.32
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなった	14.5	30.3	39.9	11.1	4.3	3.39
(h) 裁判が迅速になった	15.6	32.1	37.0	10.6	4.7	3.43
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	21.7	42.6	26.6	6.4	2.8	3.74

Q8 【回答票8】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。この中からいくつでもあげてください。（M. A.）

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 68.3(ア) 新聞報道 | 0.4(ク) 裁判傍聴 |
| 9.2(イ) 雑誌 | 12.8(ケ) 家族・友人・知人等の話 |
| 3.7(ウ) 書籍等 | 4.3(コ) 勤務先での話 |
| 93.0(エ) テレビ報道 | 3.4(サ) 専門家、識者等の話 |
| 12.7(オ) ラジオ報道 | 2.8(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた |
| 11.1(カ) インターネット | 0.1 その他（具体的に） |
| 1.2(キ) 裁判への関与 | 0.2 わからない |

(M. T. =223.3%)

Q 9 【回答票 9】あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまると思うものを、次の中からすべてお聞かせください。

(M. A.)

- 78.7(ア) 自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる
- 63.4(イ) 素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある
- 52.6(ウ) 専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない
- 53.6(エ) 冷静に判断できる自信がない
- 49.3(オ) 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある
- 33.1(カ) 裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
- 38.6(キ) 裁判に参加することで仕事に支障が生じる
- 18.2(ク) 裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
- 3.7(ケ) 特にない
- 1.7 その他（具体的に)
- 0.3 わからない

(M. T. =393.1%)

Q 1 0 (調査員注：対象者に資料1をよく読んでもらってから質問をする)

【資料1】刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、裁判官のみの裁判では36.6%であるのに対し、裁判員裁判では56.6%となっています。

【回答票10】裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。

- 21.9(ア) 妥当だと思う
- 25.9(イ) どちらかといえば妥当だと思う
- 41.0(ウ) どちらともいえない
- 8.3(エ) どちらかといえば妥当ではないと思う
- 2.9(オ) 妥当ではないと思う

(平均点 3.55)

(全員に)

Q 1 1 【回答票 1 1】あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。

4.6(ア) 参加したい

10.4(イ) 参加してもよい

42.6(ウ) あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない

41.4(エ) 義務であっても参加したくない

1.0 わからない

Q 1 2 【回答票 1 2】刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

19.0(ア) そう思う

31.9(イ) ややそう思う

27.9(ウ) どちらともいえない

15.4(エ) あまりそう思わない

5.9(オ) そう思わない

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

《フェース・シート》

F 1 【 性 】 (調査員判断)

48.4 男 性

51.6 女 性

F 2 【年 齢】あなたのお年は満でいくつですか。

12.7 20～29 歳

18.2 30～39 歳

15.8 40～49 歳

15.9 50～59 歳

17.7 60～69 歳

19.8 70 歳以上

F 3 【職 業】〔回答票 1 3〕あなたのご職業をお聞かせください。この中から当てはまるものを1つ選んでください。

33.8(ア) お勤め（公務員・会社経営者を含む）

13.1(イ) 自営・自由業

10.5(ウ) パート・アルバイト

22.1(エ) 専業主婦・専業主夫

2.5(オ) 学 生

17.6(カ) 無 職

0.5 その他（具体的に ）

以上で面接調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

標本抽出方法

母 集 団：全国の市区町村に居住する満 20 歳以上の者

目標回収数：2, 050 人

地 点 数：125 地点

抽 出 方 法：層化 2 段無作為抽出法

〔層 化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の 11 地区に分類した。

(地 区)

北海道地区＝北海道	(1 道)
東北地区 ＝青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県	(6 県)
関東地区 ＝茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県	(1 都 6 県)
北陸地区 ＝新潟県, 富山県, 石川県, 福井県	(4 県)
東山地区 ＝山梨県, 長野県, 岐阜県	(3 県)
東海地区 ＝静岡県, 愛知県, 三重県	(3 県)
近畿地区 ＝滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	(2 府 4 県)
中国地区 ＝鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県	(5 県)
四国地区 ＝徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	(4 県)
北九州地区＝福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県	(4 県)
南九州地区＝熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	(4 県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように 24 分類しそれぞれを第 1 次層として、計 64 層とした。

○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部, 札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 浜松市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市）

○ 人口 20 万人以上の都市

○ 人口 10 万人以上の都市

○ 人口 10 万人未満の都市

○ 町 村

（注）ここでのいう都市とは、平成 22 年 4 月 1 日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成 22 年 3 月 31 日現在の人口による。

〔目標回収数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数（平成２２年３月３１日現在の２０歳以上人口）の大きさにより目標回収数及び調査地点数を配分した。

〔抽 出〕

1. 第１次抽出単位となる調査地点として、平成１７年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が２地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が１地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成１７年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、性別年代別人口構成に応じて設定された目標回収数に達するまで行った。